

厚生労働省

令和3年度 老人保健健康増進等事業

介護施設等における
外国人介護職員の就労実態に関する調査研究
報告書

令和4年3月

株式会社サーベイリサーチセンター

目次

第1章 調査研究の概要.....	1
1 調査の背景・目的	2
2 調査の概要.....	3
3 調査結果の概要	7
第2章 外国人介護職員の受入れ状況に関するアンケート調査 (受け入れ施設・事業所向けアンケート調査)	11
1 施設・事業所について	12
2 外国人介護職員の受入れ状況について	15
3 施設・事業所の職員等について	19
4 外国人介護職員の学習時間について	24
5 外国人介護職員の夜勤への従事状況について	39
6 事故・ヒヤリハット事例の有無について	54
7 外国人介護職員を配置基準に算入することについて	60
第3章 受入れ施設・事業所のサービス提供状況に関するアンケート調査 (利用者向けアンケート調査)	78
参考資料 調査票.....	91

第 1 章 調査研究の概要

1 調査の背景・目的

外国人介護人材の受入れについては、E P A（経済連携協定）、在留資格「介護」、技能実習、特定技能によるものがあり、それぞれの制度趣旨に沿った受入れを進めている。

これらの枠組みによる外国人介護人材の受入れにおいては、介護サービスの特性に基づく要請に対応するため様々な固有要件が定められている。また、職員配置基準上の取扱いについても、在留資格ごとの定めが設けられている。それぞれの制度が趣旨目的に沿った適切な運用を維持しつつ、国内外の介護人材確保・育成や介護サービスの発展にも寄与する仕組みとして機能するためには、行政や関係団体による支援の充実と同時にこれら要件の有効性も含めた運用実態の継続的な把握が求められる。

本調査研究は、外国人介護職員（E P A介護福祉士候補者、技能実習生、特定技能外国人）の就労実態やその提供サービスの状況等に関し、受入れ施設等、利用者やその家族による評価等を把握することにより、外国人介護人材の受入れ体制確保に係る施策の推進に役立てることを目的とした。

2 調査の概要

(1) 検討会の設置・開催

・事業の実施方針等について専門的な見地からご意見を頂くため、有識者・実務家からなる検討会を設置・開催した。

① 開催概要

・検討会の開催概要は、以下のとおり。

図表2-1 検討会の実施概要

回数	日時・場所	議題
第1回	令和3年11月19日(金) 16:00～18:00 オンライン会議	・本事業の概要について ・外国人介護人材の介護報酬上の取扱いについて ・アンケート調査票(案)について
第2回	令和4年1月27日(木) 16:00～18:00 オンライン会議	・アンケート調査結果(速報値)について
第3回	令和4年3月23日(水) 15:00～17:00 オンライン会議	・報告書案について

② 委員

・ 検討会委員は、以下のとおり。

図表2-2 検討会委員

氏名	所属	備考
石田 路子	名古屋学芸大学 看護学部 教授 高齢社会をよくする女性の会理事	
櫻井 博規	公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 介護人材対策委員会 外国人介護人材対策部会 部会長	
角田 隆	公益社団法人国際厚生事業団 専務理事	
内藤 佳津雄	日本大学 文理学部心理学科 教授	座長
濱田 和則	全国社会福祉法人経営者協議会 外国人介護人材特命チーム リーダー	
藤村 博之	法政大学経営大学院 イノベーション・マネジメント研究科 教授	
光山 誠	公益社団法人全国老人保健施設協会 人材対策委員会人材対策部会長	

(2) 外国人介護職員の受入れ状況に関するアンケート調査 (受け入れ施設・事業所向けアンケート調査)

外国人介護職員（EPA介護福祉士候補者、技能実習生、特定技能外国人）の就労の実態やサービスの提供状況、配置基準への算入等について、受入れ施設等からみた評価・意見等を把握することを目的として、アンケート調査を実施した。

① 調査対象

調査対象は、以下のとおり。

- ・ 令和2年3月31日までに介護職種に係る技能実習計画の認定を受けた事業所
- ・ 令和3年10月1日時点でEPA介護福祉士候補者を受け入れている施設・事業所

② 調査時期

令和3年12月10日（金）～令和3年12月24日（金）

※ただし、締切を過ぎて回収したものも集計に含めている。

③ 調査方法

郵送配布・郵送回収

④ 回収結果

有効回収数 1,564 件（有効回収率 30.2%）

⑤ 注

- ・ 回収が得られたもののうち、無効・非該当を除いて集計している。ただし、集計方法についての注記がある場合には、その方法に基づく。
- ・ 割合は、四捨五入の関係から合計が100.0%にならないものがある。
- ・ クロス集計軸の縦軸は、無回答を除いている。

(3) 受入れ施設・事業所のサービス提供状況に関するアンケート調査 (利用者向けアンケート調査)

外国人介護職員（EPA介護福祉士候補者、技能実習生）の介護サービス提供状況、日本語でのコミュニケーションの状況等について、利用者（利用者本人並びにそのご家族）からみた評価・意見等を把握することを目的として、アンケート調査を実施した。

① 調査対象

受入れ施設・事業所向けアンケート調査対象施設・事業所の利用者のうち、EPA介護福祉士候補者又は技能実習生から過去1年以内に介護サービスを受けたことがある者

② 調査時期

令和3年12月10日（金）～令和3年12月24日（金）

※ただし、締切を過ぎて回収したものも集計に含めている。

③ 調査方法

郵送配布・郵送回収

※アンケート調査票は、施設・事業所アンケート調査の調査対象施設・事業所経由で郵送配布した後、施設・事業所にて最大3名の調査対象者を選定し、調査票を配布いただいた。回答票は、回答者から直接当社に返送いただいた。

④ 回収結果

有効回収数 2,714 件

※施設・事業所経由での配布であり、また施設によっては調査対象となる利用者が3名に満たない（まだ外国人介護職員を雇用していない場合など）ケースも考えられるため、回収率は算出していない。

⑤ 注

- ・ 回収が得られたもののうち、無効・非該当を除いて集計している。ただし、集計方法についての注記がある場合には、その方法に基づく。
- ・ 割合は、四捨五入の関係から合計が100.0%にならないものがある。
- ・ クロス集計軸の縦軸は、無回答を除いている。

3 調査結果の概要

<受入れ施設・事業所向けアンケート調査>

【外国人介護職員の学習時間について】

- E P A介護福祉士候補者の介護技能の学習時間について、「就労開始半年未満」と「就労開始半年以上」でどちらが多いか尋ねたところ、勤務時間内では「同程度である」との回答が55.6%で最も多く、勤務時間外でも「同程度である」との回答が57.8%で最も多かった。
- E P A介護福祉士候補者の日本語の学習時間について、「就労開始半年未満」と「就労開始半年以上」を比較すると、勤務時間内では「同程度である」との回答が58.1%で最も多く、勤務時間外でも「同程度である」との回答が56.1%で最も多かった。
- 技能実習生の介護技能の学習時間について、「就労開始半年未満」と「就労開始半年以上」を比較すると、勤務時間内では「同程度である」との回答が39.7%で最も多く、勤務時間外でも「同程度である」との回答が48.3%で最も多かった。
- 技能実習生の日本語の学習時間について、「就労開始半年未満」と「就労開始半年以上」を比較すると、勤務時間内では「同程度である」との回答が41.9%で最も多く、勤務時間外でも「同程度である」との回答が47.3%で最も多かった。
- 就労開始半年未満の介護技能の学習時間の多さをE P A介護福祉士候補者と技能実習生とで比較すると、勤務時間内では「同程度である」が20.5%と最も多く、勤務時間外でも「同程度である」との回答が26.0%で最も多かった。
- 就労開始半年未満の日本語の学習時間の多さをE P A介護福祉士候補者と技能実習生とで比較すると、勤務時間内では「E P A介護福祉士候補者（の方が多い）」又は「同程度である」が20.5%と最も多く、勤務時間外では「同程度である」との回答が24.7%で最も多かった。

【外国人介護職員の夜勤への従事状況について】

- 外国人介護職員を夜勤に「従事させている」と回答した施設・事業所の割合は、E P A介護福祉士候補者では29.2%、技能実習生では55.4%、特定技能外国人では17.5%であった。
- 夜勤従事条件では、E P A介護福祉士候補者では、「就労期間に関する条件がある」が24.1%で最も多く、技能実習生でも「就労期間に関する条件がある」が59.5%と最も多い回答となった。特定技能外国人では、「介護業務の遂行能力に関する条件がある」が15.8%で最も多い回答となっている。
- 外国人介護職員を夜勤に従事させる理由として、「外国人介護職員の研修・指導として、夜勤での経験を積むことが効果的と考えられるから」では、「当てはまる」が49.9%と「やや当てはまる」が38.2%の合計が88.1%であった。

- 外国人介護職員が夜勤に従事することによる効果として、「夜勤のシフトが組みやすくなり、外国人介護職員以外の職員の業務負担が軽減した」では、「当てはまる」が33.1%と「やや当てはまる」が43.7%の合計が76.8%であった。

【事故・ヒヤリハット事例の有無について】

- 「過去3年間で、外国人介護職員による介護行為により生じた事故」では、「発生した」が15.6%であり、その中で「外国人職員特有と考えられる事故」では、「ある」が24.9%であった。事故が発生していない事業所を含む回答者全体でみると、「外国人職員特有と考えられる事項」の起こった割合は3.9%である。ヒヤリハット事例についても、外国人職員特有と考えられる事例の起こった割合は全体の10.7%であった。

【外国人介護職員を配置基準に算入することについて】

- 「現在、外国人介護職員を算入しなくても、介護職員の基本の配置基準を満たしているか」では、「満たしている」が62.4%、「満たしていない」が35.8%であった。
- 配置基準算入への考えとして、「施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である」と考える割合はEPA介護福祉士候補者について25.0%、技能実習生では同23.7%。「現行通りで良い」と考える割合はEPA介護福祉士候補者について61.5%、技能実習生では同60.1%。
- EPA介護福祉士候補者について「施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である」を選択した施設・事業所にその理由を尋ねたところ、「外国人介護職員は、入国後の一定の研修等により他の職員や利用者との最低限のコミュニケーションを図ることができる」とともに、勤務態度も誠実であるため、介護職員の基本の配置基準に算入しても問題ないから」と「外国人介護職員には勤務を開始したばかりの日本人と同等の業務に携わらせている中で、外国人介護職員のみを配置基準に算入しないとするのは、不合理であるから」が67.7%で最も多く、次いで、「外国人介護職員の中でも、在留資格によっては就業開始当初から配置基準に算入できる中で、能力等を考えても、在留資格ごとに異なる定めを設ける理由がないから」が32.3%、「外国人介護職員を介護職員の基本の配置基準に算入することで、外国人職員の責任感や就労に対する意欲が増すから」が26.2%であった。
- 他方、「現行通りで良い」を選択した施設・事業所に対し、その理由を尋ねたところ、「一定期間の就労により、円滑なコミュニケーションが期待できるようになるから」が68.8%で最も多く、次いで、「一定期間の就労により、日本の文化や生活に関する理解を深め、介護においても一定の質を確保できるようになるから」が66.9%、「日本語能力がN2以上あれば、就労が一定期間経過していなくとも、他の職員や利用者との円滑なコミュニケーションが期待できるから」が37.5%、「日本語能力がN2以上あれば、就労が一定期間経過していなくとも、日本の文化や生活に

関する理解を深め、介護においても一定の質を確保できるから」が24.4%であった。

- 技能実習生について「施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である」を選択した施設・事業所にその理由を尋ねたところ、「外国人介護職員には勤務を開始したばかりの日本人と同等の業務に携わらせている中で、外国人介護職員のみを配置基準に算入しないとするのは、不合理であるから」が67.7%で最も多く、次いで、「外国人介護職員は、入国後の一定の研修等により他の職員や利用者との最低限のコミュニケーションを図ることができるとともに、勤務態度も誠実であるため、介護職員の基本の配置基準に算入しても問題ないから」が57.8%、「外国人介護職員の中でも、在留資格によっては就業開始当初から配置基準に算入できる中で、能力等を考えても、在留資格ごとに異なる定めを設ける理由がないから」が37.3%、「外国人介護職員を介護職員の基本の配置基準に算入することで、外国人職員の責任感や就労に対する意欲が増すから」が27.0%であった。
- 他方、「現行通りで良い」を選択した施設・事業所に対し、その理由を尋ねたところ、「一定期間の就労により、日本の文化や生活に関する理解を深め、介護においても一定の質を確保できるようになるから」が74.4%で最も多く、次いで、「一定期間の就労により、円滑なコミュニケーションが期待できるようになるから」が65.9%、「日本語能力がN2以上あれば、就労が一定期間経過していなくとも、他の職員や利用者と同様のコミュニケーションが期待できるから」が27.7%、「日本語能力がN2以上あれば、就労が一定期間経過していなくとも、日本の文化や生活に関する理解を深め、介護においても一定の質を確保できるから」が18.3%であった。
- E P A 介護福祉士候補者又は技能実習生を雇用する事業所のうち、特定技能外国人も雇用する事業所に配置基準算入に関する考えを尋ねた。特定技能外国人については、施設での就労を開始した直後から介護職員として配置基準への算入が可能なことについて、「現行通りで良い」が81.8%で最も多い結果となった。
- なお、入国制限等の影響により直近2年程度の外国人介護職員の新規受入れ数が少なくなっている。したがって、本調査の回答対象とした事業所のほとんどが、直近の外国人介護職員受入れから既に2年以上が経過している事業所であり、このことが調査結果に影響を与えている可能性があることに留意されたい。

＜利用者向けアンケート調査＞

【外国人介護職員との日本語での意思疎通の程度】

- E P A 介護福祉士候補者では、「特に問題なく意思疎通ができる」が 49.3%で最も多く、次いで、「時々話が通じないときはあるが、ゆっくり話せばおおむね伝わる」が 40.7%、「挨拶や簡単な会話程度であれば、なんとか伝わる」が 10.0%であった。
- 技能実習生では、「特に問題なく意思疎通ができる」が 51.6%で最も多く、次いで、「時々話が通じないときはあるが、ゆっくり話せばおおむね伝わる」が 38.9%、「挨拶や簡単な会話程度であれば、なんとか伝わる」が 8.6%であった。

【外国人介護職員から受ける介護サービスの満足度】

- E P A 介護福祉士候補者では、「十分満足できる水準である」が 42.8%で最も多く、次いで、「おおむね満足できる水準である」が 36.8%、「普通（どちらともいえない）」が 18.9%であった。
- 技能実習生では、「十分満足できる水準である」が 42.4%で最も多く、次いで、「おおむね満足できる水準である」が 38.2%、「普通（どちらともいえない）」が 16.6%であった。

【外国人介護職員の働きぶりへの評価】

- E P A 介護福祉士候補者では、「大変仕事熱心であり、高く評価できる」が 57.2%で最も多く、次いで、「足りない部分はあるが、おおむね評価できる」が 28.9%、「普通（どちらともいえない）」が 12.9%であった。
- 技能実習生では、「大変仕事熱心であり、高く評価できる」が 59.8%で最も多く、次いで、「足りない部分はあるが、おおむね評価できる」が 27.7%、「普通（どちらともいえない）」が 11.1%であった。
- なお、本調査は受入れ施設・事業所向けアンケート調査対象施設・事業所の利用者のうち、過去１年以内に「就労開始から２年以内の E P A 介護福祉士候補者又は技能実習生」から介護サービスを受けたことがある者を対象として実施し、当該外国人介護職員（就労開始から２年以内の E P A 介護福祉士候補者又は技能実習生）のサービス提供状況について回答いただいた。しかしながら、回収票を確認したところ、就労期間２年以上の外国人介護職員に関する回答が多く含まれていたため、それらも集計対象とした。このことが、集計結果に影響を与えている可能性があることに留意されたい。

第2章 外国人介護職員の受入れ状況に関するアンケート調査

（受け入れ施設・事業所向けアンケート調査）

1 施設・事業所について

(1) 所在地

本アンケート調査に回答した施設・事業所の「所在地」は、以下のとおり。

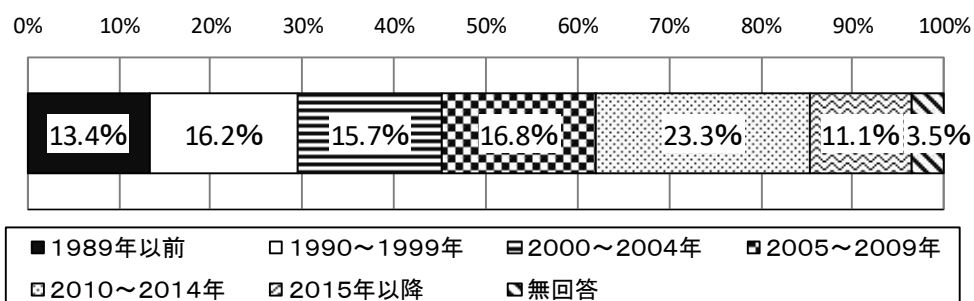
表 1-1 所在地 (n=1,564)

都道府県	回答数	構成比	都道府県	回答数	構成比
北海道	36	2.3%	滋賀県	19	1.2%
青森県	3	0.2%	京都府	28	1.8%
岩手県	25	1.6%	大阪府	89	5.7%
宮城県	8	0.5%	兵庫県	95	6.1%
秋田県	10	0.6%	奈良県	28	1.8%
山形県	5	0.3%	和歌山県	11	0.7%
福島県	10	0.6%	鳥取県	2	0.1%
茨城県	60	3.8%	島根県	3	0.2%
栃木県	22	1.4%	岡山県	40	2.6%
群馬県	36	2.3%	広島県	64	4.1%
埼玉県	65	4.2%	山口県	24	1.5%
千葉県	84	5.4%	徳島県	30	1.9%
東京都	89	5.7%	香川県	24	1.5%
神奈川県	96	6.1%	愛媛県	53	3.4%
新潟県	20	1.3%	高知県	5	0.3%
富山県	22	1.4%	福岡県	62	4.0%
石川県	18	1.2%	佐賀県	4	0.3%
福井県	8	0.5%	長崎県	22	1.4%
山梨県	13	0.8%	熊本県	10	0.6%
長野県	45	2.9%	大分県	16	1.0%
岐阜県	42	2.7%	宮崎県	8	0.5%
静岡県	60	3.8%	鹿児島県	23	1.5%
愛知県	92	5.9%	沖縄県	8	0.5%
三重県	21	1.3%	無回答	6	0.4%
			全体	1564	100.0%

(2) 開設年（西暦）

本アンケート調査に回答した施設・事業所の「開設年（西暦）」は、以下のとおり。

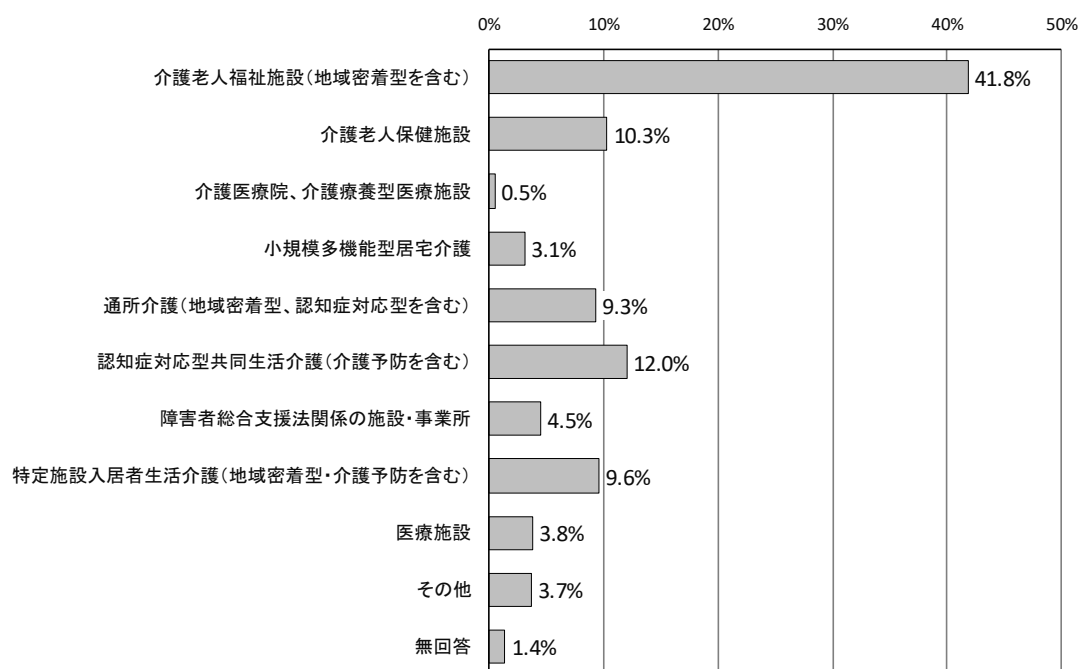
図 1-2 開設年（西暦）（n=1,564）（単一回答、以降は「SA」と表記）



(3) 施設・事業所の種類

本アンケート調査に回答した「施設・事業所の種類」は、以下のとおり。

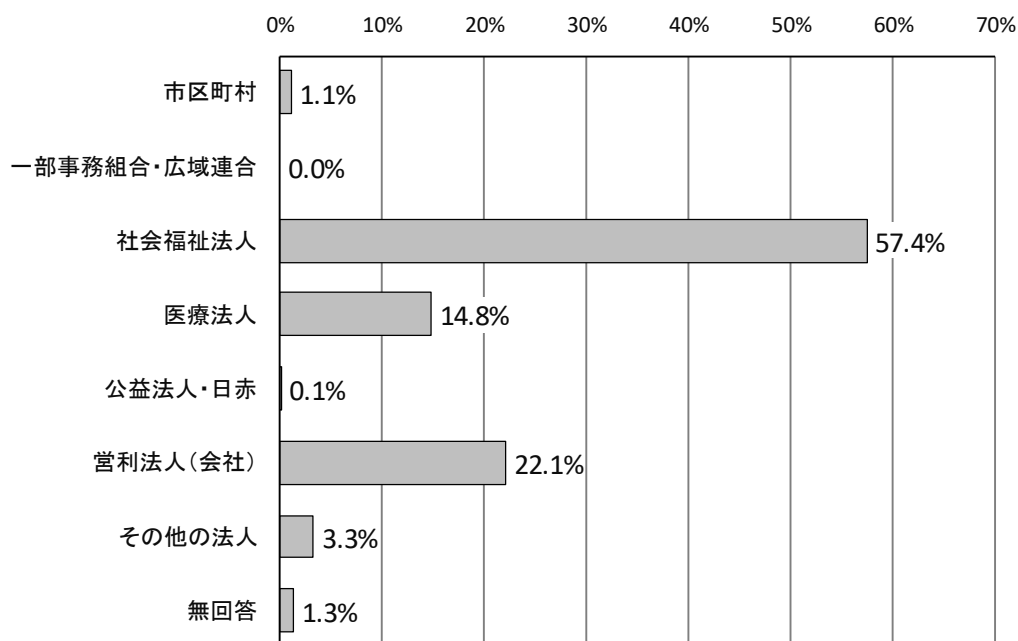
図 1-3 施設・事業所の種類（n=1,564）（SA）



(4) 運営主体

本アンケート調査に回答した施設・事業所の「運営主体」については、「社会福祉法人」が57.4%で最も多く、次いで、「営利法人（会社）」が22.1%、「医療法人」が14.8%、「市区町村」が1.1%であった。

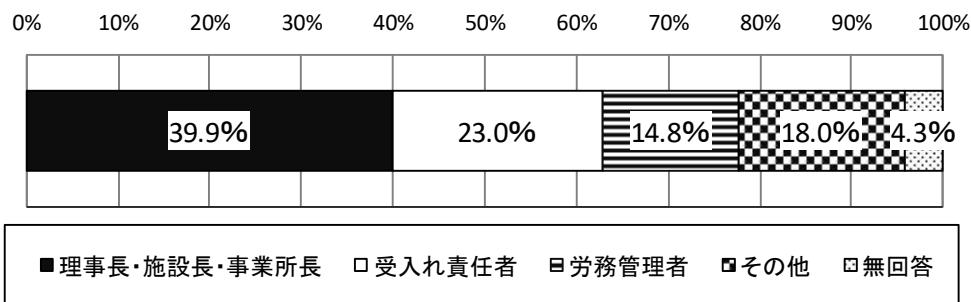
図 1-4 運営主体 (n=1,564) (SA)



(5) 記入者

本アンケート調査の「記入者」（回答者）については、「理事長・施設長・事業所長」が39.9%で最も多く、次いで、「受入れ責任者」が23.0%、「労務管理者」が14.8%であった。「その他」としては、「事務員」や「事務長」が多く挙げられていた。

図 1-5 記入者 (n=1,564) (SA)



2 外国人介護職員の受入れ状況について

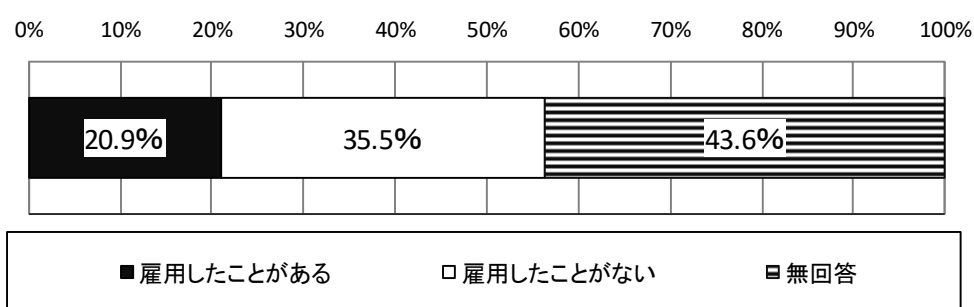
(1) 雇用した経験の有無

以下は、外国人介護職員の雇用経験有無について、在留資格別に尋ねたものである。

① E P A 介護福祉士候補者

「E P A 介護福祉士候補者」では、「雇用したことがある」が 20.9%、「雇用したことがない」が 35.5%であった。

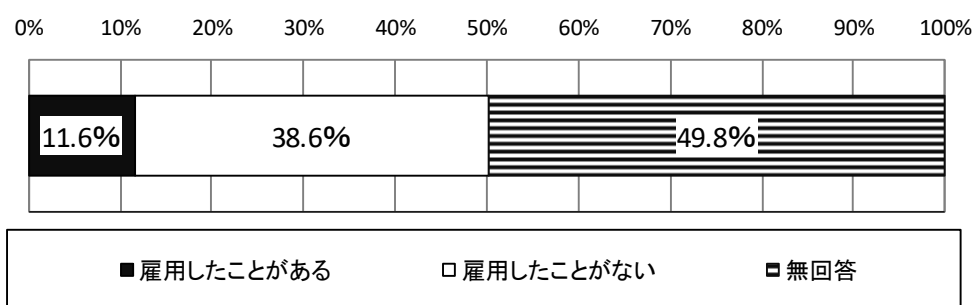
図 2-1-1 E P A 介護福祉士候補者を雇用した経験の有無 (n=1,564) (SA)



② E P A 介護福祉士

「E P A 介護福祉士」では、「雇用したことがある」が 11.6%、「雇用したことがない」が 38.6%であった。

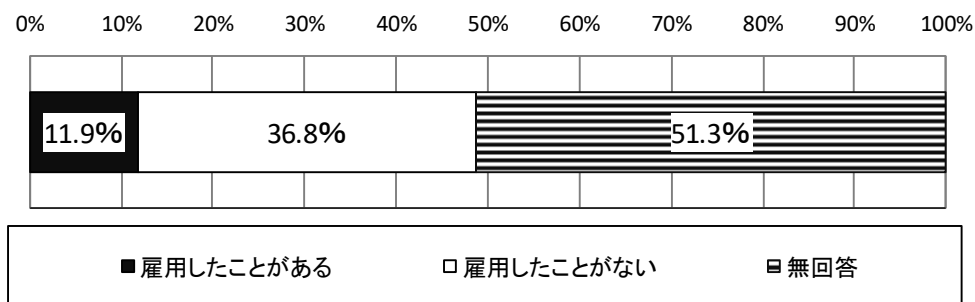
図 2-1-2 E P A 介護福祉士を雇用した経験の有無 (n=1,564) (SA)



③在留資格「介護」

「在留資格『介護』」では、「雇用したことがある」が11.9%、「雇用したことがない」が36.8%であった。

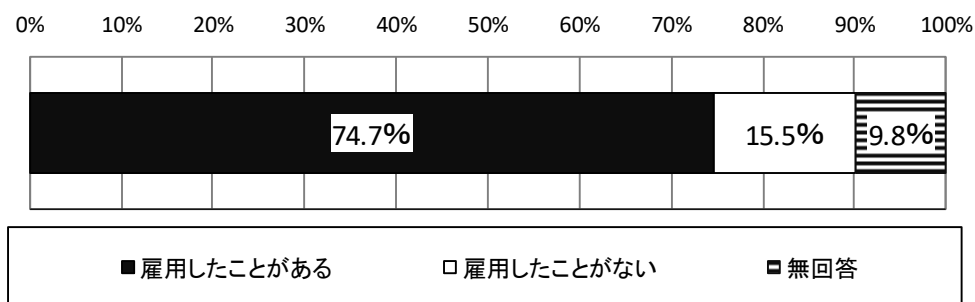
図 2-1-3 在留資格「介護」を雇用した経験の有無（n=1,564）（SA）



④技能実習生

「技能実習生」では、「雇用したことがある」が74.7%、「雇用したことがない」が15.5%であった。

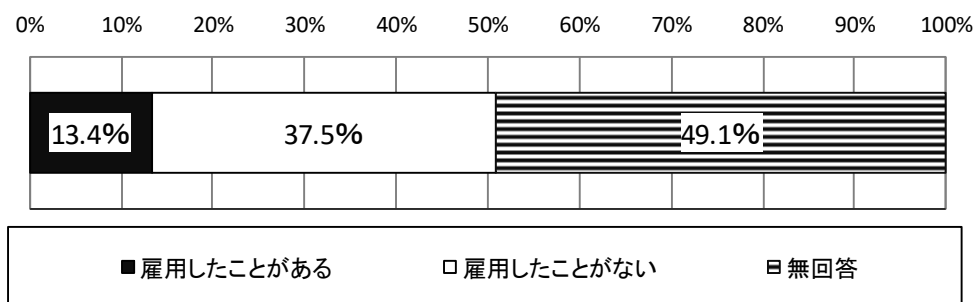
図 2-1-4 技能実習生を雇用した経験の有無（n=1,564）（SA）



⑤特定技能外国人

「特定技能外国人」では、「雇用したことがある」が13.4%、「雇用したことがない」が37.5%であった。

図 2-1-5 特定技能外国人を雇用した経験の有無（n=1,564）（SA）



(2) 現在雇用中の外国人介護職員数

以下は、当該在留資格の外国人介護職員を「雇用したことがある」と回答した事業所に対し、現在雇用している外国人介護職員の数就業期間別に尋ねたものである。

①現在雇用中の外国人介護職員数（計）

「現在雇用中の外国人介護職員数」では、「E P A 介護福祉士候補者」が平均 2.97 人、「E P A 介護福祉士」が平均 1.74 人、「在留資格『介護』」が平均 2.35 人、「技能実習生」が平均 2.53 人、「特定技能外国人」が平均 2.16 人であった。

表 2-2-1 現在雇用中の外国人介護職員数（人）

在留資格	n（件数）	最大値	最小値	平均値	中央値
E P A 介護福祉士候補者	327	23.00	0.00	2.97	2.00
E P A 介護福祉士	182	14.00	0.00	1.74	1.00
在留資格「介護」	185	19.00	0.00	2.35	2.00
技能実習生	1169	19.00	0.00	2.53	2.00
特定技能外国人	208	16.00	0.00	2.16	1.00

※「n（件数）」は、本設問の回答対象事業所数。

②現在雇用中の外国人介護職員数（就労開始後半年未満）

「現在雇用中の就労開始後半年未満の外国人介護職員数」では、「E P A 介護福祉士候補者」が平均 0.74 人、「E P A 介護福祉士」が平均 0.07 人、「在留資格『介護』」が平均 0.23 人、「技能実習生」が平均 0.03 人、「特定技能外国人」が平均 0.84 人であった。

表 2-2-2 現在雇用中の就労開始後半年未満の外国人介護職員数（人）

在留資格	n（件数）	最大値	最小値	平均値	中央値
E P A 介護福祉士候補者	327	5.00	0.00	0.74	0.00
E P A 介護福祉士	182	2.00	0.00	0.07	0.00
在留資格「介護」	185	2.00	0.00	0.23	0.00
技能実習生	1169	6.00	0.00	0.03	0.00
特定技能外国人	208	14.00	0.00	0.84	0.00

※「n（件数）」は、本設問の回答対象事業所数。

③現在雇用中の外国人介護職員数（就労開始後半年以上２年未満）

「現在雇用中の就労開始後半年以上２年未満の外国人介護職員数」では、「ＥＰＡ介護福祉士候補者」が平均 0.86 人、「ＥＰＡ介護福祉士」が平均 0.47 人、「在留資格「介護」」が平均 1.21 人、「技能実習生」が平均 1.50 人、「特定技能外国人」が平均 1.16 人であった。

表 2-2-3 現在雇用中の就労開始後半年以上２年未満の外国人介護職員数（人）

在留資格	n（件数）	最大値	最小値	平均値	中央値
ＥＰＡ介護福祉士候補者	327	6.00	0.00	0.86	0.00
ＥＰＡ介護福祉士	182	5.00	0.00	0.47	0.00
在留資格「介護」	186	10.00	0.00	1.21	1.00
技能実習生	1169	18.00	0.00	1.50	1.00
特定技能外国人	209	9.00	0.00	1.16	1.00

※「n（件数）」は、本設問の回答対象事業所数。

④現在雇用中の外国人介護職員数（就労開始後２年以上）

「現在雇用中の就労開始後２年以上の外国人介護職員数」では、「ＥＰＡ介護福祉士候補者」が平均 1.37 人、「ＥＰＡ介護福祉士」が平均 1.19 人、「在留資格「介護」」が平均 0.91 人、「技能実習生」が平均 1.00 人、「特定技能外国人」が平均 0.16 人であった。

表 2-2-4 現在雇用中の就労開始後２年以上の外国人介護職員数（人）

在留資格	n（件数）	最大値	最小値	平均値	中央値
ＥＰＡ介護福祉士候補者	327	17.00	0.00	1.37	1.00
ＥＰＡ介護福祉士	182	14.00	0.00	1.19	1.00
在留資格「介護」	185	14.00	0.00	0.91	0.00
技能実習生	1169	12.00	0.00	1.00	0.00
特定技能外国人	208	3.00	0.00	0.16	0.00

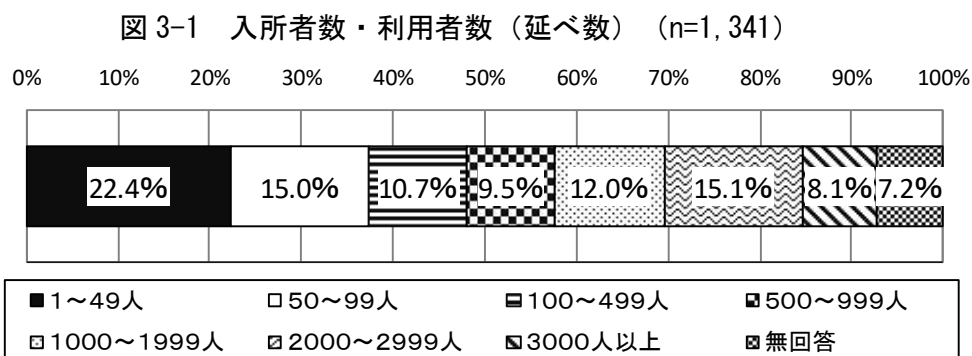
※「n（件数）」は、本設問の回答対象事業所数。

3 施設・事業所の職員等について

※以降は、EPA介護福祉士候補者又は技能実習生のいずれか又は両方を現在雇用している施設・事業所を対象としている。

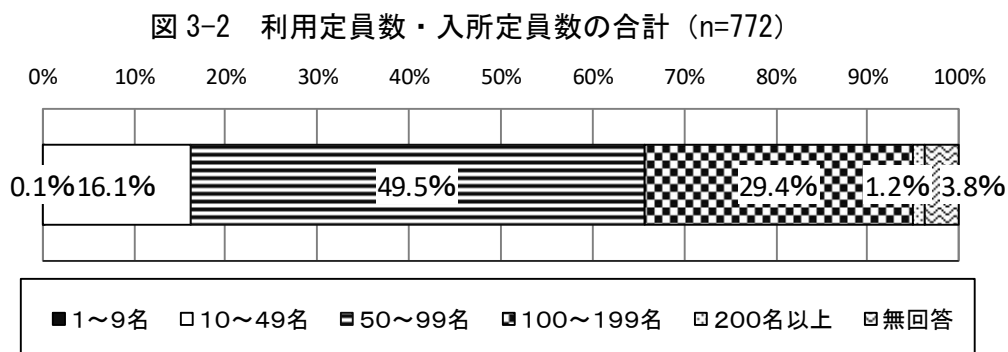
(1) 入所者数・利用者数（延べ数）

回答事業所の「入所者数・利用者数（延べ数）」は、「1～49人」が22.4%で最も多く、次いで、「2,000～2,999人」が15.1%、「50～99人」が15.0%、「1,000～1,999人」が12.0%であった。



(2) 利用定員数・入所定員数の合計（介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、障害者総合支援法関係の施設・事業所のみ）

回答事業所の「利用定員数・入所定員数の合計」は、「50～99名」が49.5%で最も多く、次いで、「100～199名」が29.4%、「10～49名」が16.1%、「200名以上」が1.2%であった。



(3) 利用定員数・入所定員数 居室タイプ別

回答事業所の「利用定員数・入所定員数」について、居室タイプ別に集計した結果は、以下のとおり。

①多床室

図 3-3-1 多床室数 (n=772)

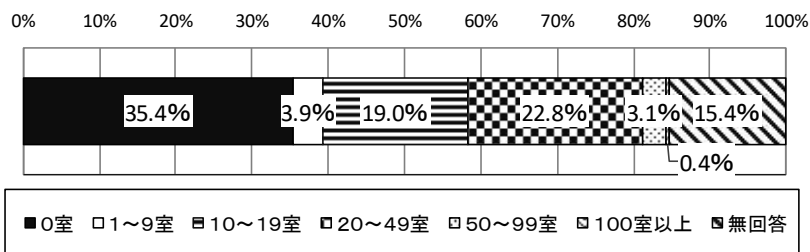
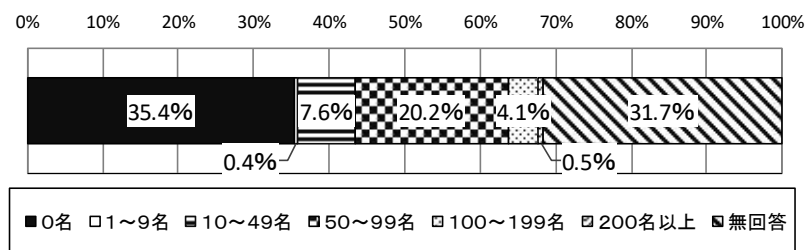


図 3-3-2 多床室利用定員数・入所定員数 (n=772)



②ユニット室

図 3-3-3 ユニット室数 (n=772)

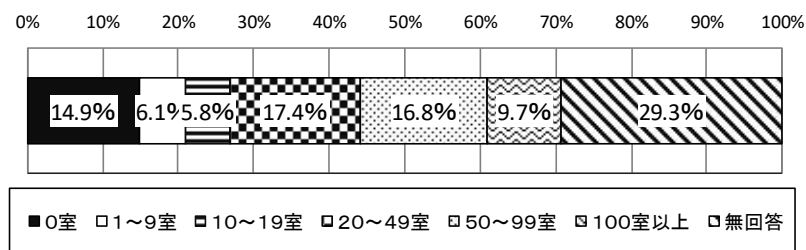
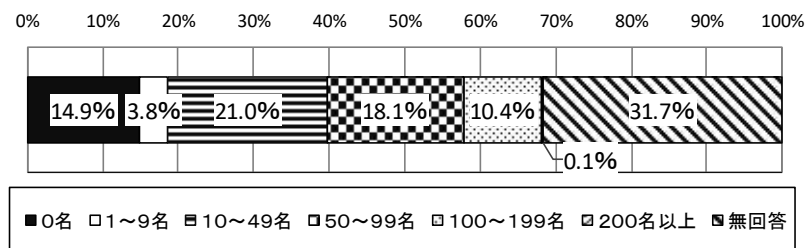


図 3-3-4 ユニット室利用定員数・入所定員数 (n=772)



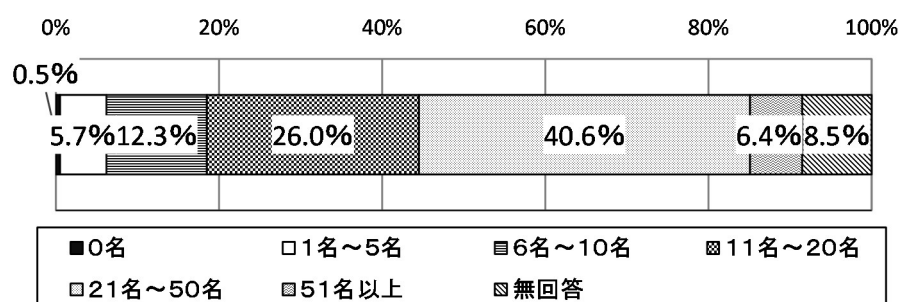
(4) 施設・事業所の介護職員・看護職員数

① 介護職員

1) 常勤職員数

回答事業所の「介護職員の常勤職員数」は、「21名～50名」が40.6%で最も多く、次いで、「11名～20名」が26.0%、「6名～10名」が12.3%、「51名以上」が6.4%であった。

図 3-4-1-1 介護職員の常勤職員数 (n=1,341)



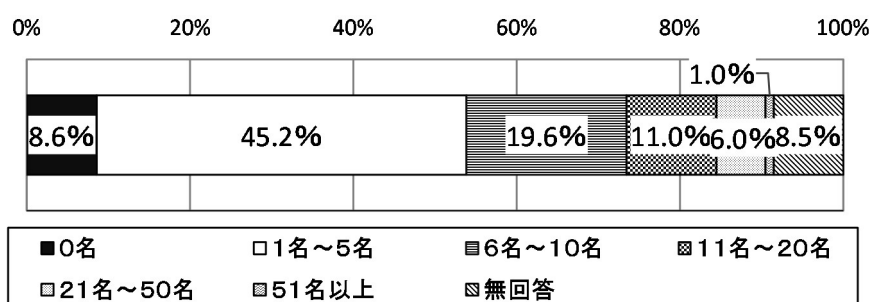
n (件数)	最大値	最小値	平均値	中央値
1227	230.00	0.00	24.54	21.00

※「n (件数)」は、本設問の回答対象事業所数。

2) 非常勤職員数（常勤換算）

回答事業所の「介護職員の常勤換算数での非常勤職員数」は、「1名～5名」が45.2%で最も多く、次いで、「6名～10名」が19.6%、「11名～20名」が11.0%、「0名」が8.6%であった。

図 3-4-1-2 介護職員の非常勤職員数（常勤換算） (n=1,341)



n (件数)	最大値	最小値	平均値	中央値
1227	101.00	0.00	7.15	4.00

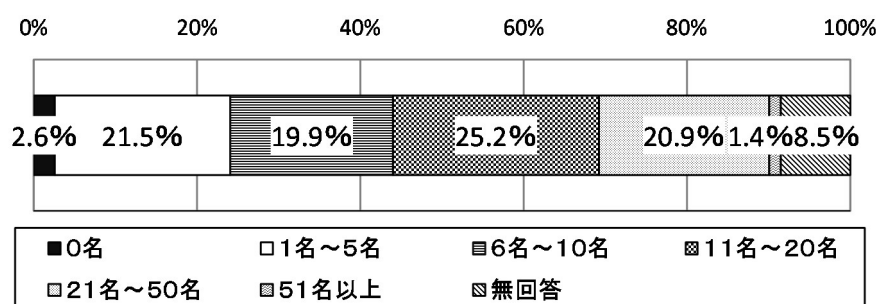
※「n (件数)」は、本設問の回答対象事業所数。

② 介護福祉士

1) 常勤職員数

回答事業所の「介護福祉士の常勤職員数」は、「11名～20名」が25.2%で最も多く、次いで、「1名～5名」が21.5%、「21名～50名」が20.9%、「6名～10名」が19.9%であった。

図 3-4-2-1 介護福祉士の常勤職員数 (n=1,341)



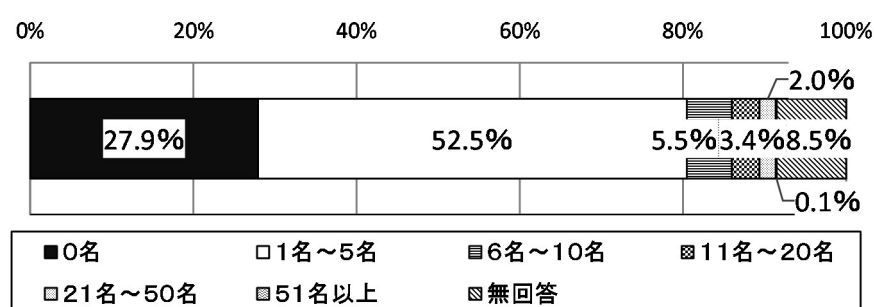
n (件数)	最大値	最小値	平均値	中央値
1227	165.00	0.00	14.18	11.00

※「n (件数)」は、本設問の回答対象事業所数。

2) 非常勤職員数（常勤換算）

回答事業所の「介護福祉士の常勤換算数での非常勤職員数」は、「1名～5名」が52.5%で最も多く、次いで、「0名」が27.9%、「6名～10名」が5.5%、「11名～20名」が3.4%であった。

図 3-4-2-2 介護福祉士の非常勤職員数（常勤換算） (n=1,341)



n (件数)	最大値	最小値	平均値	中央値
1227	56.20	0.00	2.76	1.00

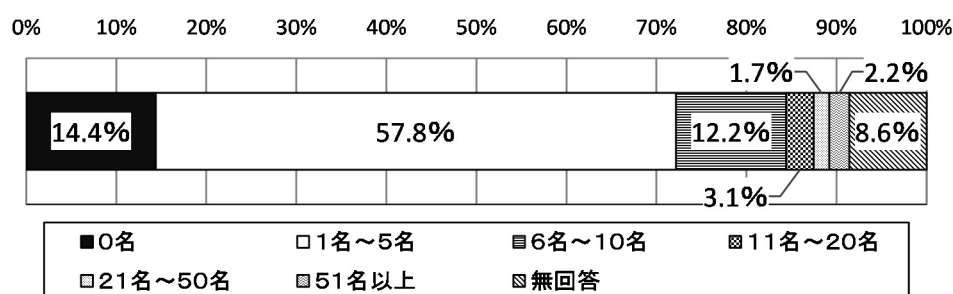
※「n (件数)」は、本設問の回答対象事業所数。

③看護職員

1) 常勤職員数

回答事業所の「看護職員の常勤職員数」は、「1名～5名」が57.8%で最も多く、次いで、「0名」が14.4%、「6名～10名」が12.2%、「11名～20名」が3.1%であった。

図 3-4-3-1 看護職員の常勤職員数 (n=1,341)



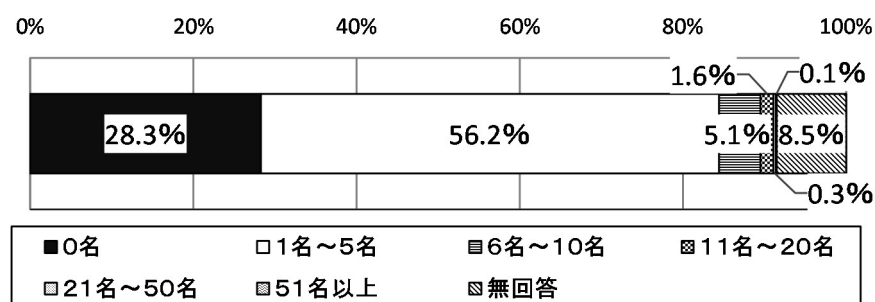
n (件数)	最大値	最小値	平均値	中央値
1227	219.00	0.00	6.21	3.00

※「n (件数)」は、本設問の回答対象事業所数。

2) 非常勤職員数（常勤換算）

回答事業所の「看護職員の常勤換算数での非常勤職員数」は、「1名～5名」が56.2%で最も多く、次いで、「0名」が28.3%、「6名～10名」が5.1%、「11名～20名」が1.6%であった。

図 3-4-3-2 看護職員の非常勤職員数（常勤換算） (n=1,341)



n (件数)	最大値	最小値	平均値	中央値
1227	121.40	0.00	1.86	1.00

※「n (件数)」は、本設問の回答対象事業所数。

4 外国人介護職員の学習時間について

(1) 勤務時間内の学習・指導時間

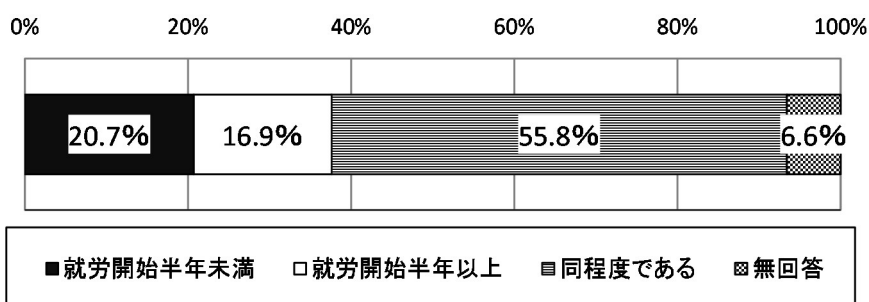
①介護技能の学習時間（就労期間別）

以下は、同じ在留資格で就労期間が異なる（就労開始後半年未満／半年以上）外国人介護職員を比較したとき、どちらの方が勤務時間内における介護技能の学習時間が多いかを尋ねたものである。

1) E P A介護福祉士候補者

「E P A介護福祉士候補者」では、「就労開始半年未満」が20.7%、「就労開始半年以上」が16.9%、「同程度である」が55.8%であった。

図 4-1-1-1 就労期間別勤務時間内の介護技能に係る学習の時間
（E P A介護福祉士候補者）（n=242）（SA）

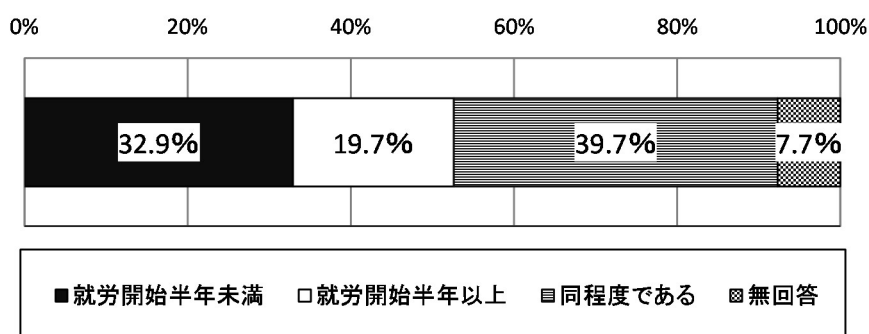


※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

2) 技能実習生

「技能実習生」では、「就労開始半年未満」が32.9%、「就労開始半年以上」が19.7%、「同程度である」が39.7%であった。

図 4-1-1-2 就労期間別勤務時間内の介護技能に係る学習の時間
(技能実習生) (n=1,028) (SA)

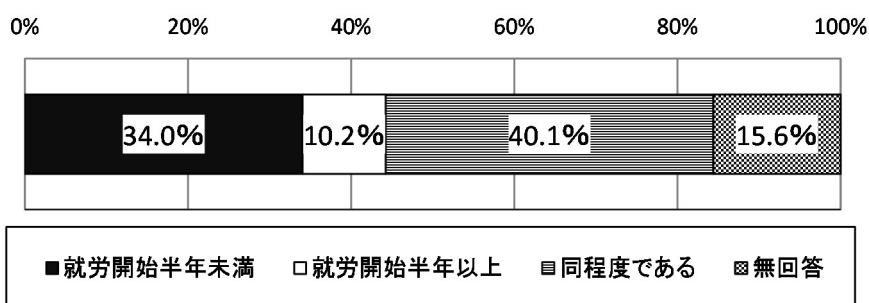


※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

3) 特定技能外国人

「特定技能外国人」では、「就労開始半年未満」が34.0%、「就労開始半年以上」が10.2%、「同程度である」が40.1%であった。

図 4-1-1-3 就労期間別勤務時間内の介護技能に係る学習の時間
(特定技能外国人) (n=147) (SA)



※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

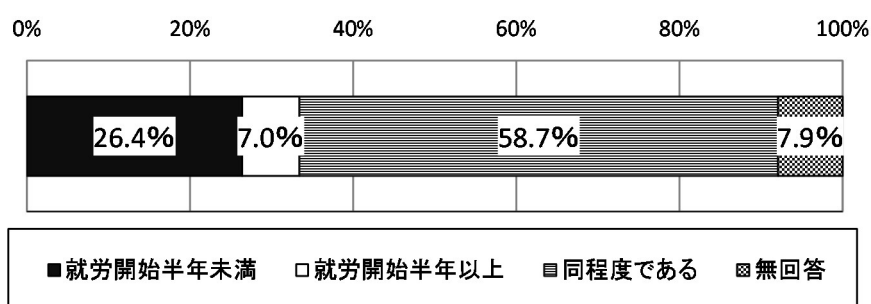
②日本語の学習時間（就労期間別）

以下は、同じ在留資格で就労期間が異なる（就労開始後半年未満／半年以上）外国人介護職員を比較したとき、どちらの方が勤務時間内における日本語の学習時間が多いかを尋ねたものである。

1) E P A介護福祉士候補者

「E P A介護福祉士候補者」では、「就労開始半年未満」が26.4%、「就労開始半年以上」が7.0%、「同程度である」が58.7%であった。

図 4-1-2-1 就労期間別勤務時間内の日本語に係る学習の時間
（E P A介護福祉士候補者）（n=242）（SA）

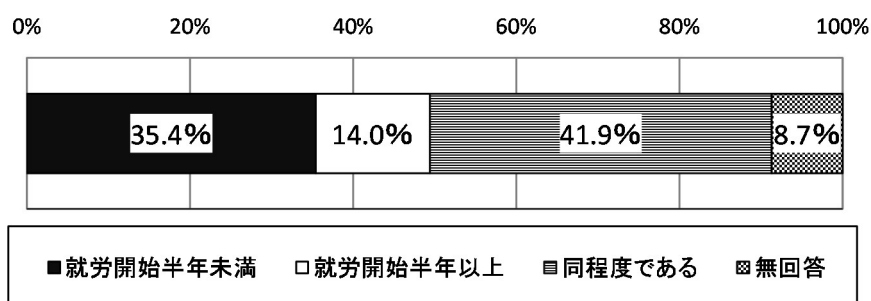


※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

2) 技能実習生

「技能実習生」では、「就労開始半年未満」が35.4%、「就労開始半年以上」が14.0%、「同程度である」が41.9%であった。

図 4-1-2-2 就労期間別勤務時間内の日本語に係る学習の時間
（技能実習生）（n=1,028）（SA）

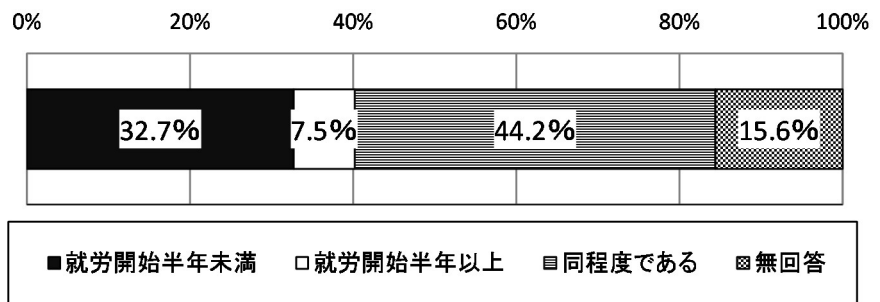


※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

3) 特定技能外国人

「特定技能外国人」では、「就労開始半年未満」が 32.7%、「就労開始半年以上」が 7.5%、「同程度である」が 44.2%であった。

図 4-1-2-3 就労期間別勤務時間内の日本語に係る学習の時間
(特定技能外国人) (n=147) (SA)



※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

③就労開始半年未満の外国人介護職員の介護技能学習時間

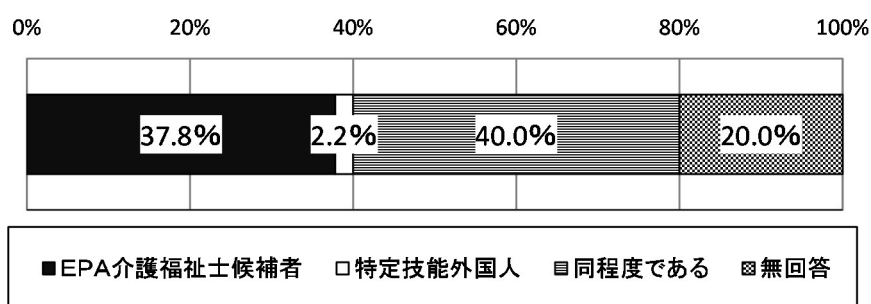
(在留資格別)

以下は、同じ就労期間（就労開始半年未満）で在留資格が異なる外国人介護職員を比較したとき、どちらの方が勤務時間内における介護技能の学習時間が多いかを尋ねたものである。

1) E P A介護福祉士候補者と特定技能外国人の比較

「E P A介護福祉士候補者と特定技能外国人の比較」では、「E P A介護福祉士候補者」が37.8%、「特定技能外国人」が2.2%、「同程度である」が40.0%であった。

図 4-1-3-1 勤務時間内の就労開始半年未満の介護技能の学習時間量の多さ
(E P A介護福祉士候補者と特定技能外国人) (n=45) (SA)

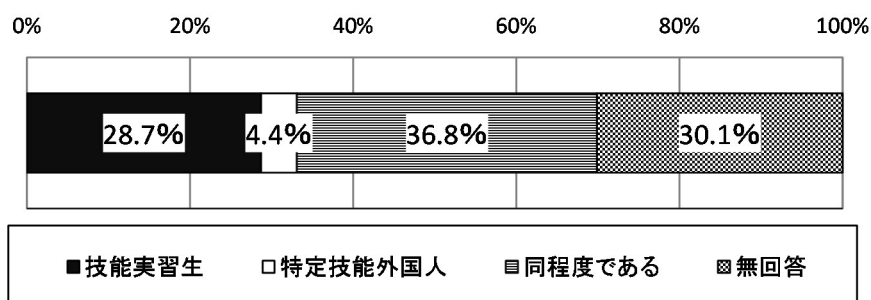


※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

2) 技能実習生と特定技能外国人の比較

「技能実習生と特定技能外国人の比較」では、「技能実習生」が28.7%、「特定技能外国人」が4.4%、「同程度である」が36.8%であった。

図 4-1-3-2 勤務時間内の別就労開始半年未満の介護技能の学習時間量の多さ
(技能実習生と特定技能外国人) (n=136) (SA)

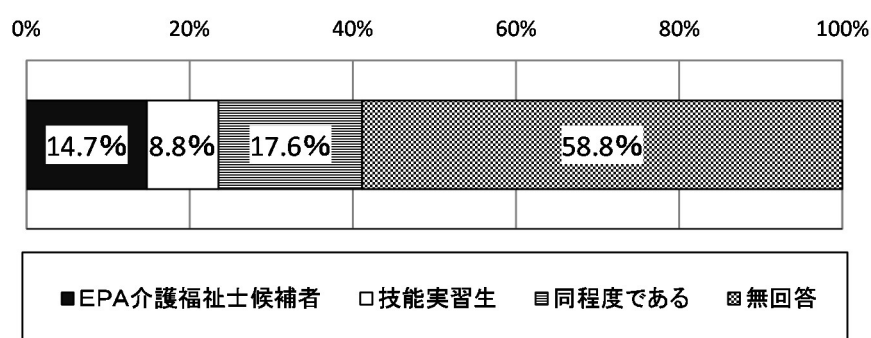


※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

3) E P A 介護福祉士候補者と技能実習生の比較

「E P A 介護福祉士候補者と技能実習生の比較」では、「E P A 介護福祉士候補者」が14.7%、「技能実習生」が8.8%、「同程度である」が17.6%であった。

図 4-1-3-3 勤務時間内の就労開始半年未満の介護技能の学習時間量の多さ
(E P A 介護福祉士候補者と技能実習生) (n=68) (SA)



※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

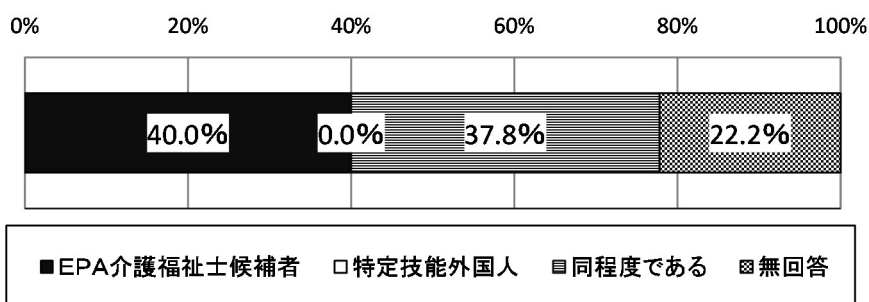
④就労開始半年未満の外国人介護職員の日本語学習時間 (在留資格別)

以下は、同じ就労期間（就労開始半年未満）で在留資格が異なる外国人介護職員を比較したとき、どちらの方が勤務時間内における日本語の学習時間が多いかを尋ねたものである。

1) E P A介護福祉士候補者と特定技能外国人の比較

「E P A介護福祉士候補者と特定技能外国人の比較」では、「E P A介護福祉士候補者」が40.0%、「特定技能外国人」が0.0%、「同程度である」が37.8%であった。

図 4-1-4-1 勤務時間内の就労開始半年未満の日本語の学習時間量の多さ
(E P A介護福祉士候補者と特定技能外国人) (n=45) (SA)

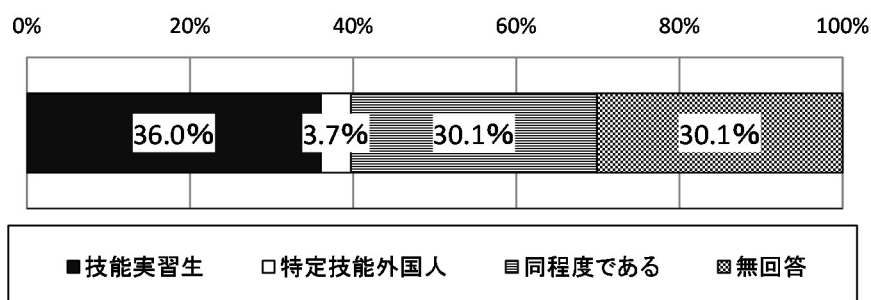


※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

2) 技能実習生と特定技能外国人の比較

「技能実習生と特定技能外国人の比較」では、「技能実習生」が36.0%、「特定技能外国人」が3.7%、「同程度である」が30.1%であった。

図 4-1-4-2 勤務時間内の就労開始半年未満の日本語の学習時間量の多さ
(技能実習生と特定技能外国人) (n=136) (SA)

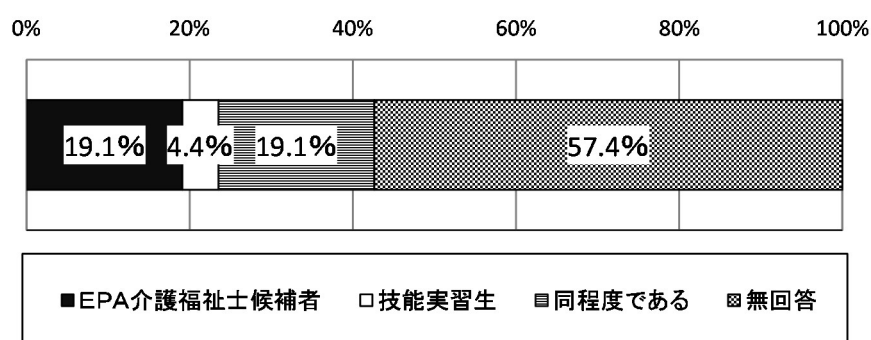


※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

3) E P A 介護福祉士候補者と技能実習生の比較

「E P A 介護福祉士候補者と技能実習生の比較」では、「E P A 介護福祉士候補者」が19.1%、「技能実習生」が4.4%、「同程度である」が19.1%であった。

図 4-1-4-3 勤務時間内の就労開始半年未満の日本語の学習時間量の多さ
(E P A 介護福祉士候補者と技能実習生) (n=68) (SA)



※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

(2) 勤務時間外の学習・指導時間

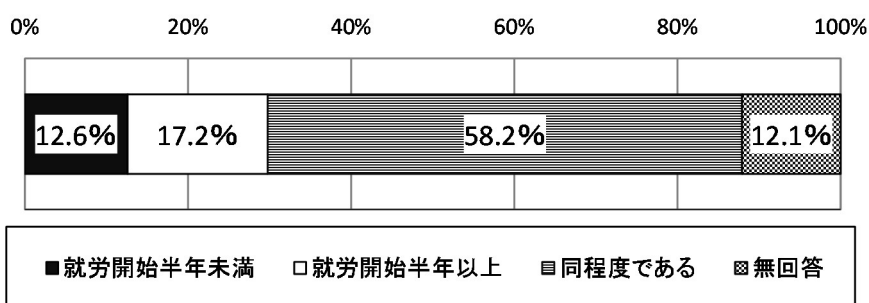
①介護技能の学習時間（就労期間別）

以下は、同じ在留資格で就労期間が異なる（就労開始後半年未満／半年以上）外国人介護職員を比較したとき、どちらの方が勤務時間外における介護技能の学習時間が多いかを尋ねたものである。

1) E P A介護福祉士候補者

「E P A介護福祉士候補者」では、「就労開始半年未満」が12.6%、「就労開始半年以上」が17.2%、「同程度である」が58.2%であった。

図 4-2-1-1 就労期間別勤務時間外の介護技能に係る学習の時間
（E P A介護福祉士候補者）（n=239）（SA）

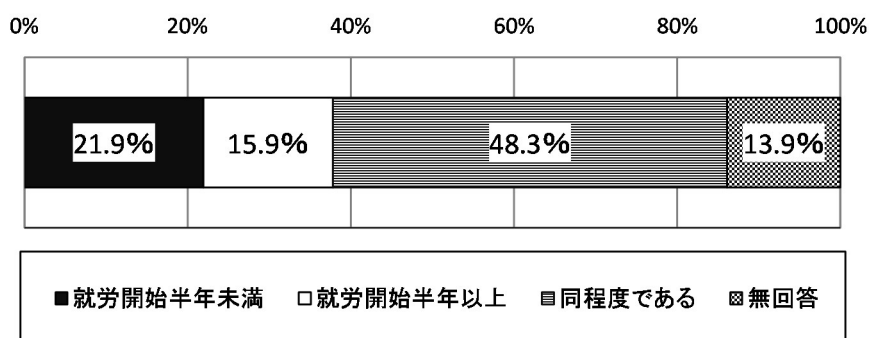


※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

2) 技能実習生

「技能実習生」では、「就労開始半年未満」が21.9%、「就労開始半年以上」が15.9%、「同程度である」が48.3%であった。

図 4-2-1-2 就労期間別勤務時間外の介護技能に係る学習の時間
（技能実習生）（n=1,006）（SA）

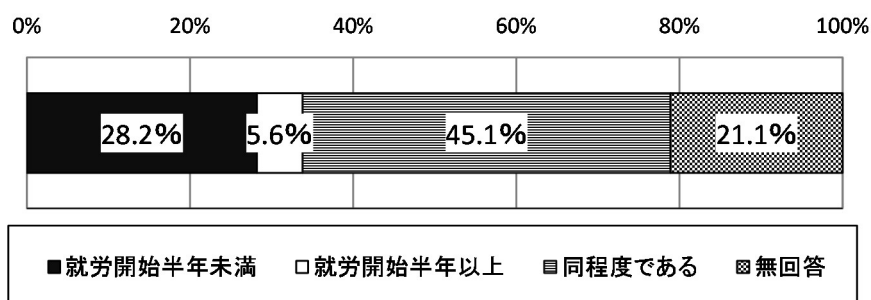


※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

3) 特定技能外国人

「特定技能外国人」では、「就労開始半年未満」が 28.2%、「就労開始半年以上」が 5.6%、「同程度である」が 45.1%であった。

図 4-2-1-3 就労期間別勤務時間外の介護技能に係る学習の時間
(特定技能外国人) (n=142) (SA)



※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

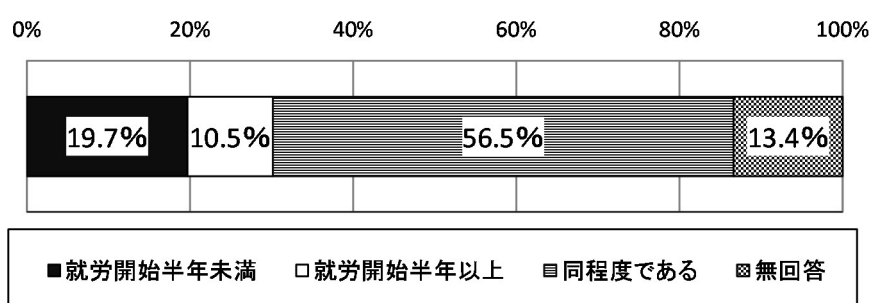
②日本語の学習時間（就労期間別）

以下は、同じ在留資格で就労期間が異なる（就労開始後半年未満／半年以上）外国人介護職員を比較したとき、どちらの方が勤務時間外における日本語の学習時間が多いかを尋ねたものである。

1) E P A 介護福祉士候補者

「E P A 介護福祉士候補者」では、「就労開始半年未満」が 19.7%、「就労開始半年以上」が 10.5%、「同程度である」が 56.5%であった。

図 4-2-2-1 就労期間別勤務時間外の日本語に係る学習の時間
(E P A 介護福祉士候補者) (n=239) (SA)

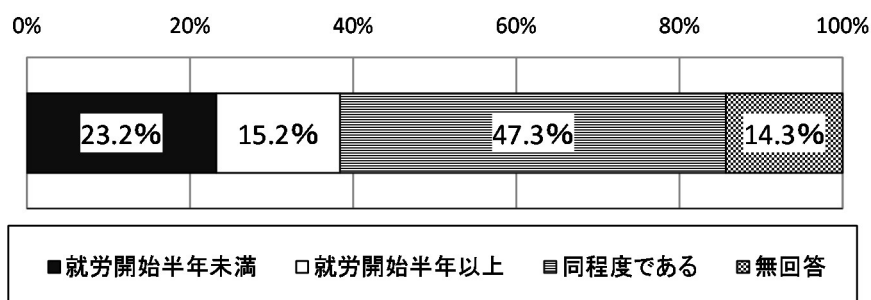


※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

2) 技能実習生

「技能実習生」では、「就労開始半年未満」が23.2%、「就労開始半年以上」が15.2%、「同程度である」が47.3%であった。

図 4-2-2-2 就労期間別勤務時間外の日本語に係る学習の時間
(技能実習生) (n=1,006) (SA)

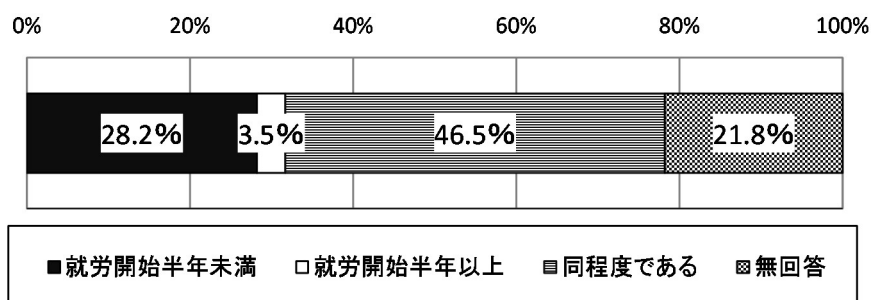


※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

3) 特定技能外国人

「特定技能外国人」では、「就労開始半年未満」が28.2%、「就労開始半年以上」が3.5%、「同程度である」が46.5%であった。

図 4-2-2-3 就労期間別勤務時間外の日本語に係る学習の時間
(特定技能外国人) (n=142) (SA)



※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

③就労開始半年未満の外国人介護職員の介護技能学習時間

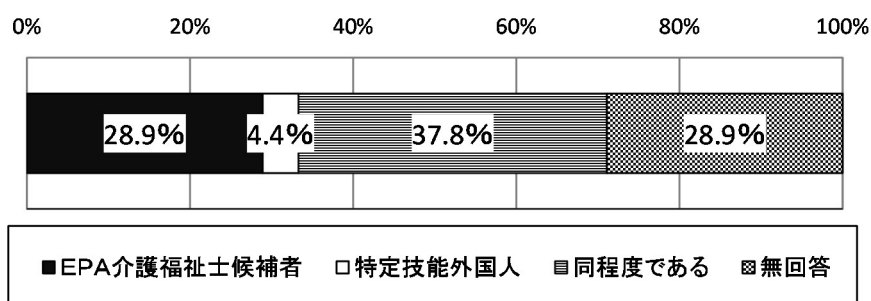
(在留資格別)

以下は、同じ就労期間（就労開始半年未満）で在留資格が異なる外国人介護職員を比較したとき、どちらの方が勤務時間外における介護技能の学習時間が多いかを尋ねたものである。

1) E P A介護福祉士候補者と特定技能外国人の比較

「E P A介護福祉士候補者と特定技能外国人の比較」では、「E P A介護福祉士候補者」が28.9%、「特定技能外国人」が4.4%、「同程度である」が37.8%であった。

図 4-2-3-1 勤務時間外の就労開始半年未満の介護技能の学習時間量の多さ
(E P A介護福祉士候補者と特定技能外国人) (n=45) (SA)

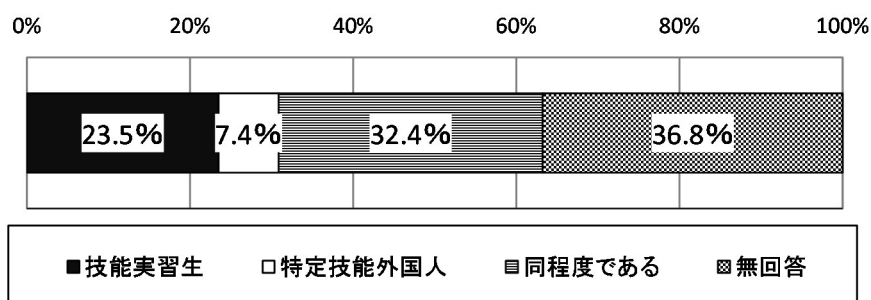


※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

2) 技能実習生と特定技能外国人の比較

「技能実習生と特定技能外国人の比較」では、「技能実習生」が23.5%、「特定技能外国人」が7.4%、「同程度である」が32.4%であった。

図 4-2-3-2 勤務時間外の就労開始半年未満の介護技能の学習時間量の多さ
(技能実習生と特定技能外国人) (n=136) (SA)

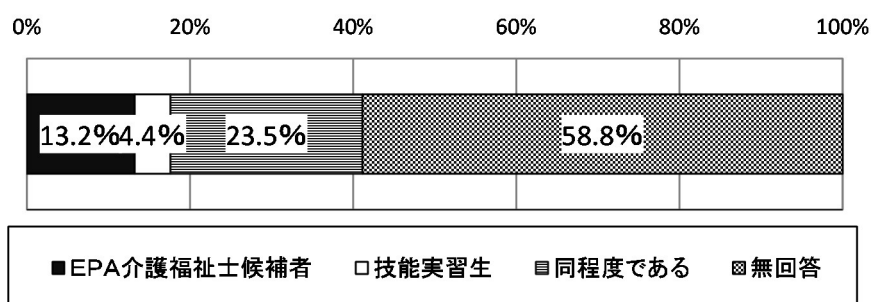


※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

3) E P A 介護福祉士候補者と技能実習生の比較

「E P A 介護福祉士候補者と技能実習生の比較」では、「E P A 介護福祉士候補者」が13.2%、「技能実習生」が4.4%、「同程度である」が23.5%であった。

図 4-2-3-3 勤務時間外の就労開始半年未満の介護技能の学習時間量の多さ
(E P A 介護福祉士候補者と技能実習生) (n=68) (SA)



※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

④就労開始半年未満の外国人介護職員の日本語学習時間

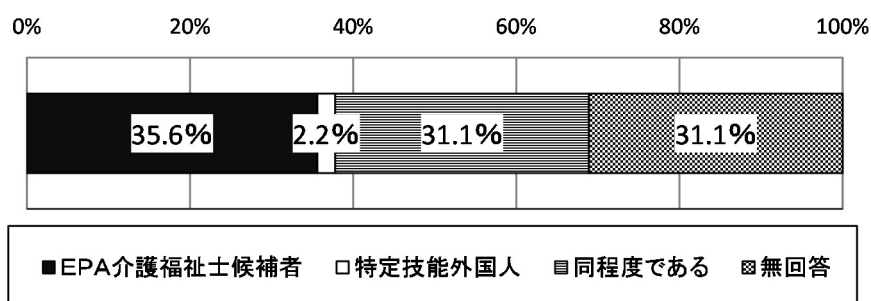
(在留資格別)

以下は、同じ就労期間（就労開始半年未満）で在留資格が異なる外国人介護職員を比較したとき、どちらの方が勤務時間外における日本語の学習時間が多いかを尋ねたものである。

1) E P A介護福祉士候補者と特定技能外国人の比較

「E P A介護福祉士候補者と特定技能外国人の比較」では、「E P A介護福祉士候補者」が35.6%、「特定技能外国人」が2.2%、「同程度である」が31.1%であった。

図 4-2-4-1 勤務時間外の就労開始半年未満の日本語の学習時間量の多さ
(E P A介護福祉士候補者と特定技能外国人) (n=45) (SA)

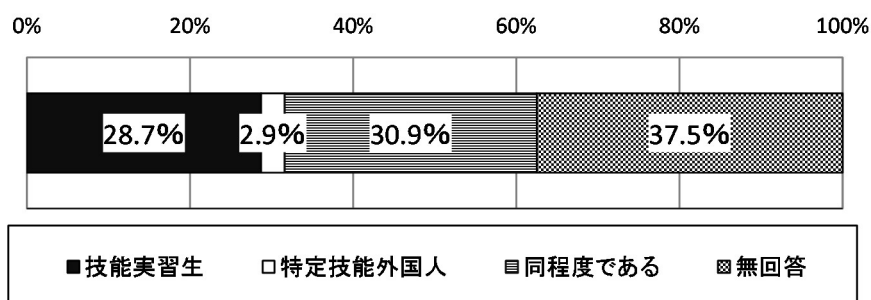


※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

2) 技能実習生と特定技能外国人の比較

「技能実習生と特定技能外国人の比較」では、「技能実習生」が28.7%、「特定技能外国人」が2.9%、「同程度である」が30.9%であった。

図 4-2-4-2 勤務時間外の就労開始半年未満の日本語の学習時間量の多さ
(技能実習生と特定技能外国人) (n=136) (SA)

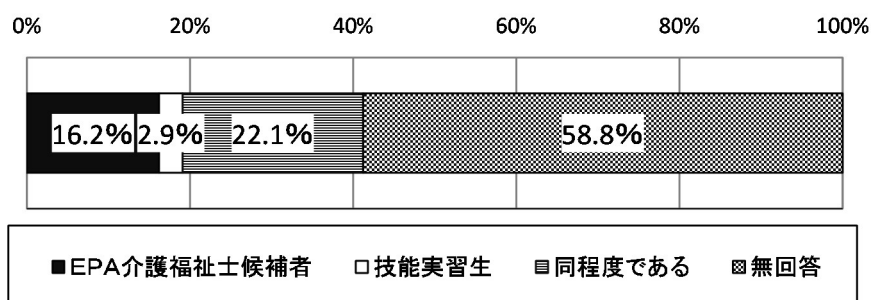


※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

3) E P A 介護福祉士候補者と技能実習生の比較

「E P A 介護福祉士候補者と技能実習生の比較」では、「E P A 介護福祉士候補者」が16.2%、「技能実習生」が2.9%、「同程度である」が22.1%であった。

図 4-2-4-3 勤務時間外の就労開始半年未満の日本語の学習時間量の多さ
(E P A 介護福祉士候補者と技能実習生) (n=68) (SA)



※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

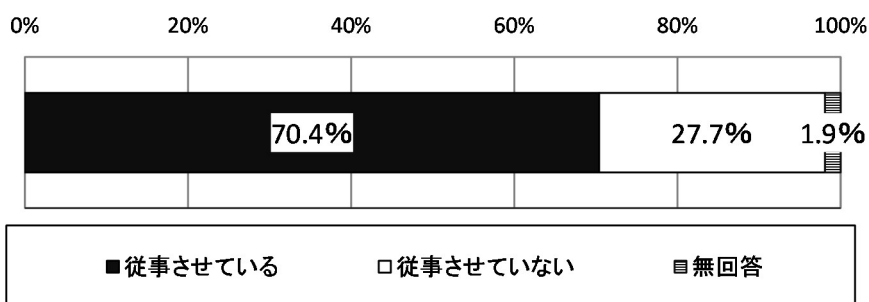
5 外国人介護職員の夜勤への従事状況について

(1) 外国人介護職員の夜勤への従事状況

① E P A 介護福祉士候補者

「E P A 介護福祉士候補者」では、「従事させている」が 70.4%、「従事させていない」が 27.7%であった。

図 5-1-1 E P A 介護福祉士候補者の夜勤への従事状況 (n=267) (SA)



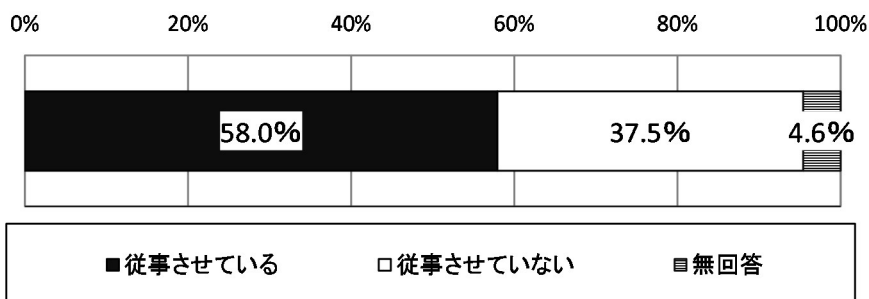
※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

※夜勤に従事する外国人介護職員の条件を設けているものの、現時点で条件にあてはまる外国人職員がいない場合にも、「従事させている」と回答いただいている。以下、すべて同じ。

② 技能実習生

「技能実習生」では、「従事させている」が 58.0%、「従事させていない」が 37.5%であった。

図 5-1-2 技能実習生の夜勤への従事状況 (n=1, 142) (SA)

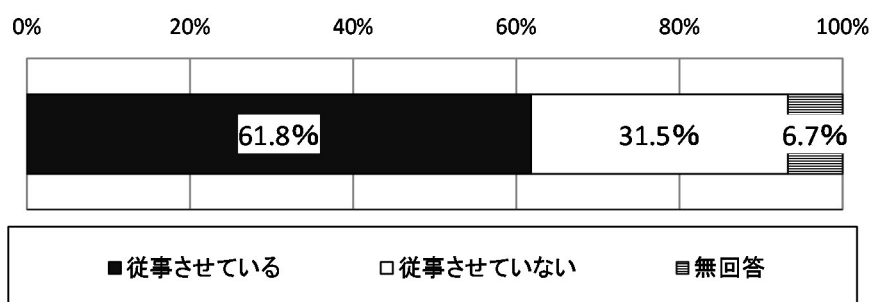


※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

③特定技能外国人

「特定技能外国人」では、「従事させている」が61.8%、「従事させていない」が31.5%であった。

図 5-1-3 特定技能外国人の夜勤への従事状況（n=165）（SA）



※当該外国人介護職員を雇用していない場合（本設問で「雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

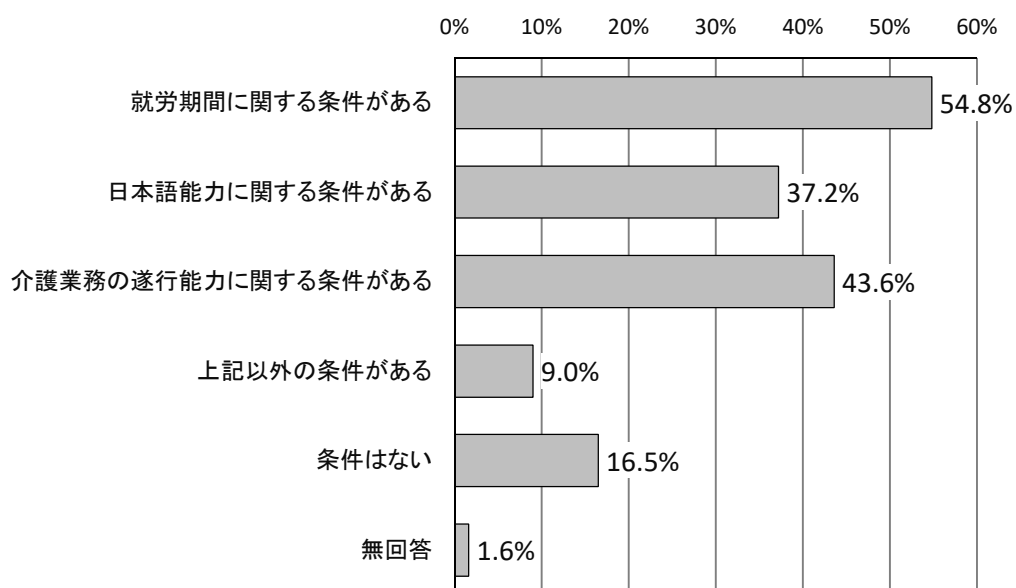
(2) E P A介護福祉士候補者の夜勤への従事状況

①夜勤に従事する条件

E P A介護福祉士候補者を夜勤に従事させていると回答した施設・事業所に「E P A介護福祉士候補者の夜勤従事条件」を尋ねたところ、「就労期間に関する条件がある」が54.8%で最も多く、次いで、「介護業務の遂行能力に関する条件がある」が43.6%、「日本語能力に関する条件がある」が37.2%であった。

図 5-2-1 E P A介護福祉士候補者の夜勤従事条件 (n=188)

(複数回答、以降「MA」と表記)

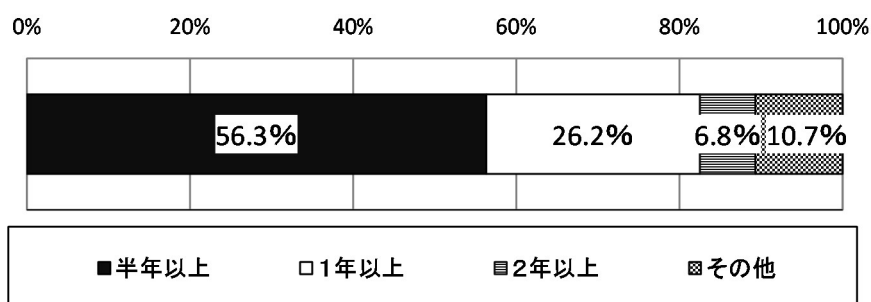


※本設問で把握すべき回答の対象とならない場合（本設問で「従事させていない／雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

②-1 就労期間に係る条件

就労期間に関する条件があると回答した施設・事業所にその具体的な内容を尋ねたところ、「半年以上」が56.3%で最も多く、次いで、「1年以上」が26.2%、「2年以上」が6.8%であった。「その他」では、「3年以上」等の回答があった。

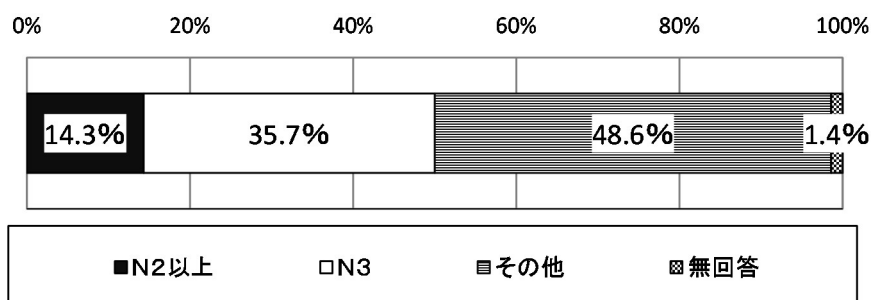
図 5-2-2-1 E P A 介護福祉士候補者の夜勤従事への就労期間条件 (n=103)
(SA)



②-2 日本語能力に係る条件

日本語能力に関する条件があると回答した施設・事業所にその具体的な内容を尋ねたところ、「N3」が35.7%で最も多く、次いで、「N2以上」が14.3%であった。「その他」では、「日常会話に支障がないこと」等の回答があった。

図 5-2-2-2 E P A 介護福祉士候補者の夜勤従事への日本語能力条件 (n=70)
(SA)



②-3 介護業務の遂行能力に係る条件

介護業務の遂行能力に関する条件があると回答した事業所にその具体的な内容を尋ねたところ、以下のような回答がみられた。

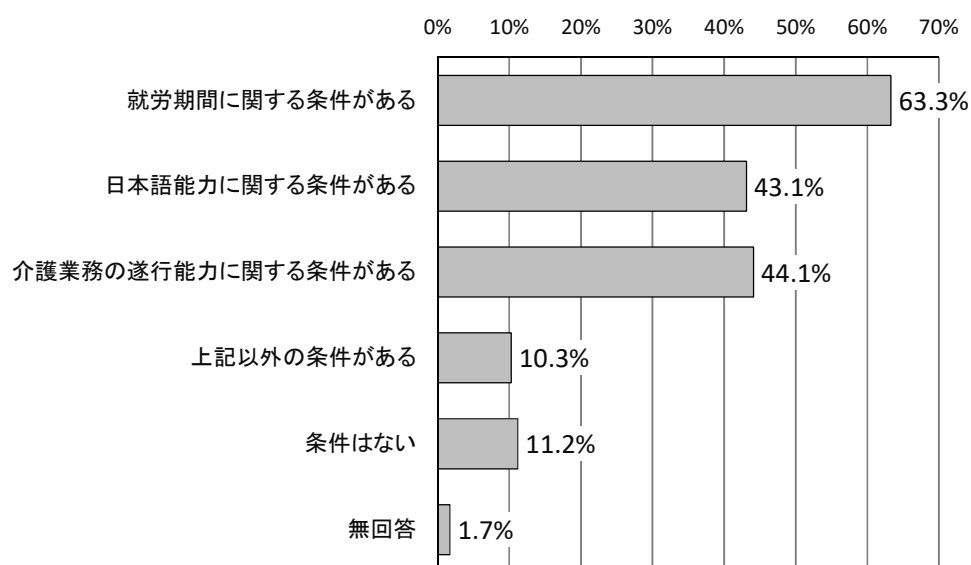
- ・ 日勤の業務を一人で行うことができる。
- ・ 危機管理能力がある。
- ・ 業務全てを遂行出来る。
- ・ 夜勤以外のシフトをひととおり習得した後。
- ・ 一連の業務ができると判断されたとき。
- ・ 緊急時の対応ができる場合。
- ・ 日勤業務を問題なく行うことができ、利用者の変化等に気づき、報告、相談出来る。

(3) 技能実習生の夜勤への従事状況

①夜勤に従事する条件

技能実習生を夜勤に従事させていると回答した施設・事業所に「技能実習生の夜勤従事条件」を尋ねたところ、「就労期間に関する条件がある」が63.3%で最も多く、次いで、「介護業務の遂行能力に関する条件がある」が44.1%、「日本語能力に関する条件がある」が43.1%であった。

図 5-3-1 技能実習生の夜勤従事条件 (n=662) (MA)

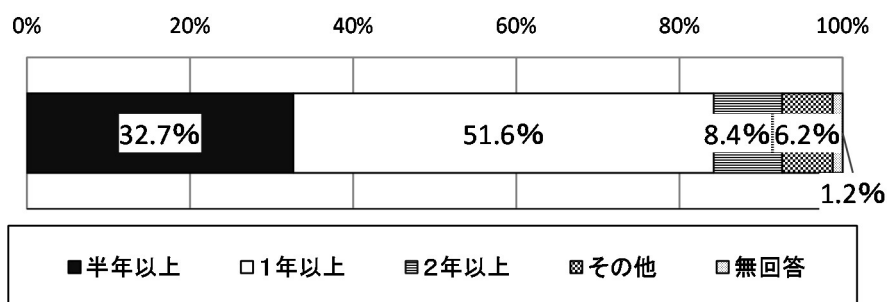


※本設問で把握すべき回答の対象とならない場合（本設問で「従事させていない／雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

②-1 就労期間に係る条件

就労期間に関する条件があると回答した施設・事業所にその具体的な内容を尋ねたところ、「1年以上」が51.6%で最も多く、次いで、「半年以上」が32.7%、「2年以上」が8.4%であった。

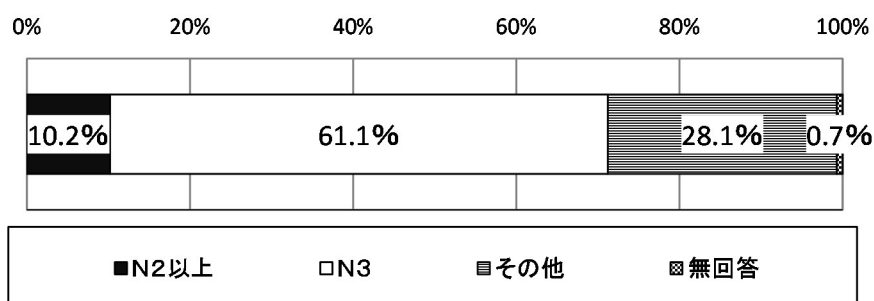
図 5-3-2-1 技能実習生の夜勤従事への就労期間条件 (n=419) (SA)



②-2 日本語能力に係る条件

日本語に関する条件があると回答した施設・事業所にその具体的な内容を尋ねたところ、「N3」が61.1%で最も多く、次いで、「N2以上」が10.2%であった。「その他」では、「利用者とコミュニケーションをとれること」等の回答があった。

図 5-3-2-2 技能実習生の夜勤従事への日本語能力条件 (n=285) (SA)



②-3 介護業務の遂行能力に係る条件

介護業務の遂行能力に関する条件があると回答した事業所にその具体的な内容を尋ねたところ、以下のような回答がみられた。

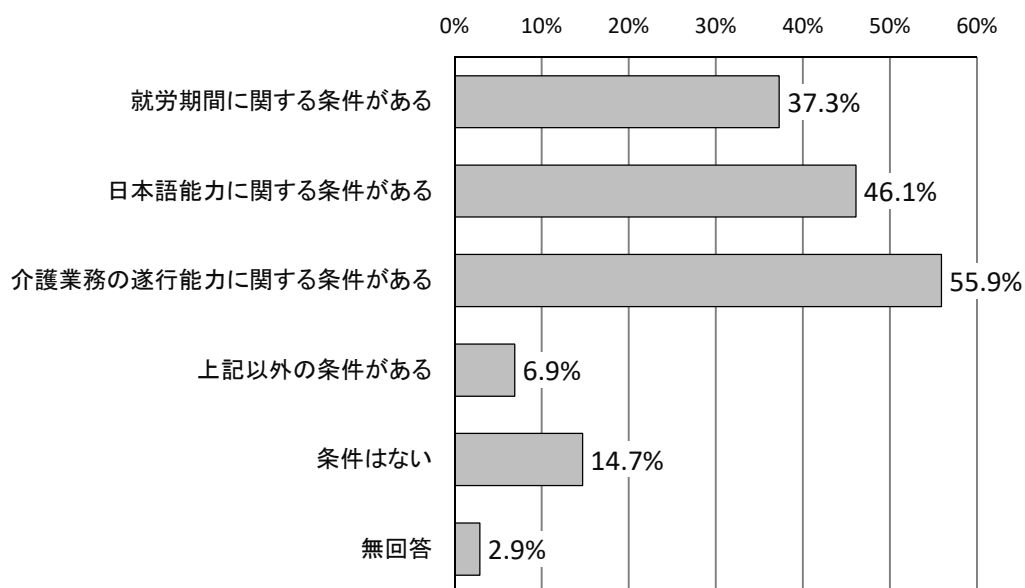
- ・ 日勤の業務を一人で行うことができる。
- ・ チェックリストにて確認する。
- ・ マニュアルどおりにできているかを確認する。
- ・ 日勤、早出、遅出の業務を遂行できる。
- ・ 危機管理能力がある。
- ・ 業務内容を把握でき実行できる。
- ・ 緊急時対応が出来る。

(4) 特定技能外国人の夜勤への従事状況

①夜勤に従事する条件

特定技能外国人を夜勤に従事させていると回答した施設・事業所に「特定技能外国人の夜勤従事条件」を尋ねたところ、「介護業務の遂行能力に関する条件がある」が55.9%で最も多く、次いで、「日本語能力に関する条件がある」が46.1%、「就労期間に関する条件がある」が37.3%であった。

図 5-4-1 特定技能外国人の夜勤従事への条件 (n=102) (MA)

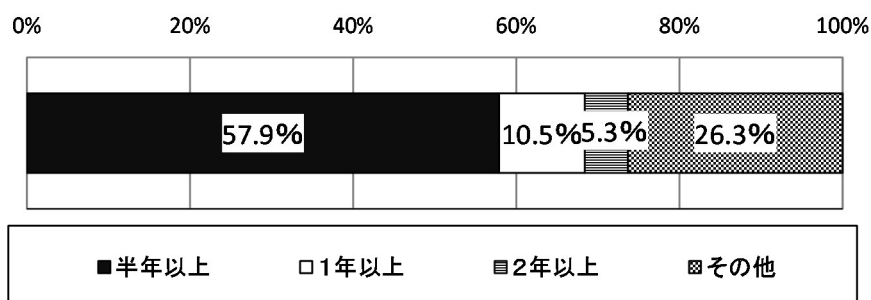


※本設問で把握すべき回答の対象とならない場合（本設問で「従事させていない／雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

②-1 就労期間に係る条件

就労期間に関する条件があると回答した施設・事業所にその具体的な内容を尋ねたところ、「半年以上」が57.9%で最も多く、次いで、「1年以上」が10.5%、「2年以上」が5.3%であった。「その他」では、「個人の経歴による」等の回答があった。

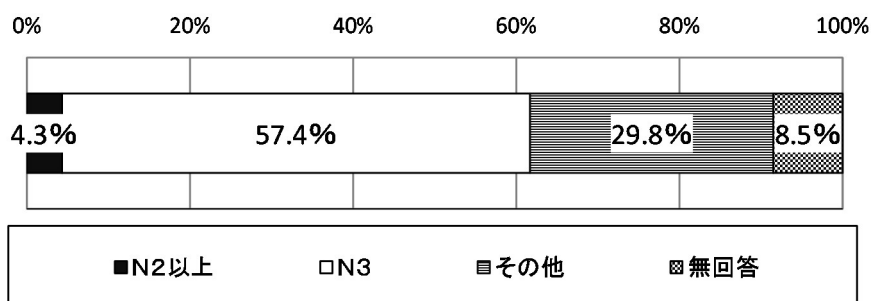
図 5-4-2-1 特定技能外国人の夜勤従事への就労期間条件（n=38）（SA）



②-2 日本語能力に係る条件

日本語能力に関する条件があると回答した施設・事業所にその具体的な内容を尋ねたところ、「N3」が57.4%で最も多く、次いで、「N2以上」が4.3%であった。「その他」では、「会話がスムーズにできる」等回答があった。

図 5-4-2-2 特定技能外国人の夜勤従事への日本語能力条件（n=47）（SA）

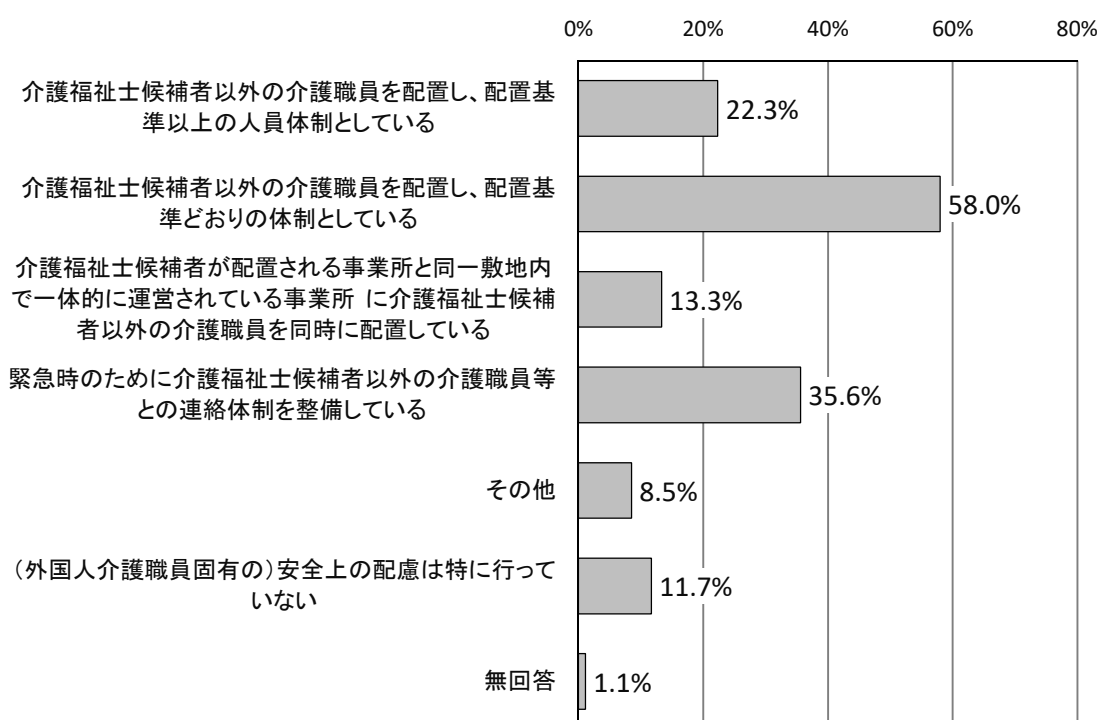


(5) 夜勤従事への安全上の配慮

① E P A 介護福祉士候補者

E P A 介護福祉士候補者が夜勤に従事するうえで、安全上の配慮として実施していること（日本人職員の夜勤においては実施していないこと）を尋ねたところ、「介護福祉士候補者以外の介護職員を配置し、配置基準どおりの体制としている」が 58.0%で最も多く、次いで、「緊急時のために介護福祉士候補者以外の介護職員等との連絡体制を整備している」が 35.6%、「介護福祉士候補者以外の介護職員を配置し、配置基準以上の人員体制としている」が 22.3%であった。

図 5-5-1 E P A 介護福祉士候補者の夜勤従事への安全上の配慮（n=188）（MA）

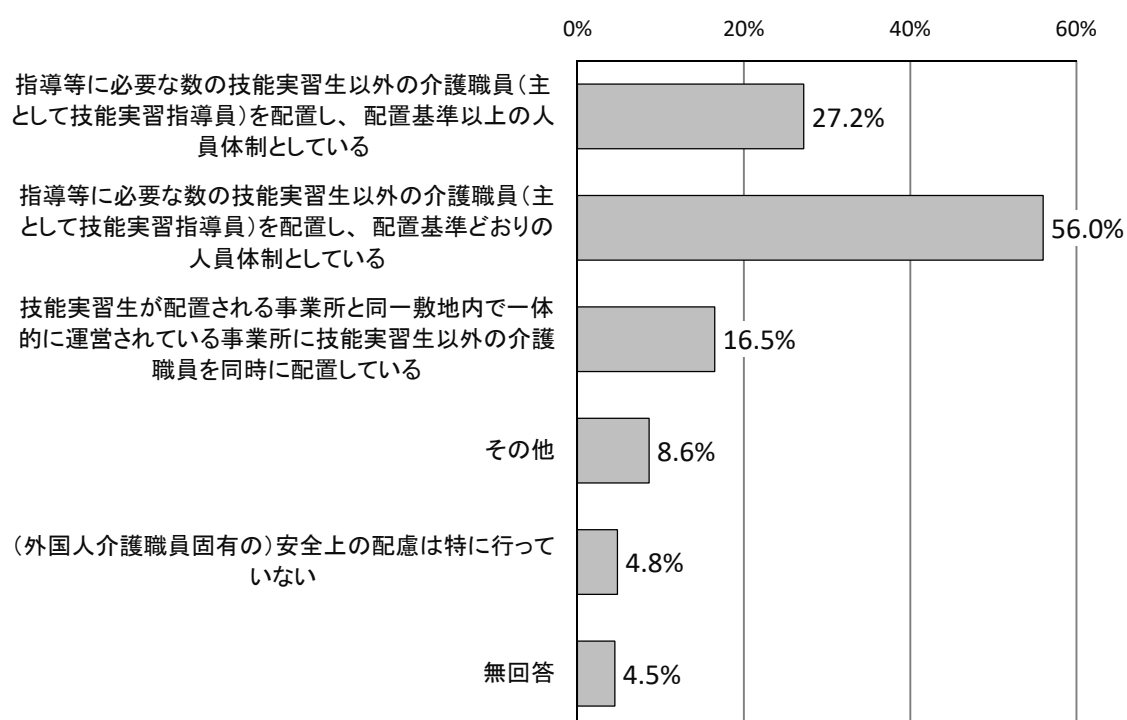


※本設問で把握すべき回答の対象とならない場合（本設問で「夜勤に従事させていない／雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

②技能実習生

技能実習生が夜勤に従事するうえで、安全上の配慮として実施していること（日本人職員の夜勤においては実施していないこと）を尋ねたところ、「指導等に必要な数の技能実習生以外の介護職員（主として技能実習指導員）を配置し、配置基準どおりの人員体制としている」が56.0%で最も多く、次いで、「指導等に必要な数の技能実習生以外の介護職員（主として技能実習指導員）を配置し、配置基準以上の人員体制としている」が27.2%、「技能実習生が配置される事業所と同一敷地内で一体的に運営されている事業所に技能実習生以外の介護職員を同時に配置している」が16.5%であった。

図 5-5-2 技能実習生の夜勤従事への安全上の配慮（n=662）（MA）

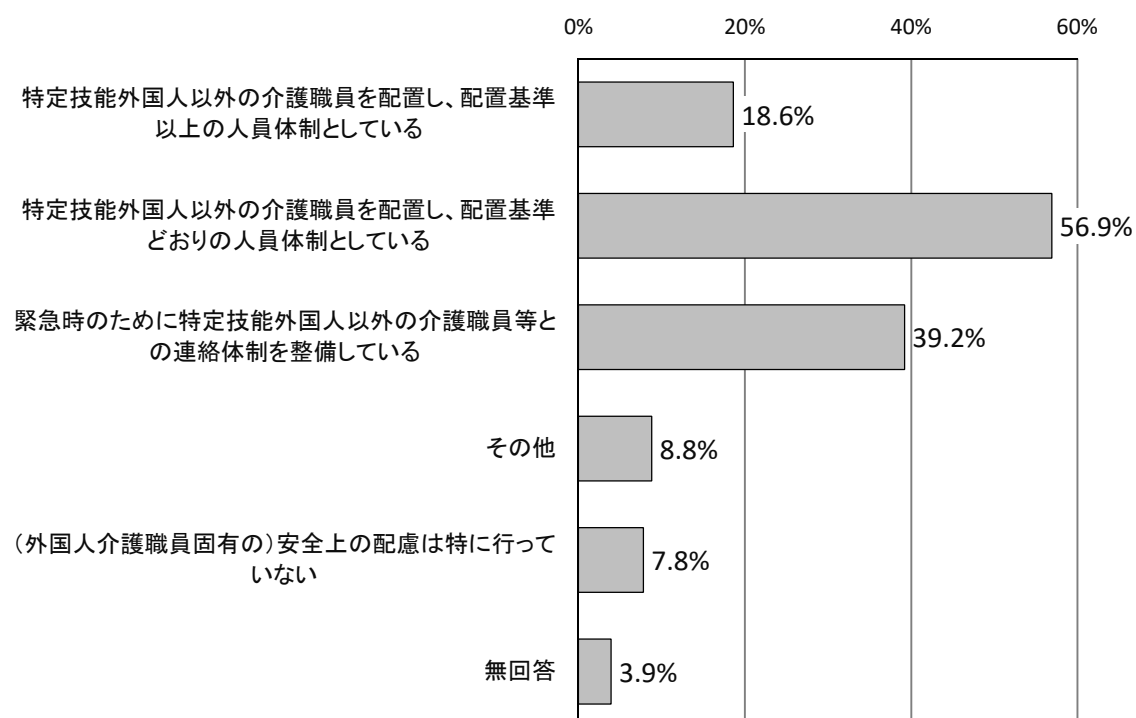


※本設問で把握すべき回答の対象とならない場合（本設問で「夜勤に従事させていない／雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

③特定技能外国人

特定技能外国人が夜勤に従事するうえで、安全上の配慮として実施していること（日本人職員の夜勤においては実施していないこと）を尋ねたところ、「特定技能外国人以外の介護職員を配置し、配置基準どおりの人員体制としている」が56.9%で最も多く、次いで、「緊急時のために特定技能外国人以外の介護職員等との連絡体制を整備している」が39.2%、「特定技能外国人以外の介護職員を配置し、配置基準以上の人員体制としている」が18.6%であった。

図 5-5-3 特定技能外国人の夜勤従事への安全上の配慮（n=102）（MA）



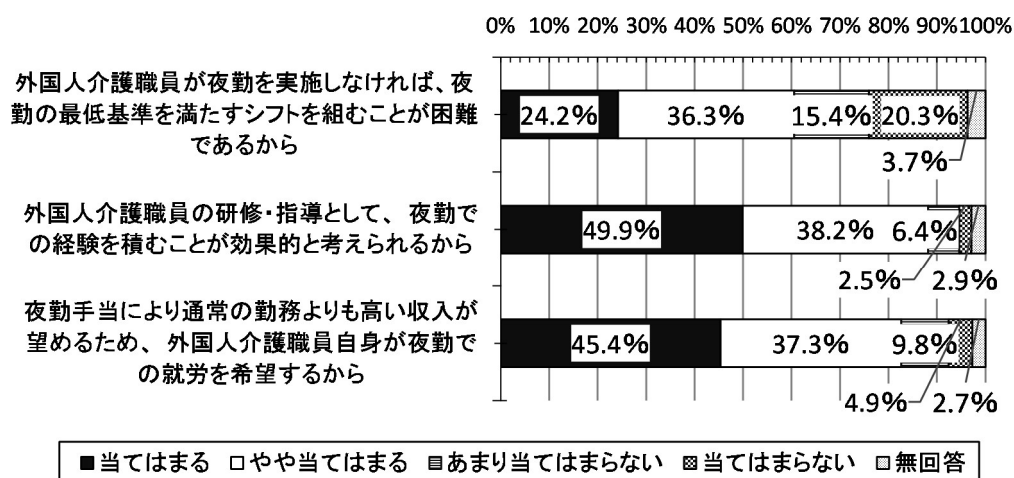
※本設問で把握すべき回答の対象とならない場合（本設問で「夜勤に従事させていない／雇用していない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

(6) 外国人介護職員を夜勤に従事させる理由

外国人介護職員を夜勤に従事させる理由を尋ねたところ、「外国人介護職員の研修・指導として、夜勤での経験を積むことが効果的と考えられるから」「夜勤手当により通常の勤務よりも高い収入が望めるため、外国人介護職員自身が夜勤での就労を希望するから」は、約半数の施設・事業所が「当てはまる」と回答した。

「外国人介護職員が夜勤を実施しなければ、夜勤の最低基準を満たすシフトを組むことが困難であるから」を「当てはまる」とした施設・事業所は、24.2%であった。

図 5-6 外国人介護職員を夜勤に従事させる理由 (n=829) (SA)



①その他

上記のほかに、外国人介護職員を夜勤に従事させる理由として以下のような回答がみられた。

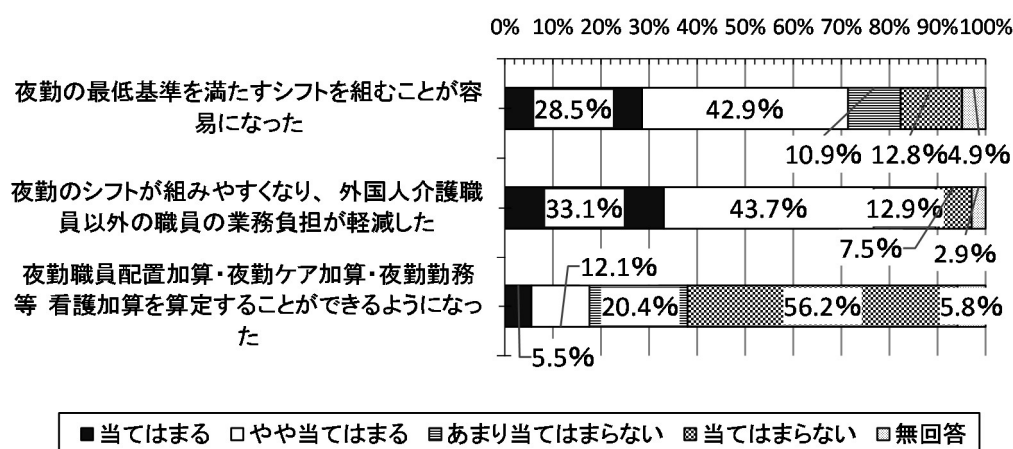
- ・ 日本人と同等の仕事ぶりであり、区別する必要がないから。
- ・ 日本人職員の負担軽減のため。
- ・ 介護とは、24 時間お世話をして完結するものとするため。
- ・ 外国人介護職員の方が日本人よりまじめに働くから。
- ・ 夜勤を行えるだけの能力があると判断したため。
- ・ 夜勤は介護を行う上での必須の業務（勤務形態）であるから。

(7) 外国人介護職員が夜勤に従事することによる効果

外国人介護職員が夜勤に従事することによる効果を尋ねたところ、「夜勤の最低基準を満たすシフトを組むことが容易になった」「夜勤のシフトが組みやすくなり、外国人介護職員以外の職員の業務負担が軽減した」について、3割前後の施設・事業所が「当てはまる」と回答した。

「夜勤職員配置加算・夜勤ケア加算・夜勤勤務等看護加算を算定することができるようになった」について「当てはまる」と回答した施設・事業所は、5.5%と少なかった。

図 5-7 外国人介護職員が夜勤に従事することによる効果 (n=829) (SA)



①その他

上記のほかに、外国人介護職員が夜勤に従事することによる効果として以下のような回答がみられた。

- ・ 職員同士の連携が強くなった。
- ・ マニュアルづくりにつながった。
- ・ 介護職員としての技能の水準を向上させることができた。
- ・ 外国人も日本人と同じというモチベーションアップにつながった。
- ・ 外国人介護職員が夜勤に従事することで、利用者が活動的な日中時の日本人職員配置比重を増やすことができた。
- ・ 入居者の一日の生活、夜間帯の動きを把握し対応することができるようになった。

(8) 外国人介護職員が夜勤に従事することによって生じた課題

「外国人介護職員が夜勤に従事することによって生じた課題」では、以下のような回答がみられた。

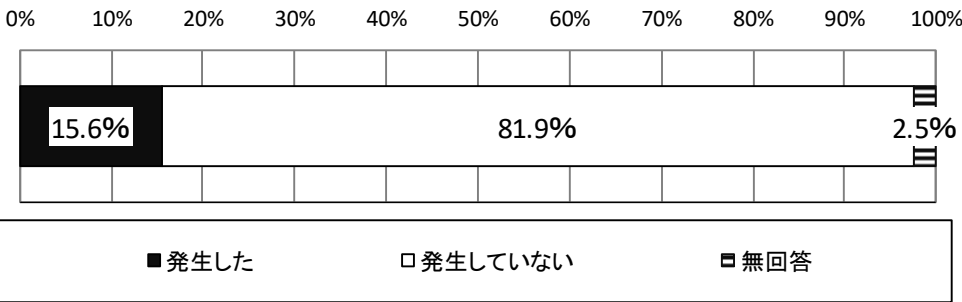
- ・ 入居者様からの相談に単独で対応するのは困難。インプットもアウトプットも日本人と同等の水準を求めることはできない。
- ・ 救急搬送時に単独で対応するのは困難。ルビ入りのオンコールマニュアルや救急マニュアルを用意しておいても、それを頭の中で整理するのは難しい。基本は日本人によるフォローが前提となり、日本人職員の負担増加は常態化しやすくなる現状がある。
- ・ 緊急時に待機看護師へ連絡する際、うまく情報を伝達できないことがあった。英語版の夜間緊急時マニュアルを作成し、配布、周知して対応した。
- ・ 夜勤リーダー（主に日本人）を決めたうえで救急時等の対応に備えているが、夜勤に従事する外国人職員の割合が多くなると、リーダーシップをとる人材の配置に苦慮する。
- ・ 技能実習生は、配薬内服の介助を行うことができない。夜勤では、眠前薬等の介助に、日本人の負担が増加した。
- ・ 実際の案件はないものの、事故が起きた場合、家族の理解が得られないのではないかという不安がある。

6 事故・ヒヤリハット事例の有無について

(1) 過去3年間で、外国人介護職員による介護行為により生じた事故

「過去3年間で、外国人介護職員による介護行為により生じた事故」については、「発生した」が15.6%、「発生していない」が81.9%であった。

図 6-1 過去3年間で、外国人介護職員による介護行為により生じた事故 (n=1,341)
(SA)



(2) 外国人職員特有と考えられる事故の有無

事故が発生したと回答した施設・事業所に対し、「外国人職員特有と考えられる事故（※）の有無」を尋ねたところ、「ある」が24.9%、「ない」が75.1%であった。なお、図6-2-2は、（事故が発生していない事業所を含む）全体（n=1,341）に対する割合であり、「ない」には「（外国人介護職員特有と考えられるもの・そうでないものを含めて）事故が発生していない」を含めて算出したものである。

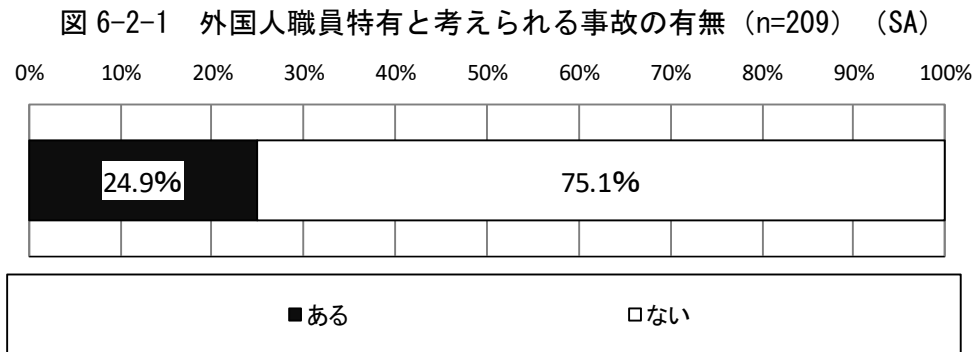
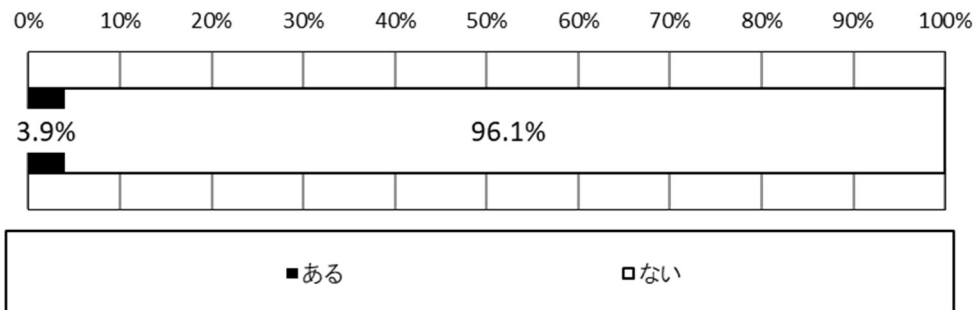


図 6-2-2 （事故が発生していない事業所を含む）外国人職員特有と考えられる事故の有無（n=1,341）（SA）



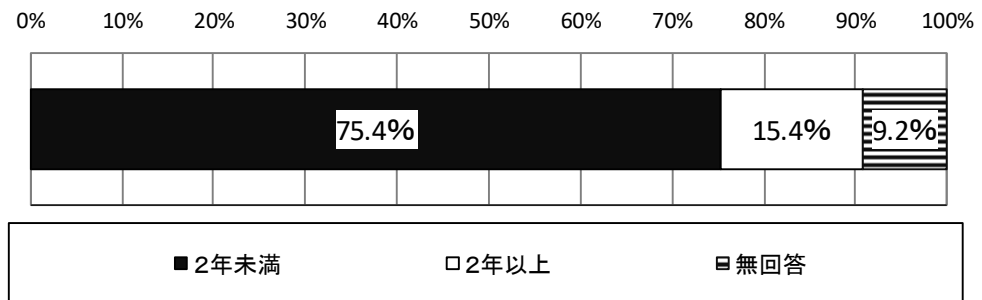
※日本人職員の場合には起こりにくいと考えられるもの

(3) 外国人職員特有と考えられる事故の事例

①外国人介護職員就労開始後の発生時期

過去3年間で外国人介護職員による介護行為により生じた事故（外国人職員特有の事故であり、日本人職員の場合には起こりにくいと考えられるもの）があった事業所に「発生時期（外国人介護職員就労開始後のどのくらいの期間で発生したものか）」を尋ねたところ、「2年未満」が75.4%、「2年以上」が15.4%であった。

図 6-3-1 外国人職員特有と考えられる事故の就労開始後の発生時期 (n=65)



②具体的な内容と再発防止策

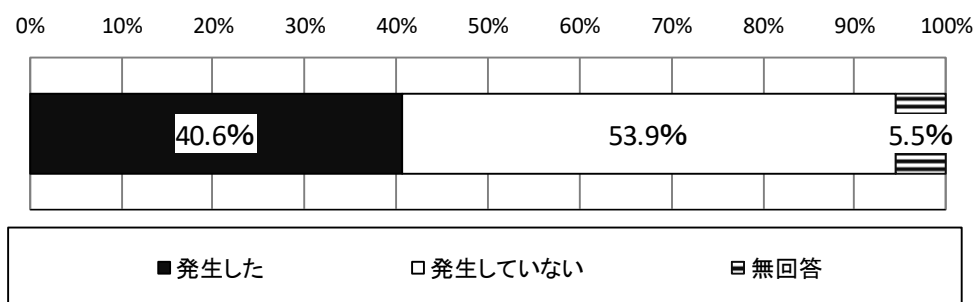
事故の「具体的な内容と再発防止策」について尋ねたところ、以下のような回答がみられた。

- ・ 日本語能力不足による利用者等からの苦情があった。話が伝わらない場合は他職員を呼ぶように指導する。
- ・ 職員と技能実習生の意思疎通が上手くいかず、排泄介助を重ねて行った。言葉が上手く伝わらないからこそ、曖昧な返答をせず、しっかりと意思確認をするよう指導した。
- ・ 苗字は一緒に名前が一字違う利用者に対し、服薬者の間違い（誤薬）があった。職員2名（日本人とEPA候補者）で確認しあうようにした。

(4) 過去３年間で、外国人介護職員による介護行為により生じたヒヤリハット事例

「過去３年間で、外国人介護職員による介護行為により生じたヒヤリハット事例」については、「発生した」が40.6%「発生していない」が53.9%であった。

図 6-4 過去３年間で、外国人介護職員による介護行為により生じたヒヤリハット事例
(n=1,341) (SA)



(5) 外国人職員特有と考えられるヒヤリハット事例の有無

ヒヤリハット事例があると回答した施設・事業所に対し、「外国人職員特有と考えられる事例（※）の有無」を尋ねたところ、「ある」が26.5%、「ない」が72.4%であった。

なお、図 6-5-2 は、（ヒヤリハット事例がない事業所を含む）全体（n=1,341）に対する割合であり、「ない」には「（外国人介護職員特有と考えられるもの・そうでないものを含めて）ヒヤリハット事例がない」を含めて算出したものである。

図 6-5-1 外国人職員特有と考えられるヒヤリハット事例の有無（n=544）（SA）

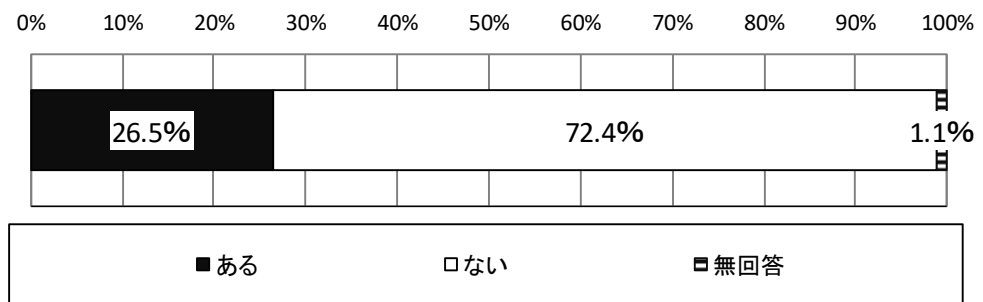
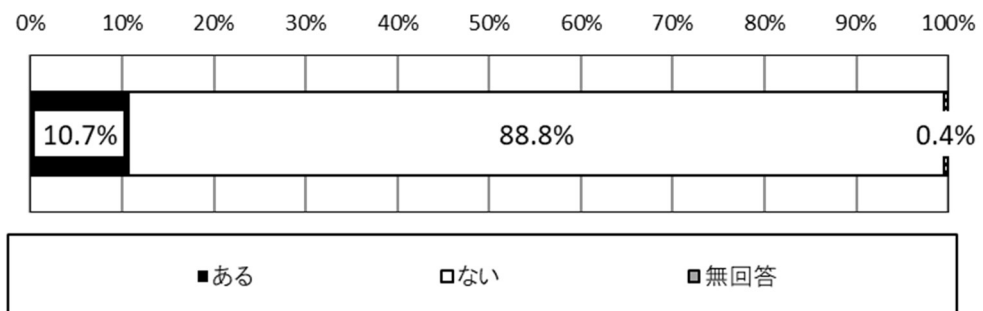


図 6-5-2 （ヒヤリハット事例がない事業所を含む）外国人職員特有と考えられるヒヤリハット事例の有無（n=1,341）（SA）



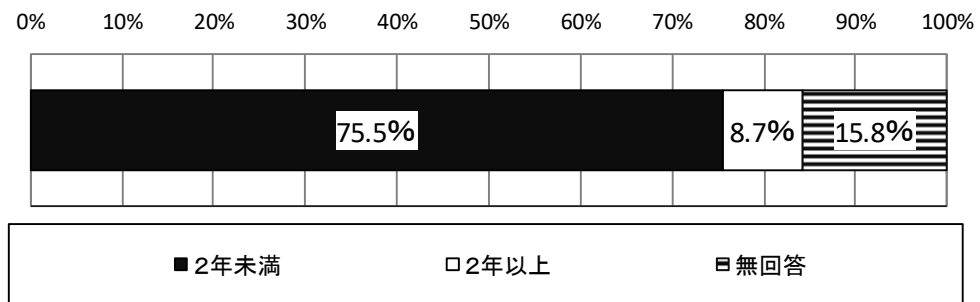
※日本人職員の場合には起こりにくいと考えられるもの

(6) 外国人職員特有と考えられるヒヤリハットの事例

①外国人介護職員就労開始後の発生時期

過去3年間で外国人介護職員による介護行為により生じたヒヤリハット事例（外国人職員特有の事故であり、日本人職員の場合には起こりにくいと考えられるもの）があった事業所に「発生時期（外国人介護職員就労開始後のどのくらいの期間で発生したものか）」を尋ねたところ、「2年未満」が75.5%、「2年以上」が8.7%であった。

図 6-6-1 外国人職員特有と考えられるヒヤリハットの就労開始後の発生時期 (n=184)



②具体的な内容と再発防止策

「具体的な内容と再発防止策」では、以下のような回答がみられた。

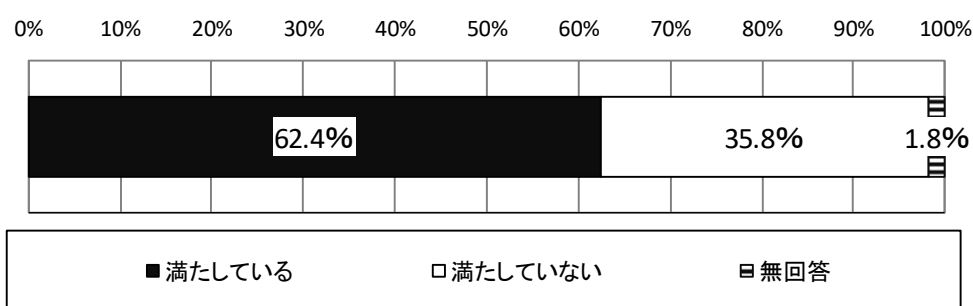
- ・ 日本語で指示した内容がしっかりと全て伝わっていなかった。指示した内容を理解できているか確実に確認するようにした。
- ・ 利用者氏名の誤りによる食事の配食ミスがあったので、声を出しての氏名確認を徹底させた。
- ・ 排せつ介助の際、他職員に引き継ぎをせずに放置してしまった。報告、連絡の重要性を伝える面談を実施した。
- ・ 医療用語の理解が難しく左と右を間違って介助した。介護の勉強時間を設け、理解出来るように指導を行った。

7 外国人介護職員を配置基準に算入することについて

(1) 現在、外国人介護職員を算入しなくても、介護職員の基本の配置基準を満たしているか

「現在、外国人介護職員を算入しなくても、介護職員の基本の配置基準を満たしているか」を尋ねたところ、「満たしている」が62.4%、「満たしていない」が35.8%であった。

図 7-1 現在、外国人介護職員を算入しなくても、介護職員の基本の配置基準を満たしているか (n=1,341) (SA)



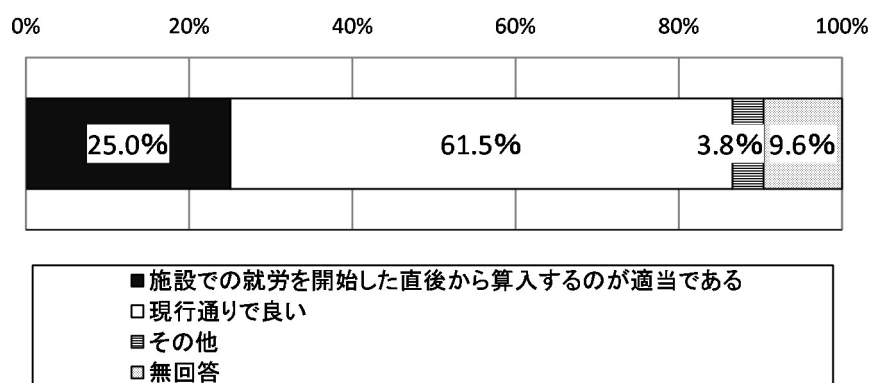
(2) 配置基準算入への考え

E P A介護福祉士候補者および技能実習生は、現行では、①施設での就労開始から一定期間（6か月）を経過した者又は②日本語能力試験N2以上の合格者を配置基準に算入している。これについて施設・事業所の考えを尋ねた。

①E P A介護福祉士候補者

「E P A介護福祉士候補者の配置基準算入への考え」を尋ねたところ、「現行通りで良い」が61.5%で最も多く、次いで、「施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である」が25.0%であった。

図 7-2-1 E P A介護福祉士候補者の配置基準算入への考え (n=260) (SA)



※当該外国人介護職員を雇用していない場合又は「わからない」と回答した場合（本設問で「雇用していない／わからない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

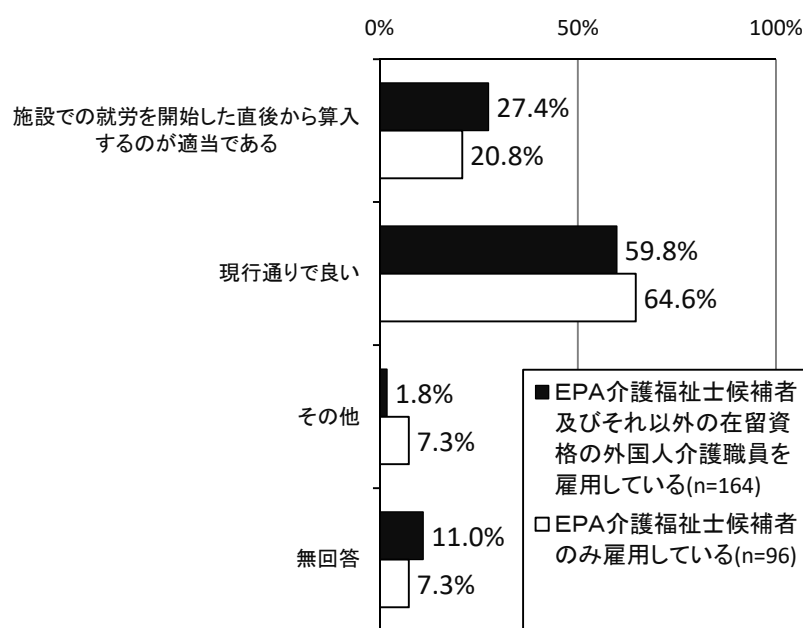
以下は、「EPA介護福祉士候補者の配置基準算入への考え」について、（EPA介護福祉士候補者を雇用している事業所のうち）EPA介護福祉士候補者以外の外国人介護職員を雇用しているか否かの別で、回答に違いがあるかみたものである。

全体として、「EPA介護福祉士候補者のみ雇用している」場合と「EPA介護福祉士候補者及びそれ以外の在留資格の外国人介護職員を雇用している」場合とで、回答に大きな差はみられない。

若干の違いがあるものを以下に示す。

- ・ 「施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である」と回答する割合は、「EPA介護福祉士候補者のみ雇用している」場合は20.8%であるのに対し、「EPA介護福祉士候補者及びそれ以外の在留資格の外国人介護職員を雇用している」場合では27.4%。
- ・ 「現行通りで良い」と回答する割合は、「EPA介護福祉士候補者及びそれ以外の在留資格の外国人介護職員を雇用している」場合は64.6%であるのに対し、「EPA介護福祉士候補者及びそれ以外の在留資格の外国人介護職員を雇用している」場合では59.8%。

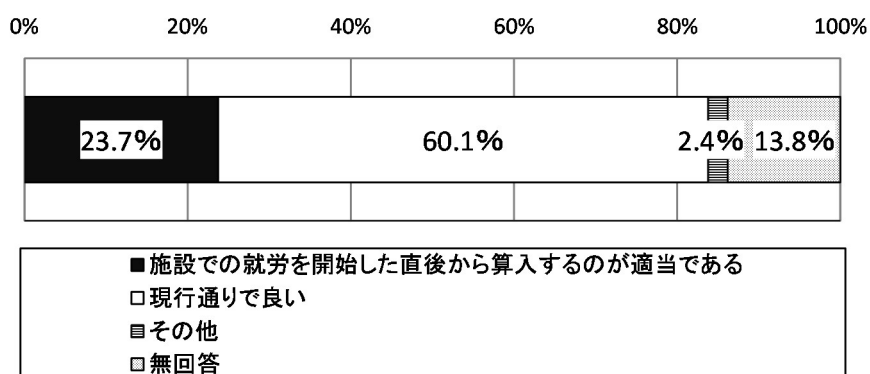
図 7-2-2 EPA介護福祉士候補者の配置基準算入への考え
（EPA介護福祉士候補者以外の在留資格の外国人介護職員有無別）（SA）



②技能実習生

「技能実習生の配置基準算入への考え」では、「現行通りで良い」が60.1%で最も多く、次いで、「施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である」が23.7%であった。

図 7-2-3 技能実習生の配置基準算入への考え (n=1,112) (SA)

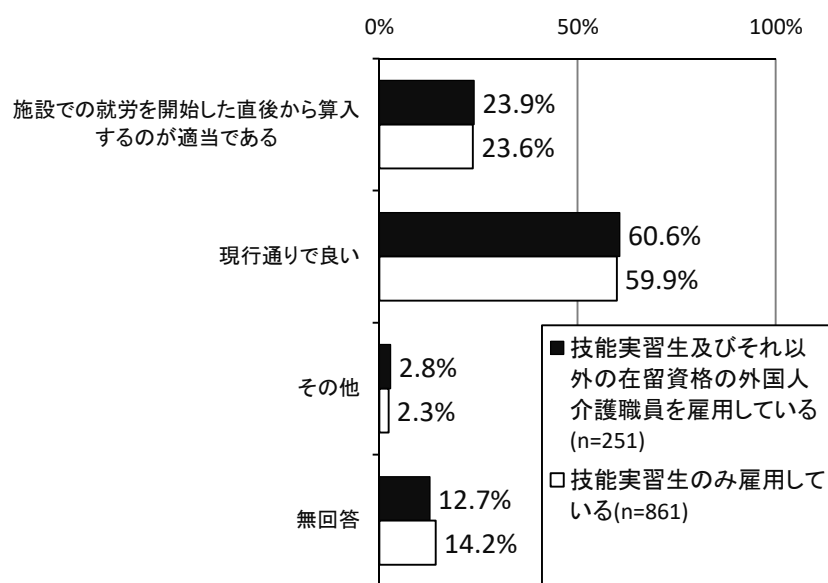


※当該外国人介護職員を雇用していない場合又は「わからない」と回答した場合（本設問で「雇用していない／わからない」という選択肢を選んだ場合）には、全体数から除外し割合を算出することとした。

以下は、「技能実習生の配置基準算入への考え」について、（技能実習生を雇用している事業所のうち）技能実習生以外の外国人介護職員を雇用しているか否かの別で、回答に違いがあるかみたものである。

全体として、「技能実習生のみ雇用している」場合と「技能実習生及びそれ以外の在留資格の外国人介護職員を雇用している」場合とで、回答に大きな差はみられない。

図 7-2-4 技能実習生の配置基準算入への考え
（技能実習生以外の在留資格の外国人介護職員有無別）（SA）

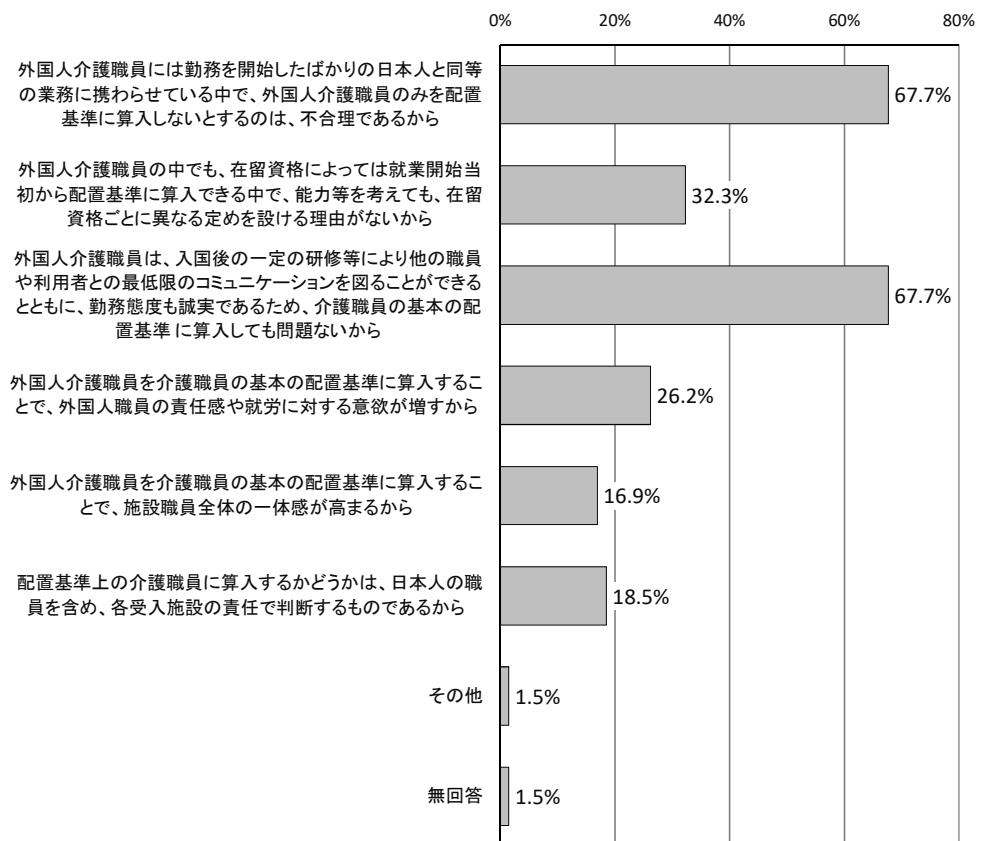


(3) 「配置基準算入への考え」で「施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である」を選択した理由

① E P A介護福祉士候補者

E P A介護福祉士候補者に関する「配置基準算入への考え」で「施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である」を選択した施設・事業所にその理由を尋ねたところ、「外国人介護職員には勤務を開始したばかりの日本人と同等の業務に携わらせている中で、外国人介護職員のみを配置基準に算入しないとするのは、不合理であるから」と「外国人介護職員は、入国後の一定の研修等により他の職員や利用者との最低限のコミュニケーションを図ることができるとともに、勤務態度も誠実であるため、介護職員の基本の配置基準に算入しても問題ないから」がともに67.7%で最も多く、次いで、「外国人介護職員の中でも、在留資格によっては就業開始当初から配置基準に算入できる中で、能力等を考えても、在留資格ごとに異なる定めを設ける理由がないから」が32.3%、「外国人介護職員を介護職員の基本の配置基準に算入することで、外国人職員の責任感や就労に対する意欲が増すから」が26.2%であった。

図 7-3-1 「配置基準算入への考え」で「施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である」を選択した理由（E P A介護福祉士候補者）（n=65）
（MA）

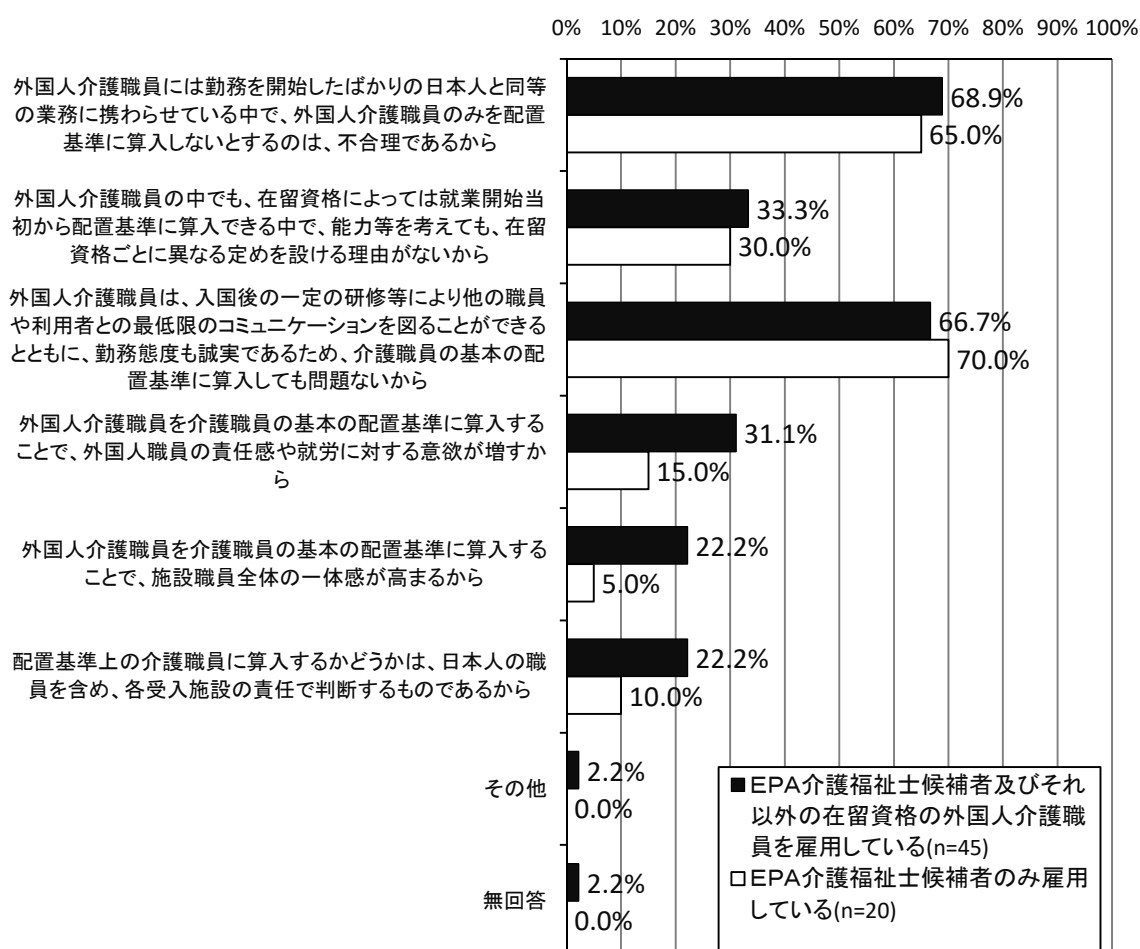


以下は、「施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である」を選択した理由について、（EPA介護福祉士候補者を雇用している事業所のうち）EPA介護福祉士候補者以外の外国人介護職員を雇用しているか否かの別で、回答に違いがあるかみたものである。

「EPA介護福祉士候補者及びそれ以外の在留資格の外国人介護職員を雇用している」事業所の方が、「EPA介護福祉士候補者のみ雇用している」事業所よりも、

「外国人介護職員を介護職員の基本の配置基準に算入することで、外国人職員の責任感や就労に対する意欲が増すから」（31.1%）「外国人介護職員を介護職員の基本の配置基準に算入することで、施設職員全体の一体感が高まるから」（22.2%）、「配置基準上の介護職員に算入するかどうかは、日本人職員を含め、各受入施設の責任で判断するものであるから」（22.2%）を選択する割合が若干高い。

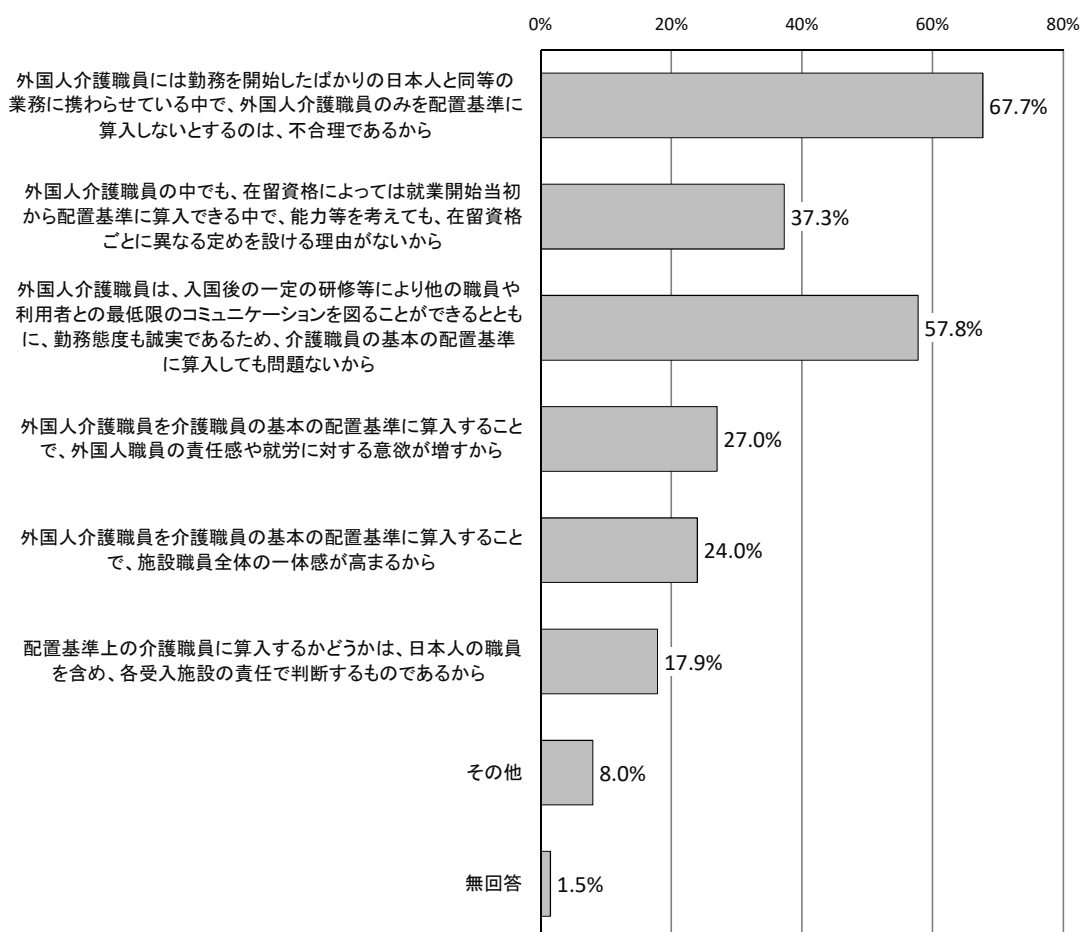
図 7-3-2 「配置基準算入への考え」で「施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である」を選択した理由（EPA介護福祉士候補者、他の在留資格の外国人介護職員雇用有無別）（MA）



②技能実習生

技能実習生に関する「配置基準算入への考え」で「施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である」を選択した施設・事業所にその理由を尋ねたところ、「外国人介護職員には勤務を開始したばかりの日本人と同等の業務に携わらせている中で、外国人介護職員のみを配置基準に算入しないとするのは、不合理であるから」が67.7%で最も多く、次いで、「外国人介護職員は、入国後の一定の研修等により他の職員や利用者との最低限のコミュニケーションを図ることができるとともに、勤務態度も誠実であるため、介護職員の基本の配置基準に算入しても問題ないから」が57.8%、「外国人介護職員の中でも、在留資格によっては就業開始当初から配置基準に算入できる中で、能力等を考えても、在留資格ごとに異なる定めを設ける理由がないから」が37.3%、「外国人介護職員を介護職員の基本の配置基準に算入することで、外国人職員の責任感や就労に対する意欲が増すから」が27.0%であった。

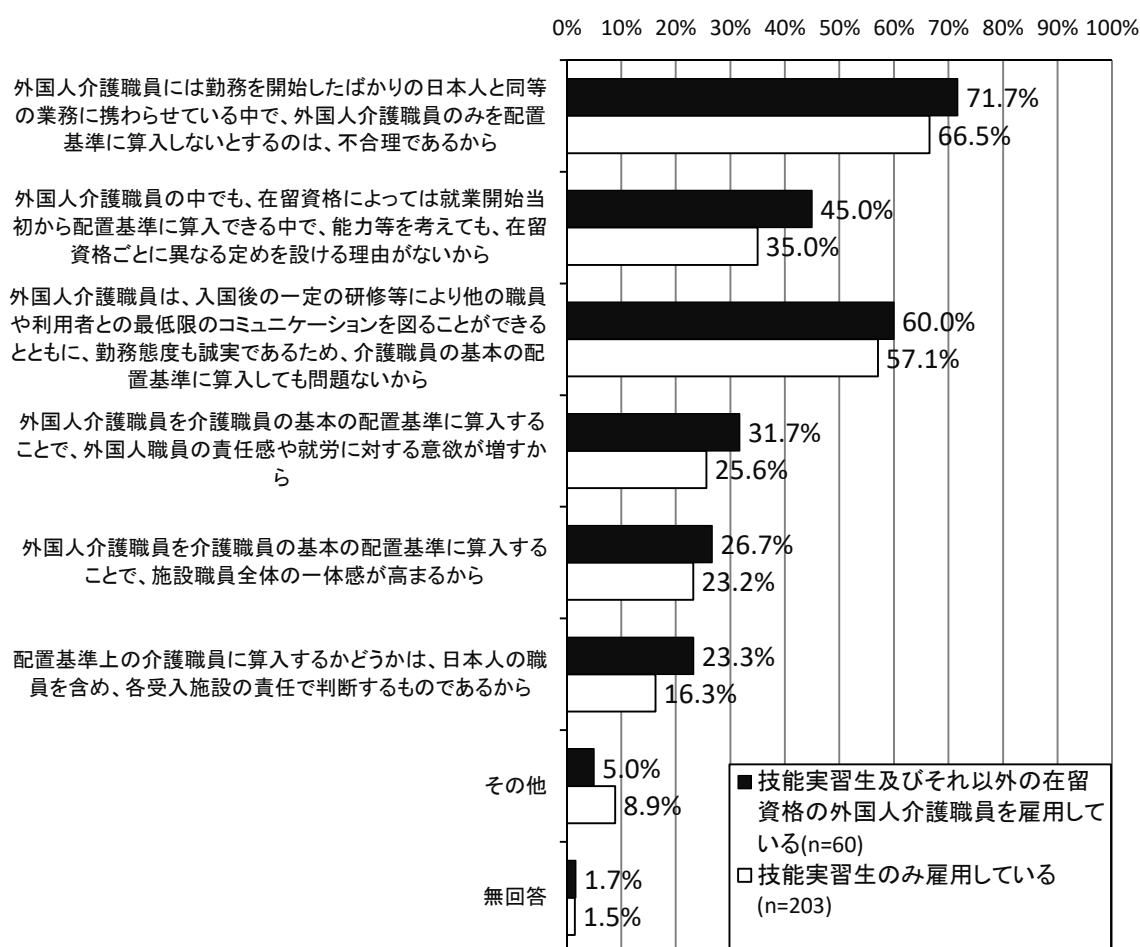
図 7-3-3 「配置基準算入への考え」で「施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である」を選択した理由（技能実習生）（n=263）（MA）



以下は、「施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である」を選択した理由について、（技能実習生を雇用している事業所のうち）技能実習生以外の外国人介護職員を雇用しているか否かの別で、回答に違いがあるかみたものである。

「技能実習生及びそれ以外の在留資格の外国人介護職員を雇用している」事業所の方が、「技能実習生のみ雇用している」事業所よりも全ての選択肢を「該当する」と回答する（○をつける）割合が高かった。中でも、「外国人介護職員の中でも、在留資格によっては就業開始当初から配置基準に算入できる中で、能力等を考えても、在留資格ごとに異なる定めを設ける理由がないから」は、10ポイントの違いがある。

図 7-3-4 「配置基準算入への考え」で「施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である」を選択した理由（技能実習生、他の在留資格の外国人介護職員雇用有無別）（MA）

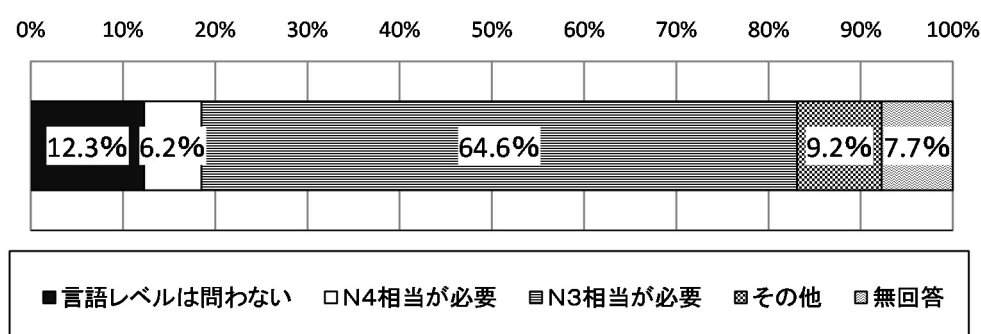


(4) 外国人介護職員が有するのが適当と考える日本語能力

① E P A 介護福祉士候補者

E P A 介護福祉士候補者に関する「配置基準算入への考え」で「施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である」を選択した施設・事業所に対し、当該在留資格の外国人介護職員が有すべき日本語能力を尋ねたところ、「N 3 相当が必要」が 64.6%で最も多く、次いで、「言語レベルは問わない」が 12.3%、「N 4 相当が必要」が 6.2%であった。

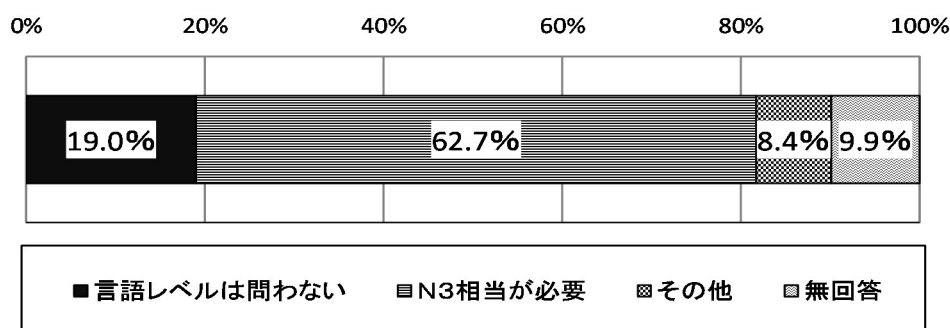
図 7-4-1 E P A 介護福祉士候補者が有するのが適当と考える日本語能力 (n=65) (SA)



② 技能実習生

技能実習生に関する「配置基準算入への考え」で「施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である」を選択した施設・事業所に対し、当該在留資格の外国人介護職員が有すべき日本語能力を尋ねたところ、「N 3 相当が必要」が 62.7%で最も多く、次いで、「言語レベルは問わない」が 19.0%であった。

図 7-4-2 技能実習生が有するのが適当と考える日本語能力 (n=263) (SA)

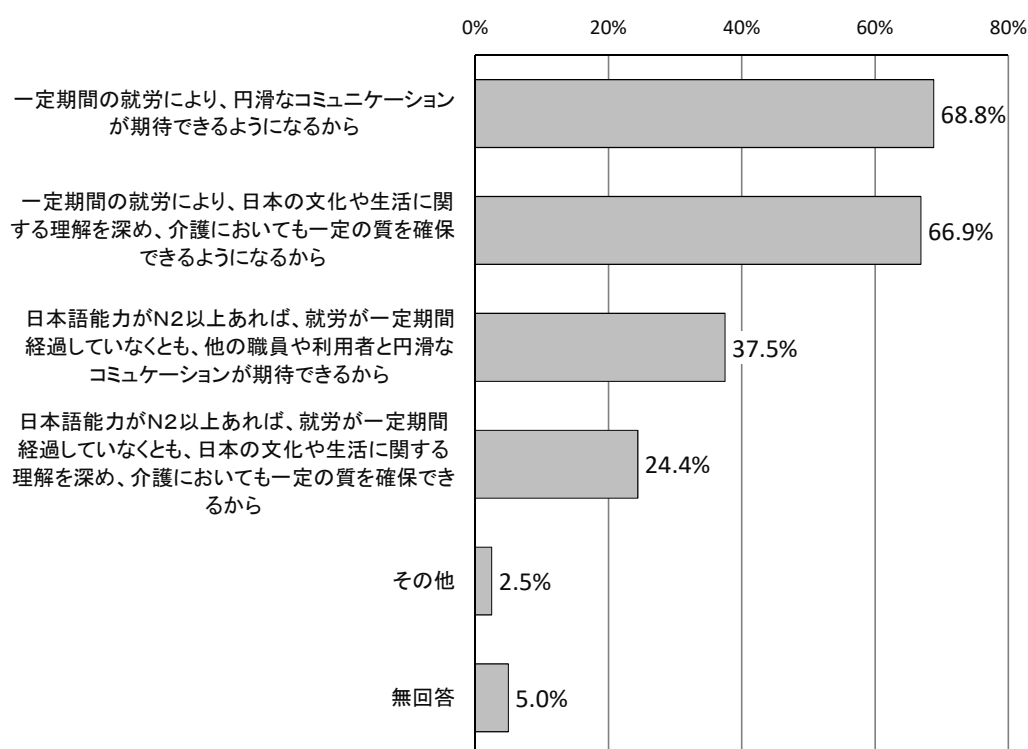


(5) 「配置基準算入への考え」で「現行通りで良い」を選択した理由

① E P A介護福祉士候補者

E P A介護福祉士候補者に関する「配置基準算入への考え」で「現行通りで良い」を選択した施設・事業所に対し、その理由を尋ねたところ、「E P A介護福祉士候補者」では、「一定期間の就労により、円滑なコミュニケーションが期待できるようになるから」が68.8%で最も多く、次いで、「一定期間の就労により、日本の文化や生活に関する理解を深め、介護においても一定の質を確保できるようになるから」が66.9%、「日本語能力がN2以上あれば、就労が一定期間経過していなくとも、他の職員や利用者と円滑なコミュニケーションが期待できるから」が37.5%、「日本語能力がN2以上あれば、就労が一定期間経過していなくとも、日本の文化や生活に関する理解を深め、介護においても一定の質を確保できるから」が24.4%であった。

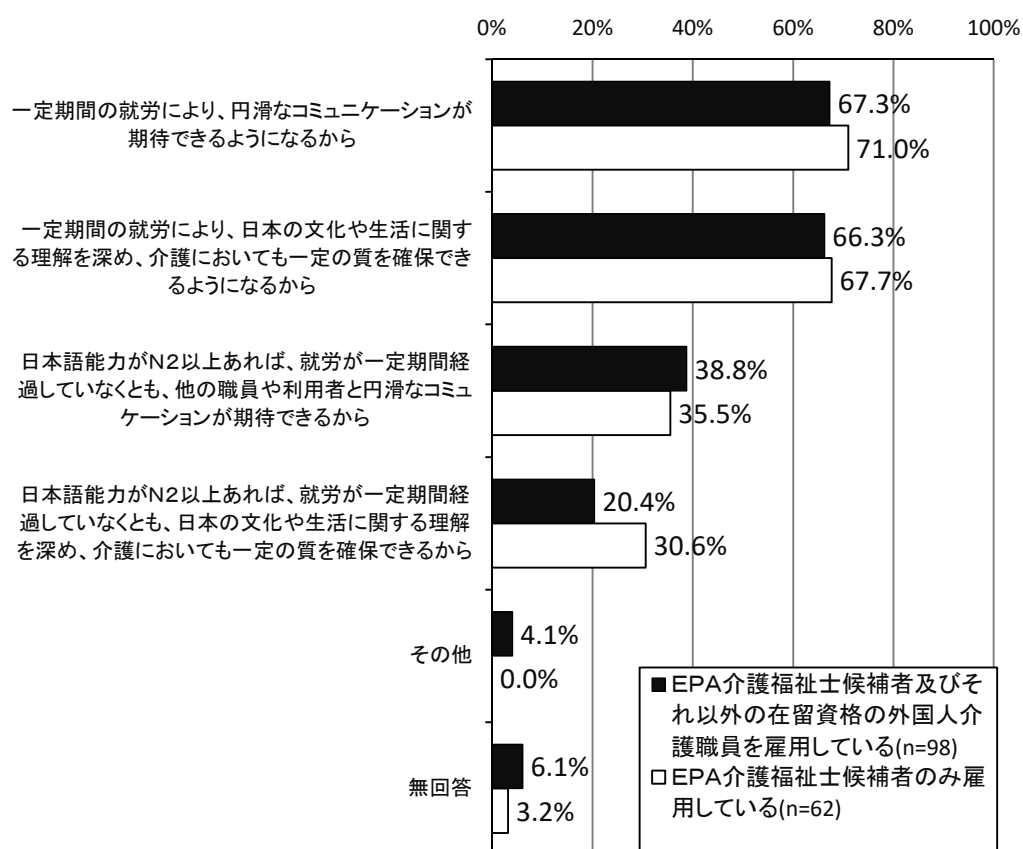
図 7-5-1 「配置基準算入への考え」で「現行通りで良い」を選択した理由
(E P A介護福祉士候補者) (n=160) (MA)



以下は、「現行通りで良い」を選択した理由について、（EPA介護福祉士候補者を雇用している事業所のうち）EPA介護福祉士候補者以外の外国人介護職員を雇用しているか否かの別で、回答に違いがあるかみたものである。

EPA介護福祉士候補者以外の外国人介護職員がいない事業所の方が、いる事業所よりも「日本語能力がN2以上あれば、就労が一定期間経過していなくとも、日本の文化や生活に関する理解を深め、介護においても一定の質を確保できるから」を選択する割合が高い（30.6%）。

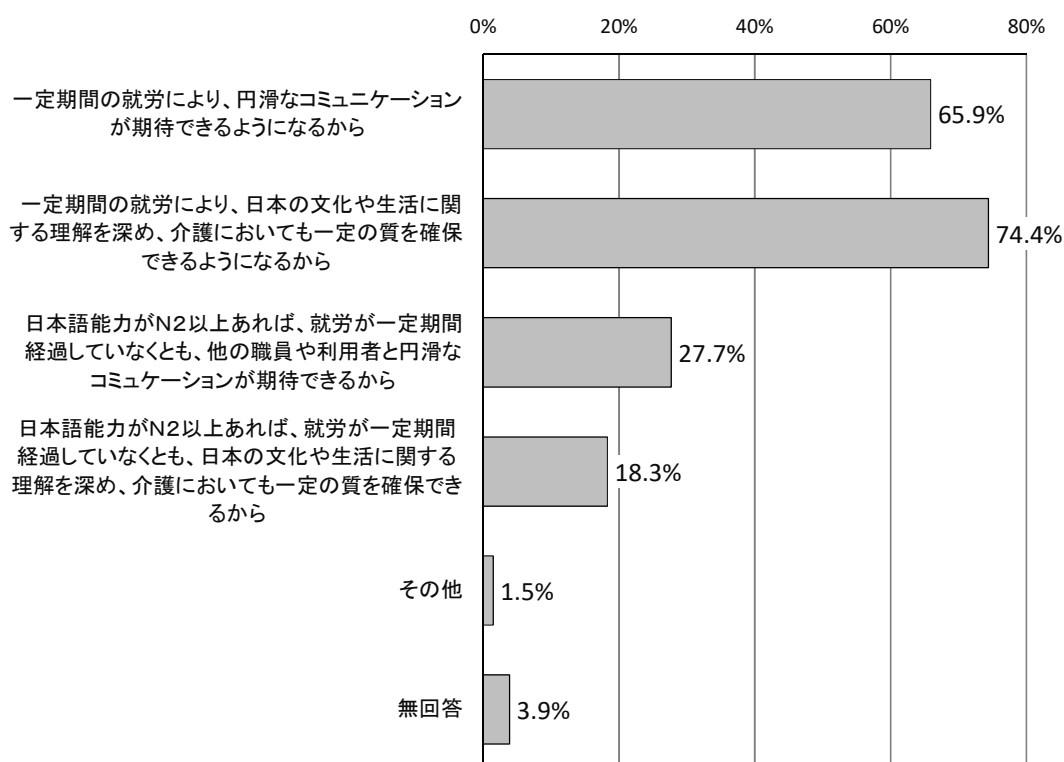
図 7-5-2 「配置基準算入への考え」で「現行通りで良い」を選択した理由
（EPA介護福祉士候補者以外の在留資格の外国人職員有無別）（MA）



②技能実習生

技能実習生に関する「配置基準算入への考え」で「現行通りで良い」を選択した施設・事業所に対し、その理由を尋ねたところ、「一定期間の就労により、日本の文化や生活に関する理解を深め、介護においても一定の質を確保できるようになるから」が74.4%で最も多く、次いで、「一定期間の就労により、円滑なコミュニケーションが期待できるようになるから」が65.9%、「日本語能力がN2以上あれば、就労が一定期間経過していなくとも、他の職員や利用者と円滑なコミュニケーションが期待できるから」が27.7%、「日本語能力がN2以上あれば、就労が一定期間経過していなくとも、日本の文化や生活に関する理解を深め、介護においても一定の質を確保できるから」が18.3%であった。

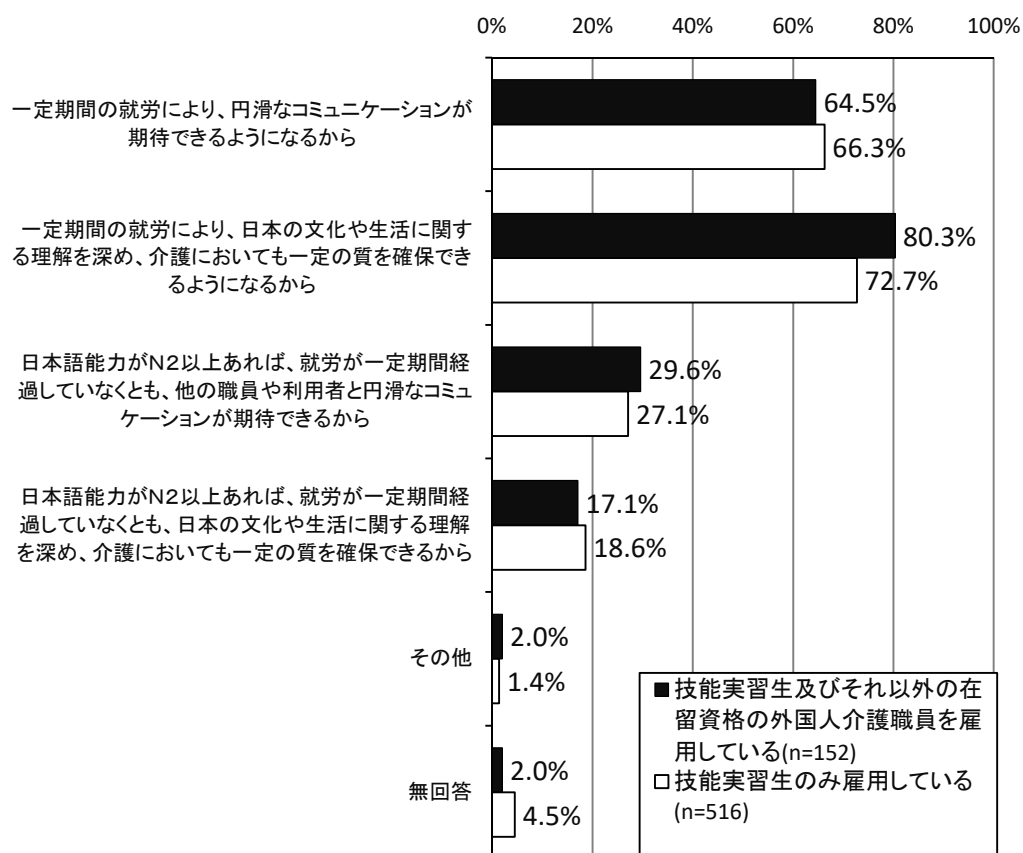
図 7-5-3 「配置基準算入への考え」で「現行通りで良い」を選択した理由
(技能実習生) (n=668) (MA)



以下は、「現行通りで良い」を選択した理由について、（技能実習生を雇用している事業所のうち）技能実習生以外の外国人介護職員を雇用しているか否かの別で、回答に違いがあるかみたものである。

技能実習生以外の外国人介護職員がいる事業所の方が、いない事業所よりも「一定期間の就労により、日本の文化や生活に関する理解を深め、介護においても一定の質を確保できるようになるから」を選択する割合が高い（80.3%）。

図 7-5-4 「配置基準算入への考え」で「現行通りで良い」を選択した理由
（技能実習生以外の在留資格の外国人職員有無別）（MA）



(6) 「配置基準算入への考え」で「その他」を選択した理由

「配置基準算入への考え」で「その他（施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である／現行通りで良い以外）」を選択した施設・事業所に対し、その理由を尋ねたところ、在留資格別に以下のような回答がみられた。

①EPA介護福祉士候補者

- ・ 入職後1～2ヶ月で日本人と同様に働ける者もいれば、半年以上のOJTが必要な者もいるため。
- ・ N2を取得していても、コミュニケーションが良好とは言えないスタッフも多い。1年程度の期間にして、質の確保に努めても良いと思っている。
- ・ 6ヵ月を経過している者が1名いるが、日本語のコミュニケーションに不足があり、正規職員1名にカウントすることが困難。日本語能力が一定レベル以上に達しない限り、基準に入れられないと考える。
- ・ 資格や修了も目安となるが、実務ベースで現場の裁量に委ねてほしい。
- ・ 日本語能力に差があり、4ヶ月目から日本人スタッフと同じように仕事ができる者もいる。常に指導役と一緒にあれば、夜勤も可能であるとする。

②技能実習生

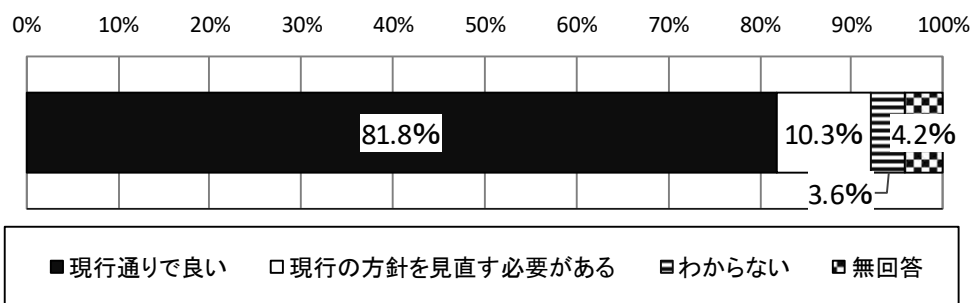
- ・ N2を取得していても、コミュニケーションが良好とは言えないスタッフも多い。1年程度の期間にして、質の確保に努めても良いと思っている。
- ・ 受入れを行った時点で算入としても、実習生を受け入れたから人員体制や環境がよくなるとは考えにくい。しかし、外国人職員は仕事熱心で人情深く、介護現場においてもとても大事であると思う。
- ・ 就労後3ヶ月くらいで、1人で業務ができるようになってきているため。
- ・ N3を取得してからでもよいのではないかと考える。

※以降は、これまでの設問の回答対象者のうち、特定技能外国人を雇用している施設・事業所のみを回答対象としている。当条件に該当する施設・事業所数は165件であり、一部の集計結果はnが少ないことに留意されたい。

(7) 特定技能外国人に関する配置基準算入への考え

特定技能外国人は、施設での就労を開始した直後から介護職員として配置基準への算入が可能となっている。このことについて、施設・事業所の意見を尋ねたところ、「現行通りで良い」が81.8%で最も多く、次いで、「現行の方針を見直す必要がある」が10.3%、「わからない」が3.6%であった。

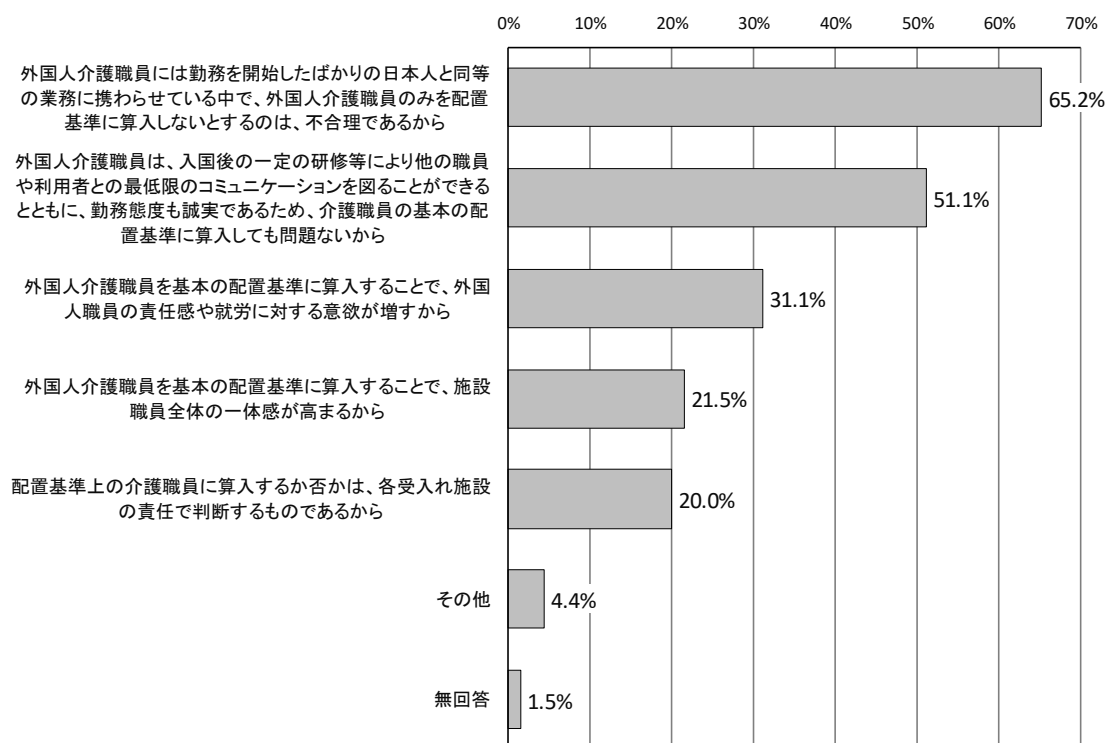
図 7-7 特定技能外国人は、施設での就労を開始した直後から介護職員として配置基準への算入が可能なことについて (n=165) (SA)



(8) 特定技能外国人の配置基準への算入について「現行通りで良い」を選択した理由

以下は、「現行通りで良い」を選択した施設・事業所にその理由を尋ねたものである。「外国人介護職員には勤務を開始したばかりの日本人と同等の業務に携わらせている中で、外国人介護職員のみを配置基準に算入しないとするのは、不合理であるから」が65.2%で最も多く、次いで、「外国人介護職員は、入国後の一定の研修等により他の職員や利用者との最低限のコミュニケーションを図ることができるとともに、勤務態度も誠実であるため、介護職員の基本の配置基準に算入しても問題ないから」が51.1%、「外国人介護職員を基本の配置基準に算入することで、外国人職員の責任感や就労に対する意欲が増すから」が31.1%、「外国人介護職員を基本の配置基準に算入することで、施設職員全体の一体感が高まるから」が21.5%であった。

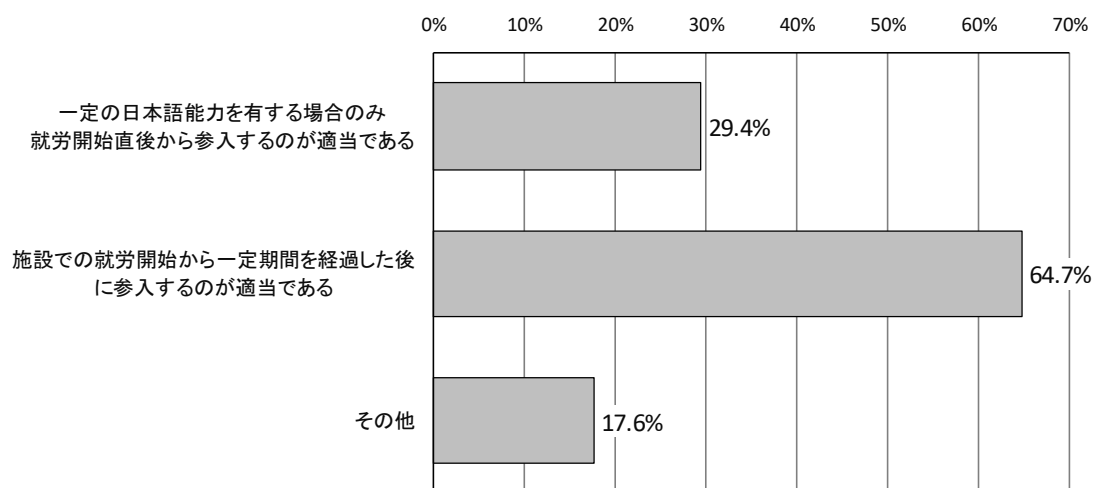
図 7-8 「特定技能外国人は、施設での就労を開始した直後から介護職員として配置基準への算入が可能なことについて」で「現行通りで良い」を選択した理由
(n=135) (MA)



(9) 特定技能外国人の配置基準への算入について「現行の方針を見直す必要がある」を選択した場合の「必要な見直し」

特定技能外国人が施設での就労を開始した直後から介護職員として配置基準への算入が可能なことについて、「現行の方針を見直す必要がある」を選択した施設・事業所に対し、「必要な見直し」を尋ねたところ、「施設での就労開始から一定期間を経過した後に算入するのが適当である」が64.7%で最も多く、次いで、「一定の日本語能力を有する場合のみ就労開始直後から算入するのが適当である」が29.4%であった。「その他」では、「介護の技能実習生から特定技能に移行した者なら配置基準に算入可能」等の回答があった。

図 7-9 「特定技能外国人は、施設での就労を開始した直後から介護職員として配置基準への算入が可能なことについて」で「現行の方針を見直す必要がある」を選択した必要な見直し (n=17) (MA)



第3章 受入れ施設・事業所のサービス提供状況に関するアンケート調査 (利用者向けアンケート調査)

(1) 外国人介護職員との日本語での意思疎通の程度

以下は、外国人介護職員との日本語で意思疎通ができるか尋ねたものである。

① E P A 介護福祉士候補者

E P A 介護福祉士候補者では、「特に問題なく意思疎通ができる」が 49.3%で最も多く、次いで、「時々話が通じないときはあるが、ゆっくり話せばおおむね伝わる」が 40.7%、「挨拶や簡単な会話程度であれば、なんとか伝わる」が 10.0%であった。

図 8-1 E P A 介護福祉士候補者との日本語での意思疎通の程度 (n=418) (SA)

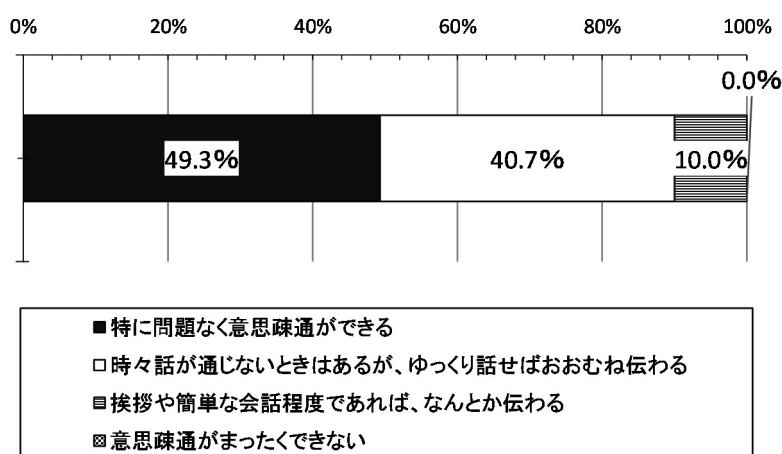
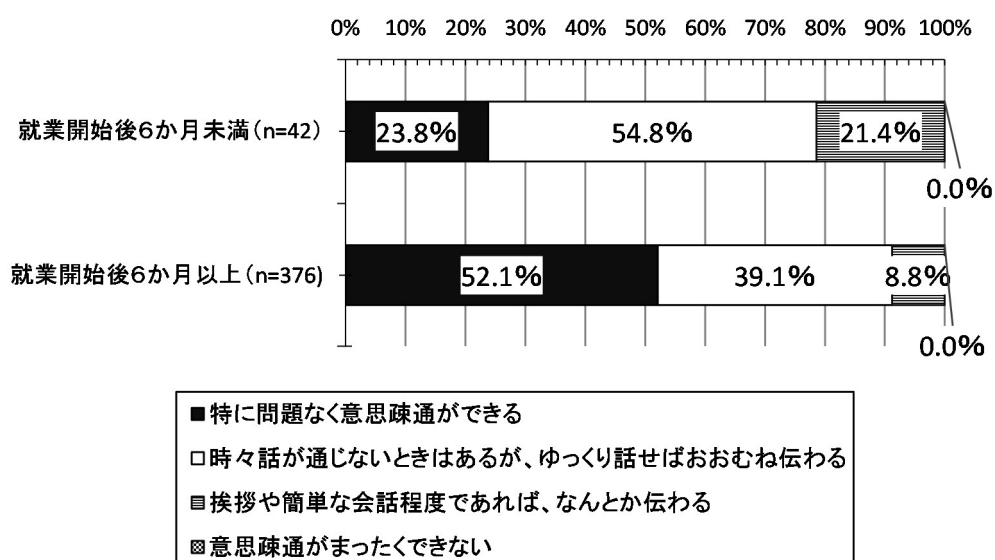


図 8-2 (参考：就労期間別) E P A 介護福祉士候補者との日本語での意思疎通の程度 (SA)



※以降、参考値として「就業開始後 6 か月未満の外国人介護職員に関する意見」と「就業開始後 6 か月以上の外国人介護職員に関する意見」とを分けて集計した結果を示しているが、n が少ないものがあることに留意されたい。

②技能実習生

技能実習生では、「特に問題なく意思疎通ができる」が51.6%で最も多く、次いで、「時々話が通じないときはあるが、ゆっくり話せばおおむね伝わる」が38.9%、「挨拶や簡単な会話程度であれば、なんとか伝わる」が8.6%であった。

図 8-3 技能実習生との日本語での意思疎通の程度 (n=1,944) (SA)

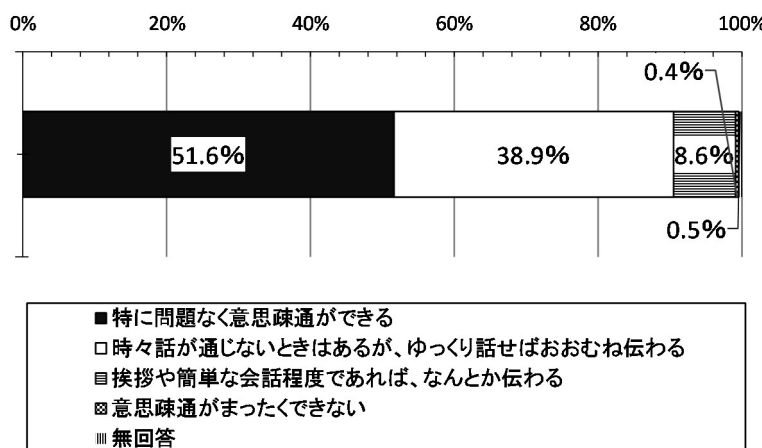
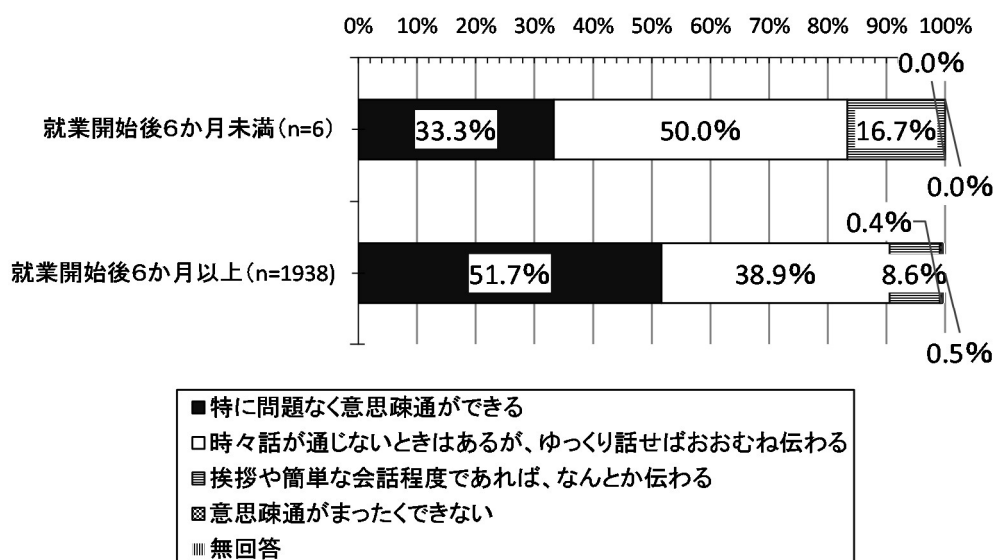


図 8-4 (参考：就労期間別) 技能実習生との日本語での意思疎通の程度 (SA)



(2) 外国人介護職員から受ける介護サービスの満足度

以下は、外国人介護職員の介護サービスをどう感じているか尋ねたものである。

① E P A 介護福祉士候補者

E P A 介護福祉士候補者では、「十分満足できる水準である」が 42.8%で最も多く、次いで、「おおむね満足できる水準である」が 36.8%、「普通（どちらともいえない）」が 18.9%であった。

図 8-5 E P A 介護福祉士候補者から受ける介護サービスの満足度 (n=418) (SA)

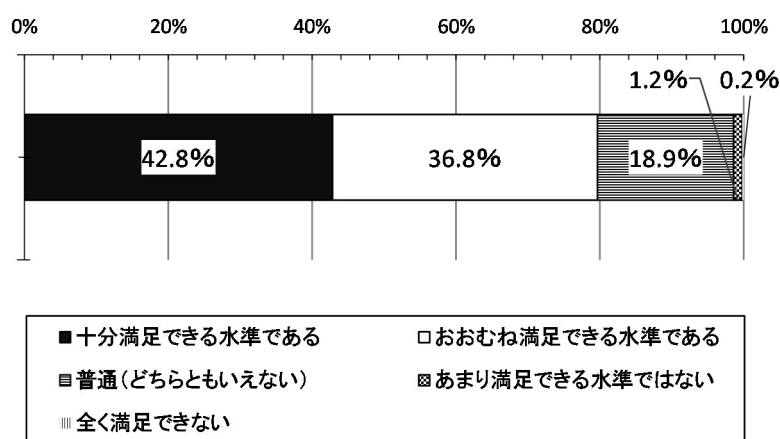
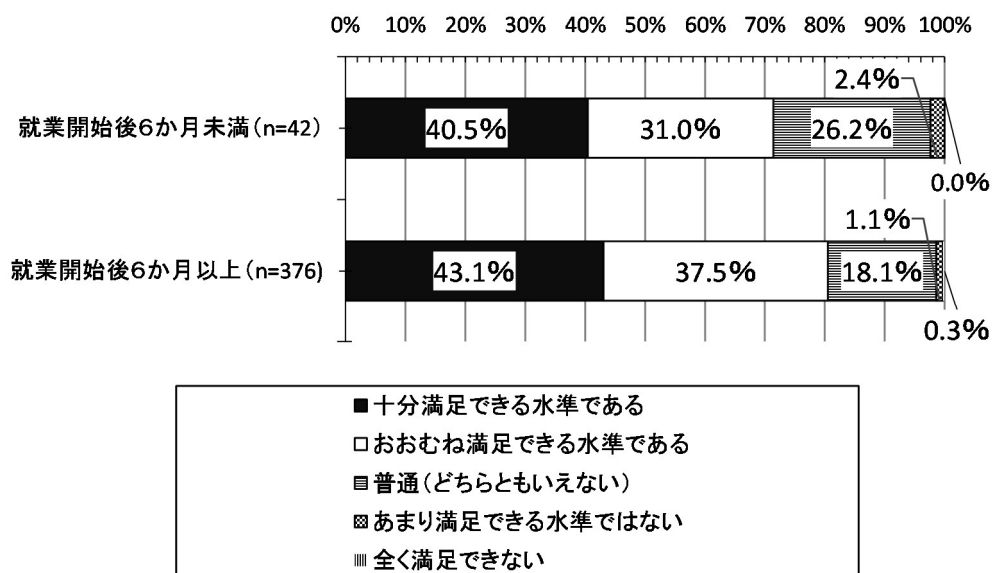


図 8-6 (参考：就労期間別) E P A 介護福祉士候補者から受ける介護サービスの満足度 (SA)



②技能実習生

技能実習生では、「十分満足できる水準である」が42.4%で最も多く、次いで、「おおむね満足できる水準である」が38.2%、「普通（どちらともいえない）」が16.6%であった。

図 8-7 技能実習生から受ける介護サービスの満足度（n=1,944）（SA）

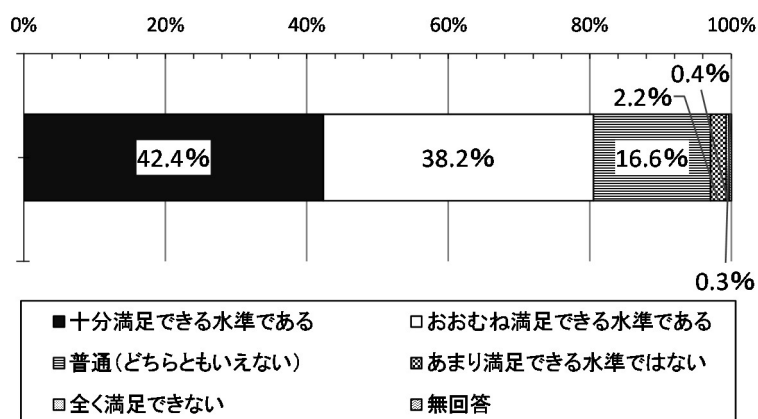
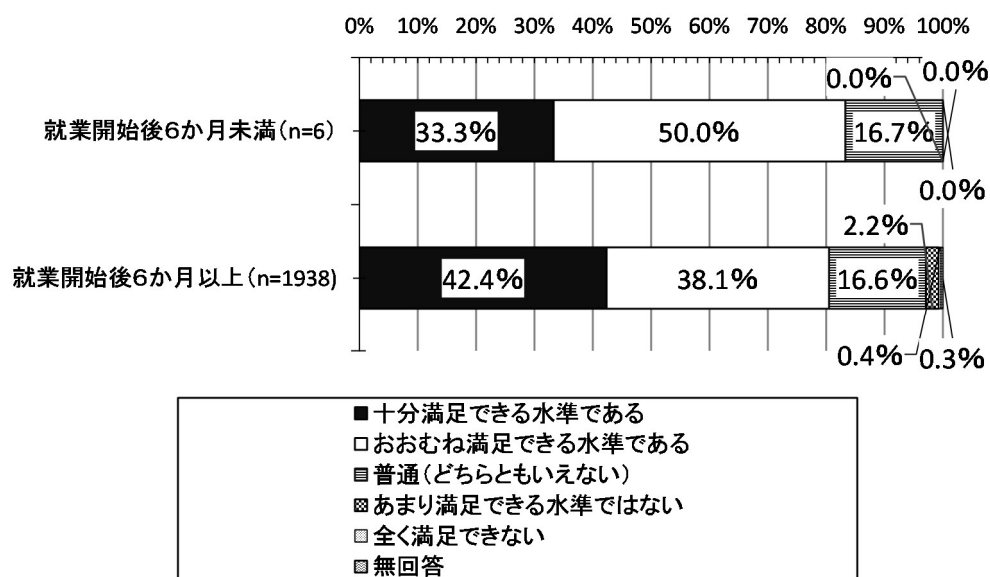


図 8-8 （参考：就労期間別）技能実習生から受ける介護サービスの満足度（SA）



(3) 外国人介護職員の働きぶりへの評価

以下は、外国人介護職員の働きぶりをどのように捉えているか尋ねたものである。

① E P A 介護福祉士候補者

E P A 介護福祉士候補者では、「大変仕事熱心であり、高く評価できる」が 57.2% で最も多く、次いで、「足りない部分はあるが、おおむね評価できる」が 28.9%、「普通（どちらともいえない）」が 12.9%であった。

図 8-9 E P A 介護福祉士候補者の働きぶりへの評価 (n=418) (SA)

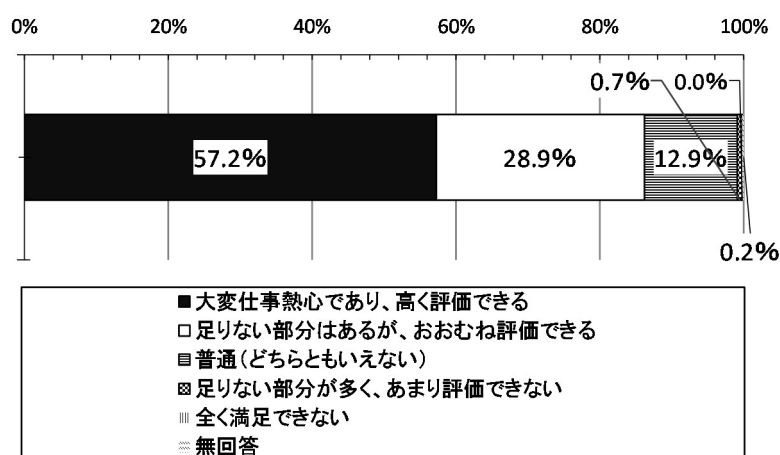
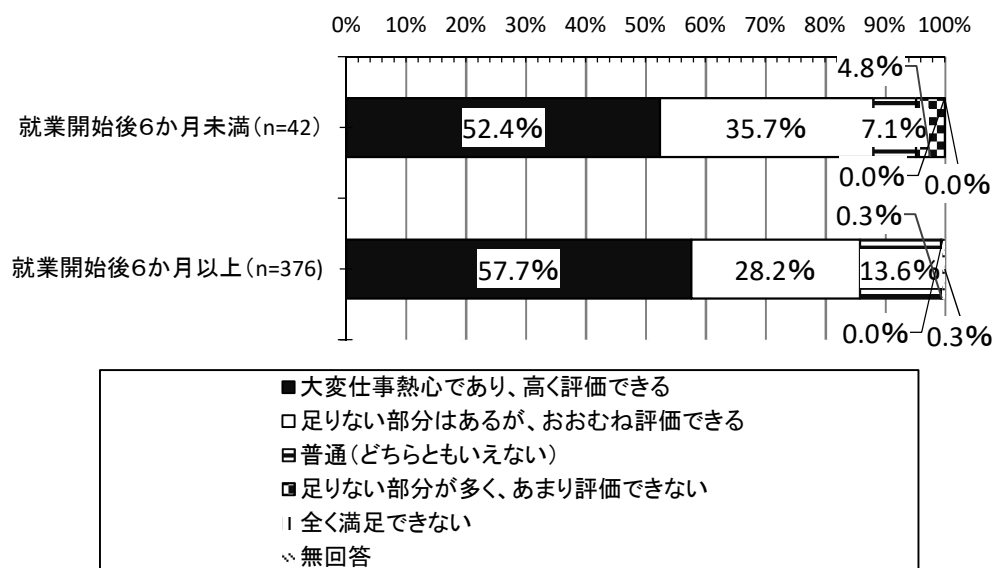


図 8-10 (参考：就労期間別) E P A 介護福祉士候補者の働きぶりへの評価 (SA)



②技能実習生

技能実習生では、「大変仕事熱心であり、高く評価できる」が59.8%で最も多く、次いで、「足りない部分はあるが、おおむね評価できる」が27.7%、「普通（どちらともいえない）」が11.1%であった。

図 8-11 技能実習生の働きぶりへの評価（n=1,944）（SA）

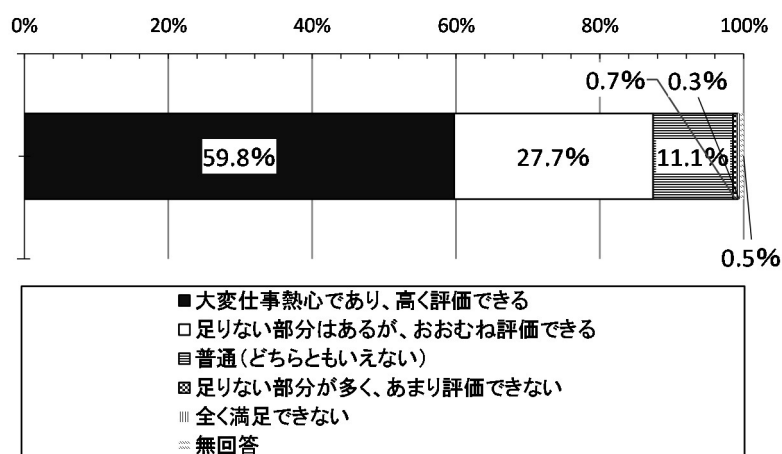
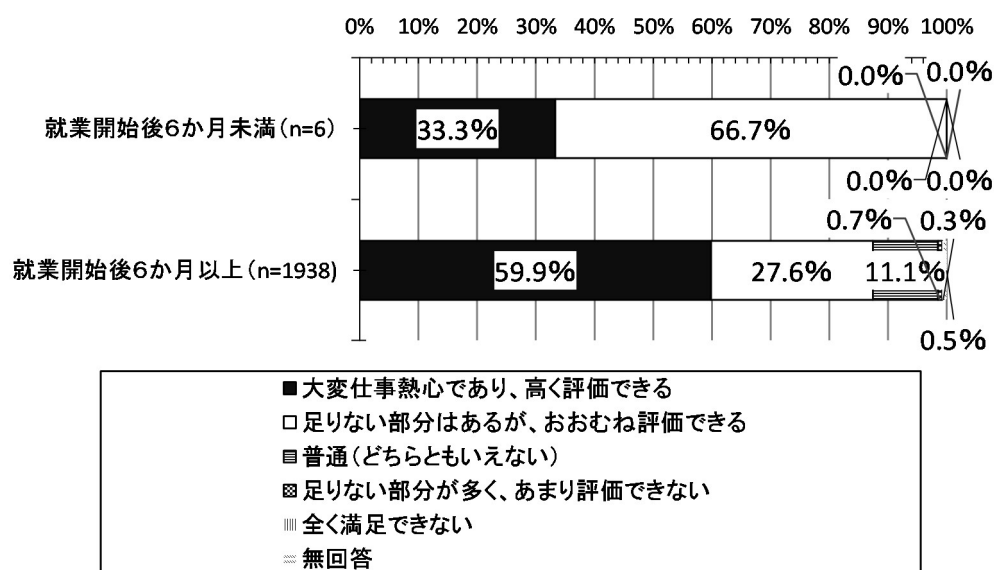


図 8-12 （参考：就労期間別）技能実習生の働きぶりへの評価（SA）



(4) 外国人が施設にいる環境への感じ方

以下は、外国人が施設にいる環境をどのように捉えているか尋ねたものである。

① E P A 介護福祉士候補者

E P A 介護福祉士候補者では、「施設に外国人がいても、日本人しかいなくても、違いはない」が48.8%で最も多く、次いで、「日本のことや日本語を教えてあげたいと思う」と「施設の活気につながっている」がともに39.0%、「海外の話が聞けて興味深い・楽しい」が31.1%であった。

図 8-13 外国人が施設にいる環境への感じ方（E P A 介護福祉士候補者）
(n=418) (MA)

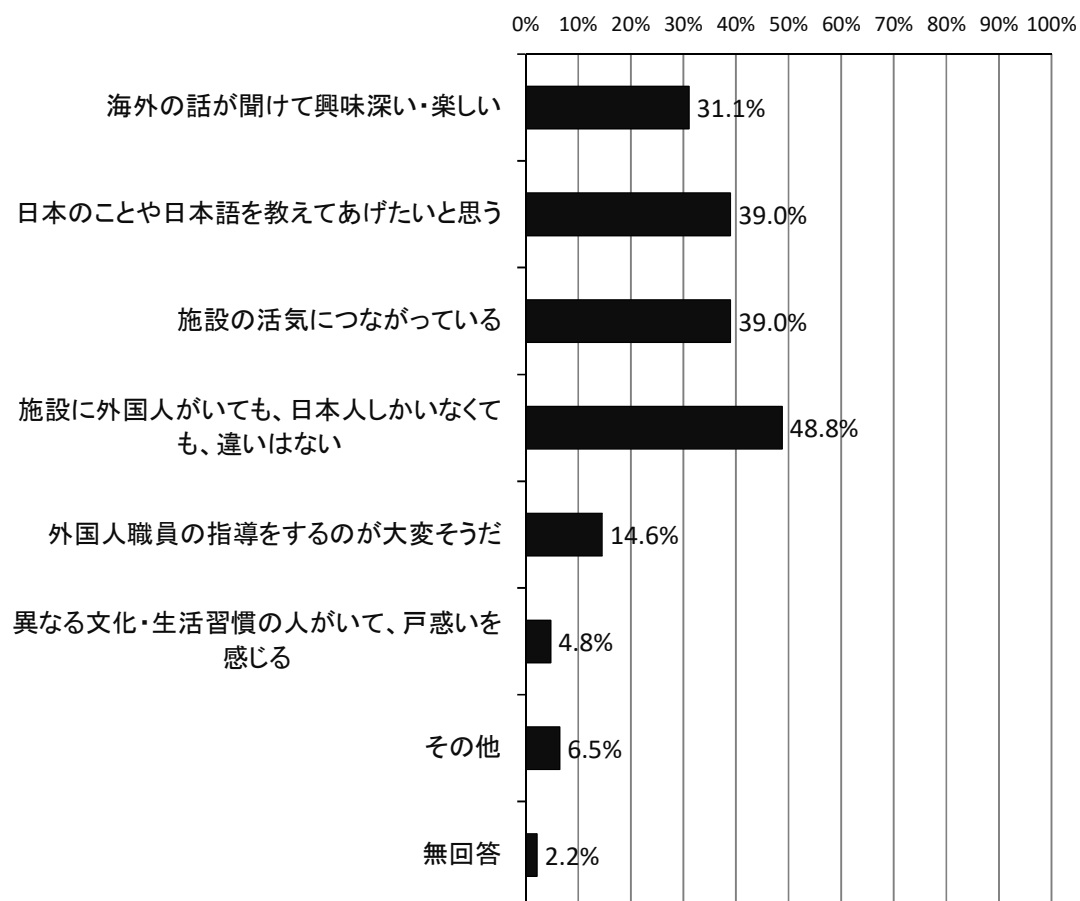
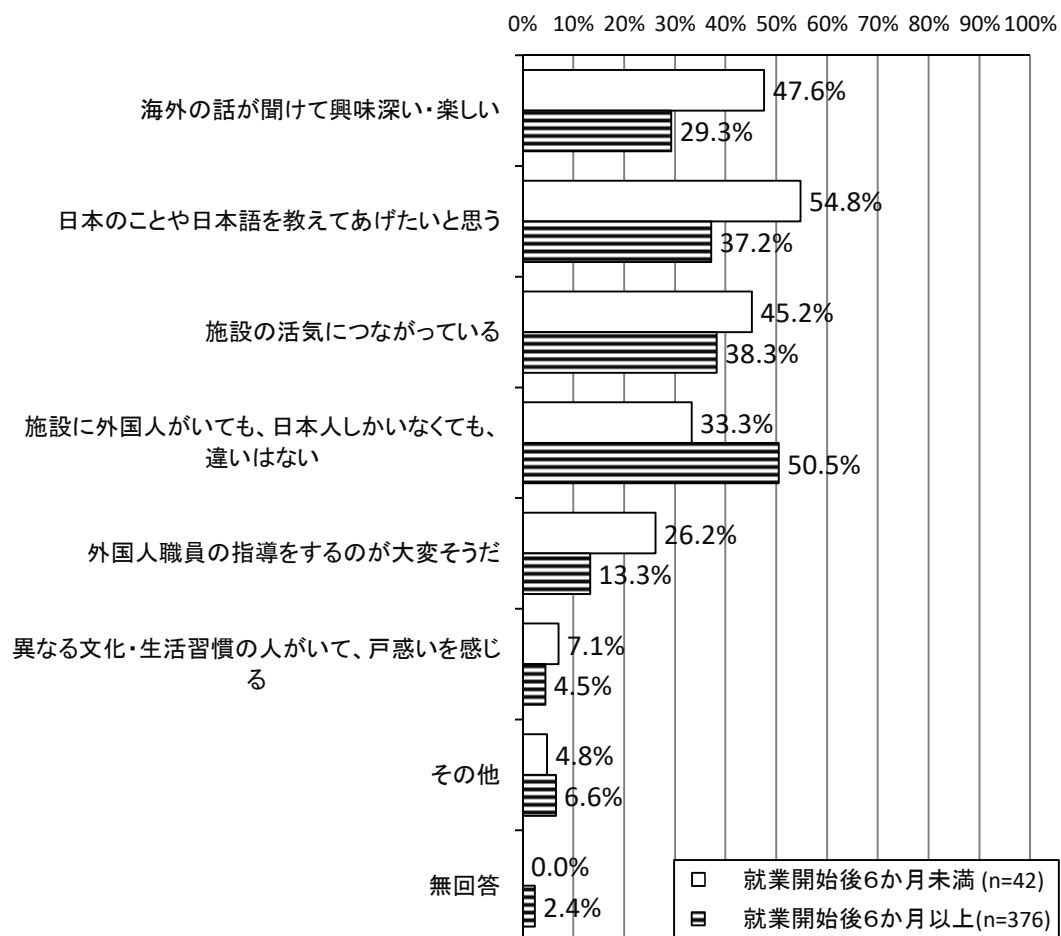


図 8-14 （参考：就労期間別）外国人が施設にいる環境への感じ方
（EPA介護福祉士候補者）（MA）



②技能実習生

技能実習生では、「日本のことや日本語を教えてあげたいと思う」が41.3%で最も多く、次いで、「施設に外国人がいても、日本人しかいなくても、違いはない」が41.2%、「施設の活気につながっている」が38.9%、「海外の話が聞けて興味深い・楽しい」が32.9%であった。

図 8-15 外国人が施設にいる環境への感じ方（技能実習生）（n=1,944）（MA）

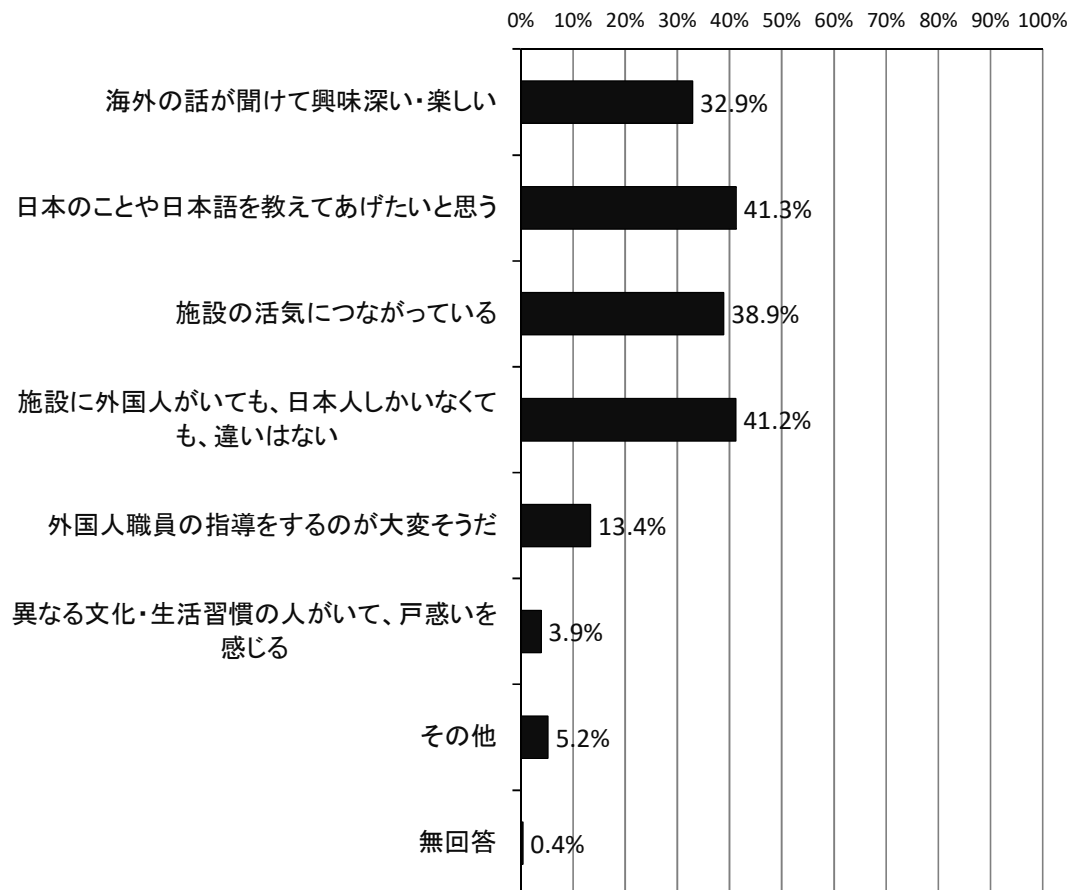
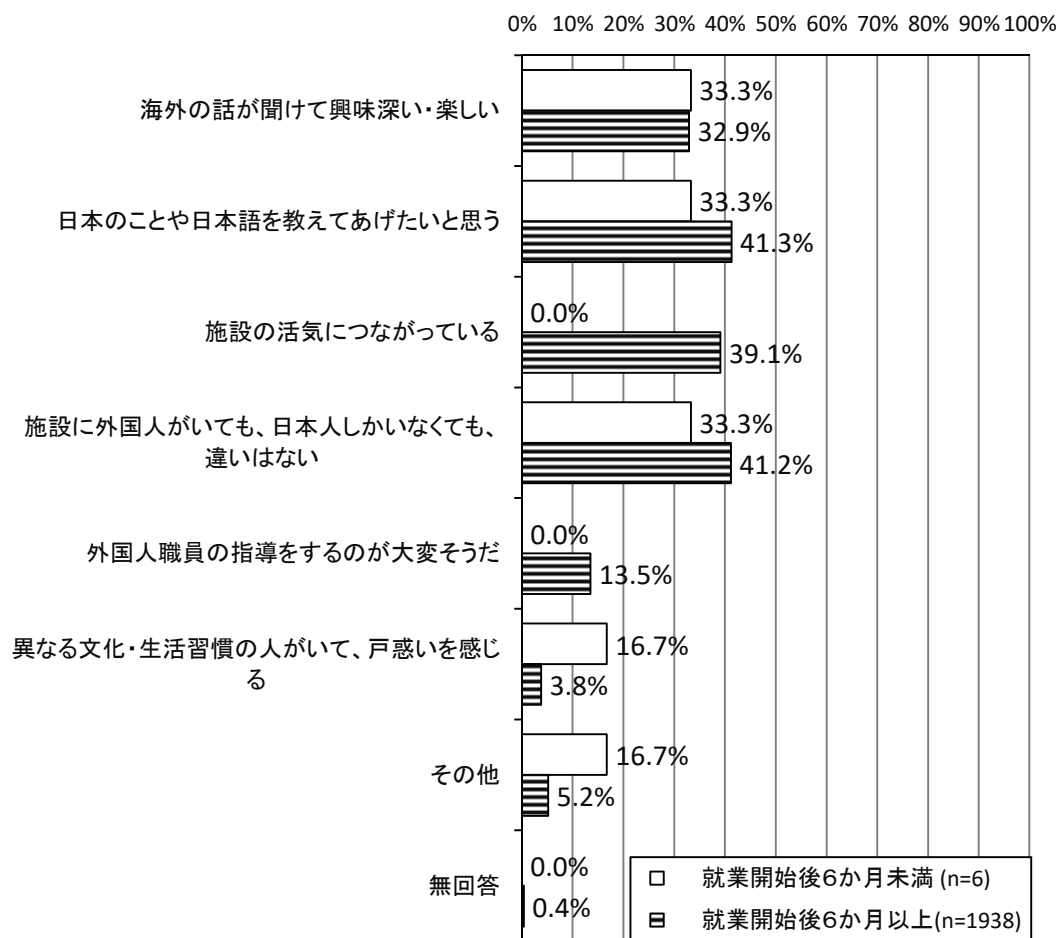


図 8-16 （参考：就労期間別）外国人が施設にいる環境への感じ方（技能実習生）
（MA）



(5) 回答者・記入者

最後に、本調査の回答者・記入者を尋ねた。

① E P A介護福祉士候補者

E P A介護福祉士候補者では、「自分（利用者本人）が回答・記入した」が18.7%、「自分の回答を、家族又は職員に記入してもらった」が76.6%、「入所者・利用者の家族が記入した」が2.4%であった。

図 8-17 回答者・回答方法（E P A介護福祉士候補者）（n=418）（SA）

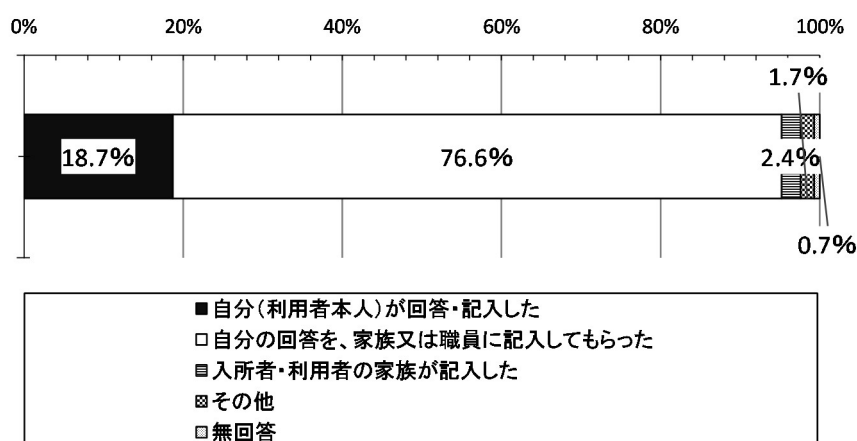
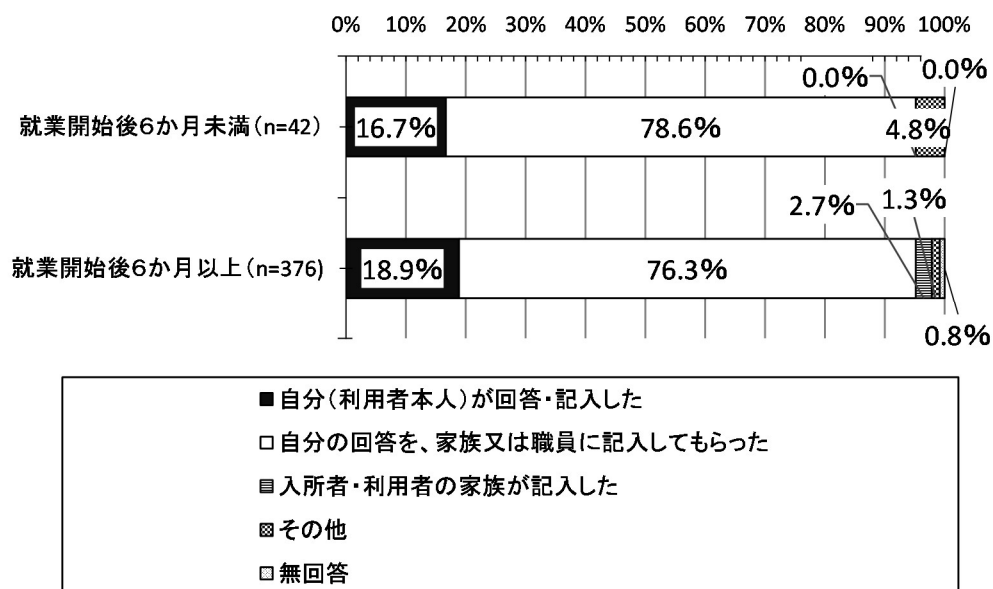


図 8-18 （参考：就労期間別）回答者・回答方法（E P A介護福祉士候補者）（SA）



②技能実習生

技能実習生では、「自分（利用者本人）が回答・記入した」が25.2%、「自分の回答を、家族又は職員に記入してもらった」が69.7%、「入所者・利用者の家族が記入した」が2.3%であった。

図 8-19 回答者・回答方法（技能実習生）（n=1,944）（SA）

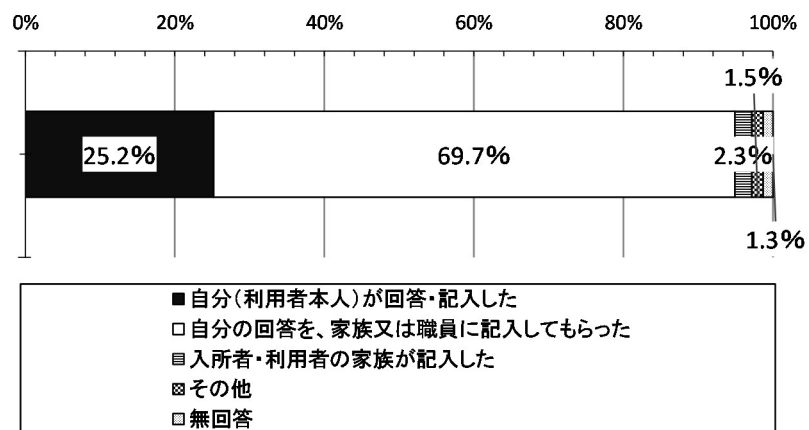
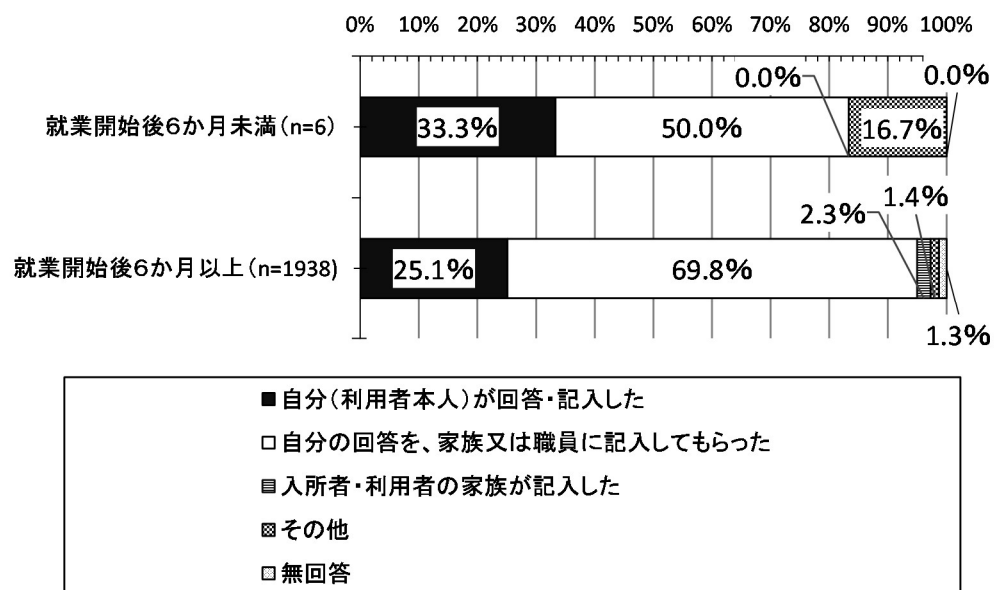


図 8-20 （参考：就労期間別）回答者・回答方法（技能実習生）（SA）



参考資料 調査票

令和3年度老人保健健康増進等事業
外国人介護職員の受入れ状況に関する調査（受入れ施設・事業所向けアンケート調査）

★特に断りのない場合、令和3年11月1日時点でのご回答をお願いいたします★

I 施設・事業所について

問1 貴施設・事業所についてお伺いします。

所在地	都・道 府・県	市・区 町・村	開設年	西暦	年
アンケート ご記入者 (〇は1つ)	1. 理事長・施設長・事業所長 2. 受入れ責任者		3. 労務管理者 4. その他(具体的に:)		
施設・事業 所の種類 (〇は1つ)	1. 介護老人福祉施設(地域密着型を含む) 2. 介護老人保健施設 3. 介護医療院、介護療養型医療施設 4. 小規模多機能型居宅介護 5. 通所介護(地域密着型、認知症対応型を含む) 6. 認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)		7. 障害者総合支援法関係の施設・事業所 (具体的に:) 8. 特定施設入居者生活介護(地域密着型・介護予防を含む) 9. 医療施設 10. その他 (具体的に:)		
運営主体 (〇は1つ)	1. 市区町村 2. 一部事務組合・広域連合 3. 社会福祉法人		4. 医療法人 5. 公益法人・日赤 6. 営利法人(会社) 7. その他の法人 () (具体的に:)		

II 外国人介護職員の受入れ状況について

問2 貴施設・事業所では、(1)以下の在留資格の外国人介護職員を雇用したことがありますか(国籍は問いませんが、「介護職員」についてのみお答えください)。雇用したことがある場合には、(2)現在雇用している外国人介護職員の数を就労期間別(当該在留資格により就労開始した時期からの期間)にもご記入ください。

在留資格	(1)雇用した経験の有無 (〇は1つ)	(2)現在雇用中の外国人介護職員数 現在「0人」の場合は、「0」とご記入ください。		
		半年未満	半年以上 2年未満	2年以上
1. EPA(※1) 介護福祉士候補者	1. 雇用したことがある 2. 雇用したことはない	人	人	人
2. EPA(※1、2) 介護福祉士	1. 雇用したことがある 2. 雇用したことはない	人	人	人
3. 在留資格「介護」	1. 雇用したことがある 2. 雇用したことはない	人	人	人
4. 技能実習生	1. 雇用したことがある 2. 雇用したことはない	人	人	人
5. 特定技能外国人	1. 雇用したことがある 2. 雇用したことはない	人	人	人

※1 経済連携協定(インドネシア、フィリピン、ベトナム) ※2 介護福祉士資格取得後の就労期間別人数をご記入ください

III 貴施設・事業所の職員等について

★以降は、問2(2)の回答に応じて以下の設問にお進みください★

問2(2)の回答(現在雇用中の外国人介護職員数)	次に回答いただく設問 No.
「EPA 介護福祉士候補者、技能実習生のいずれか 1名以上」と回答された方 (問2(2)の太い四角枠内に「1」以上を記入された方)	「問3」へ ※ただし、就労開始から2年以上経過 している職員のみ雇用している場合 は、過去の就労状況等を踏まえて回答 してください。
上記以外	回答は以上です。ご協力 ありがとうございました。

問3 貴施設・事業所における令和3年 10 月の入所者数・利用者数(延べ数)をご記入ください。

人

問4 《介護老人福祉施設(地域密着型を含む)、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、障害者総合支援法関係の施設・事業所のみご回答ください》貴施設・事業所における利用定員数又は入所定員数をご記入ください。 ※障害者総合支援法の施設・事業所については居住支援系・日中活動支援系のみ利用定員数を回答してください。

利用定員数・ 入所定員数	合計		多床室		ユニット	
	名		室	名	室	名

問5 貴施設・事業所の介護職員・看護職員数をご記入ください。

※外国人介護職員も含まれますが、介護職員として配置基準へ参入している職員の数をご記入ください。

	常勤職員数	非常勤職員	
		常勤換算数(小数点第1位まで)	
介護職員	名	.	名
うち介護福祉士	名	.	名
看護職員	名	.	名

Ⅳ 外国人介護職員の学習時間について

問6 外国人介護職員の勤務時間内の学習・指導時間について、(1)就労半年未満/半年以上とではどちらが多いですか(在留資格別に、学習時間の多い方を選択してください)。また、(2)就労開始半年未満の場合、在留資格別ではどちらの外国人介護職員が多いですか。(○はそれぞれ1つ)

(1)就労期間別

	EPA 介護福祉士候補者	技能実習生	特定技能外国人
介護技能の 学習時間が 多いのは...	1. 就労開始半年未満 2. 就労開始半年以上 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない	1. 就労開始半年未満 2. 就労開始半年以上 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない	1. 就労開始半年未満 2. 就労開始半年以上 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない
日本語の 学習時間が 多いのは...	1. 就労開始半年未満 2. 就労開始半年以上 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない	1. 就労開始半年未満 2. 就労開始半年以上 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない	1. 就労開始半年未満 2. 就労開始半年以上 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない

(2)就労開始半年未満の在留資格別(学習時間が多い方を選択)

介護技能の 学習時間が 多いのは...	1. EPA 介護福祉士候補者 2. 特定技能外国人 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない	1. 技能実習生 2. 特定技能外国人 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない	1. EPA 介護福祉士候補者 2. 技能実習生 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない
日本語の 学習時間が 多いのは...	1. EPA 介護福祉士候補者 2. 特定技能外国人 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない	1. 技能実習生 2. 特定技能外国人 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない	1. EPA 介護福祉士候補者 2. 技能実習生 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない

問7 外国人介護職員の勤務時間外の学習・指導時間について、(1)就労半年未満/半年以上とではどちらが多いですか(在留資格別に、学習時間の多い方を選択してください)。また、(2)就労開始半年未満の場合、在留資格別ではどちらの外国人介護職員が多いですか。(○はそれぞれ1つ)

(1)就労期間別

	EPA 介護福祉士候補者	技能実習生	特定技能外国人
介護技能の学習時間が 多いのは・・・	1. 就労開始半年未満 2. 就労開始半年以上 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない	1. 就労開始半年未満 2. 就労開始半年以上 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない	1. 就労開始半年未満 2. 就労開始半年以上 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない
日本語の 学習時間が 多いのは・・・	1. 就労開始半年未満 2. 就労開始半年以上 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない	1. 就労開始半年未満 2. 就労開始半年以上 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない	1. 就労開始半年未満 2. 就労開始半年以上 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない

(2)就労開始半年未満の在留資格別(学習時間が多い方を選択)

介護技能の 学習時間が 多いのは	1. EPA 介護福祉士候補者 2. 特定技能外国人 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない	1. 技能実習生 2. 特定技能外国人 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない	1. EPA 介護福祉士候補者 2. 技能実習生 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない
日本語の 学習時間が 多いのは・・・	1. EPA 介護福祉士候補者 2. 特定技能外国人 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない	1. 技能実習生 2. 特定技能外国人 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない	1. EPA 介護福祉士候補者 2. 技能実習生 3. 同程度である 4. (いずれも又は一方を)雇用して いない

V 外国人介護職員の夜勤への従事状況について

問8 外国人介護職員を夜勤に従事させていますか。在留資格別に選択してください(○はそれぞれ1つ)。

※夜勤に従事する外国人介護職員の条件を設けているものの、現時点で条件にあてはまる外国人職員がいない場合には、「従事させている」を選択してください。外国人介護職員は夜勤へ従事しない方針としている場合には、「従事させていない」を選択してください。

在留資格	夜勤の従事状況		
EPA介護福祉士候補者	1. 従事させている	2. 従事させていない	3. 雇用していない
技能実習生	1. 従事させている	2. 従事させていない	3. 雇用していない
特定技能外国人	1. 従事させている	2. 従事させていない	3. 雇用していない

問9 ≪問8で1か所でも「1. 従事させている」を選択した方のみ≫(1)夜勤への従事の内容はありますか(○はいくつでも)。ある場合には、(2)条件の具体的な内容についてお答えください(○はそれぞれ1つ)。

在留資格	(1)夜勤従事条件 (○はいくつでも)	(2)条件の内容 (○はそれぞれ1つ)
EPA介護福祉士候補者	1. 就労期間に関する条件がある ☒ → 2. 日本語能力に関する条件がある ☒ → 3. 介護業務の遂行能力に関する条件がある ☒ → 4. 上記以外の条件がある ☒ → 5. 条件はない ☐ 6. 従事させていない／雇用していない ☐	1. 半年以上 3. 2年以上 2. 1年以上 4. その他 ☒ (具体的に:) 1. N2以上 3. その他 ☒ 2. N3 (具体的に:) { 介護業務の遂行能力に関する条件の具体的な内容: } { その他条件の具体的な内容: }
技能実習生	1. 就労期間に関する条件がある ☒ → 2. 日本語能力に関する条件がある ☒ → 3. 介護業務の遂行能力に関する条件がある ☒ → 4. 上記以外の条件がある ☒ → 5. 条件はない ☐ 6. 従事させていない／雇用していない ☐	1. 半年以上 3. 2年以上 2. 1年以上 4. その他 ☒ (具体的に:) 1. N2以上 3. その他 ☒ 2. N3 (具体的に:) { 介護業務の遂行能力に関する条件の具体的な内容: } { その他条件の具体的な内容: }
特定技能外国人	1. 就労期間に関する条件がある ☒ → 2. 日本語能力に関する条件がある ☒ → 3. 介護業務の遂行能力に関する条件がある ☒ → 4. 上記以外の条件がある ☒ → 5. 条件はない ☐ 6. 従事させていない／雇用していない ☐	1. 半年以上 3. 2年以上 2. 1年以上 4. その他 ☒ (具体的に:) 1. N2以上 3. その他 ☒ 2. N3 (具体的に:) { 介護業務の遂行能力に関する条件の具体的な内容: } { その他条件の具体的な内容: }

問 10 ≪問8で1か所でも「1. 従事させている」を選択した方のみ≫外国人介護職員が夜勤に従事するうえで、安全上の配慮として実施していること(日本人職員の夜勤においては実施していないこと)を選択してください(○はいくつでも)。

在留資格	安全上の配慮
EPA介護福祉士候補者	1. 介護福祉士候補者以外の介護職員を配置し、配置基準以上の人員体制としている 2. 介護福祉士候補者以外の介護職員を配置し、配置基準どおりの体制としている 3. 介護福祉士候補者が配置される事業所と同一敷地内で一体的に運営されている事業所に介護福祉士候補者以外の介護職員を同時に配置している 4. 緊急時のために介護福祉士候補者以外の介護職員等との連絡体制を整備している 5. その他(具体的に:) 6. (外国人介護職員固有の)安全上の配慮は特に行っていない 7. 夜勤に従事させていない／雇用していない

技能実習生	1. 指導等に必要な数の技能実習生以外の介護職員（主として技能実習指導員）を配置し、配置基準以上の人員体制としている 2. 指導等に必要な数の技能実習生以外の介護職員（主として技能実習指導員）を配置し、配置基準どおりの人員体制としている 3. 技能実習生が配置される事業所と同一敷地内で一体的に運営されている事業所に技能実習生以外の介護職員を同時に配置している 4. その他（具体的に： _____） 5. （外国人介護職員固有の）安全上の配慮は特に行っていない 6. 夜勤に従事させていない／雇用していない
特定技能外国人	1. 特定技能外国人以外の介護職員を配置し、配置基準以上の人員体制としている 2. 特定技能外国人以外の介護職員を配置し、配置基準どおりの人員体制としている 3. 緊急時のために特定技能外国人以外の介護職員等との連絡体制を整備している 4. その他（具体的に： _____） 5. （外国人介護職員固有の）安全上の配慮は特に行っていない 6. 夜勤に従事させていない／雇用していない

問 11 《問8で1か所でも「1. 従事させている」を選択した方のみ》外国人介護職員を夜勤に従事させる理由について、項目別に当てはまるものを選択してください（○はそれぞれ1つ）。

	1. 当てはまる	2. やや 当てはまる	3. あまり 当てはまらない	4. 当てはまらない
1. 外国人介護職員が夜勤を実施しなければ、 夜勤の最低基準を満たすシフトを組むことが困難であるから	1	2	3	4
2. 外国人介護職員の研修・指導として、 夜勤での経験を積むことが効果的と考えられるから	1	2	3	4
3. 夜勤手当により通常の勤務よりも高い収入が望めるため、 外国人介護職員自身が夜勤での就労を希望するから	1	2	3	4
4. その他（具体的に： _____）	1	2	3	4

問 12 《問8で1か所でも「1. 従事させている」を選択した方のみ》外国人介護職員が夜勤に従事することによる効果について、項目別に当てはまるものを選択してください（○はそれぞれ1つ）。

	1. 当てはまる	2. やや 当てはまる	3. あまり 当てはまらない	4. 当てはまらない
1. 夜勤の最低基準を満たすシフトを組むことが容易になった	1	2	3	4
2. 夜勤のシフトが組みやすくなり、 外国人介護職員以外の職員の業務負担が軽減した	1	2	3	4
3. 夜勤職員配置加算・夜勤ケア加算・夜勤勤務等 看護加算を算定することができるようになった	1	2	3	4
4. その他（具体的に： _____）	1	2	3	4

問 13 《問8で1か所でも「1. 従事させている」を選択した方のみ》外国人介護職員が夜勤に従事することによって生じた課題があれば、ご記入ください（自由記入）。

--

Ⅵ 事故・ヒヤリハット事例の有無について

問 14 過去3年間で、外国人介護職員による介護行為により生じた事故はありますか(○は1つ)。※「事故」とは、死亡または何らかの治療が必要になった事例をいいます。

1. 発生した 2. 発生していない(→問 15 へ)

問 14-1 《問 14 で「1. 発生した」と回答した場合のみ》その中で、外国人職員特有(日本語能力不足が原因等、日本人職員の場合には起こりにくい)と考えられる事故はありますか(○は1つ)。ある場合には、可能な範囲で詳細(最大2件)をご記入ください。

1. ある		2. ない(→問 15 へ)	
問 14-1 (発生した場合)その詳細	a. 事例 1	a-1. 発生時期(数値記入)	外国人介護職員が就労開始後おおむね()年後
		a-2. 該当職員(○は1つ)	1. EPA 介護福祉士候補者 3. 特定技能外国人 2. 技能実習生
		a-3. 事故の具体的な内容 と再発防止策(自由記入)	
	b. 事例 2	b-1. 発生時期(数値記入)	外国人介護職員が就労開始後おおむね()年後
		b-2. 該当職員(○は1つ)	1. EPA 介護福祉士候補者 3. 特定技能外国人 2. 技能実習生
		b-3. 事故の具体的な内容 と再発防止策(自由記入)	

問 15 過去3年間で、外国人介護職員による介護行為により生じたヒヤリハット事例はありますか(○は1つ)。※「ヒヤリハット」とは、事故に至る危険性があったが、事故に至らなかった事例をいいます。

1. 発生した 2. 発生していない(→問 16 へ)

問 15-1 《問 15 で「1. 発生した」と回答した場合のみ》その中で、外国人職員特有(日本語能力不足が原因等、日本人職員の場合には起こりにくい)と考えられるヒヤリハット事例はありますか(○は1つ)。ある場合には、可能な範囲で詳細(最大2件)をご記入ください。

1. ある		2. ない(→問 16 へ)	
問 15-1 (発生した場合)その詳細	a. 事例 1	a-1. 発生時期(数値記入)	外国人介護職員が就労開始後おおむね()年後
		a-2. 該当職員(○は1つ)	1. EPA 介護福祉士候補者 3. 特定技能外国人 2. 技能実習生
		a-3. 具体的な内容と再発 防止策(自由記入)	
	b. 事例 2	b-1. 発生時期(数値記入)	外国人介護職員が就労開始後おおむね()年後
		b-2. 該当職員(○は1つ)	1. EPA 介護福祉士候補者 3. 特定技能外国人 2. 技能実習生
		b-3. 具体的な内容と再発 防止策(自由記入)	

Ⅶ 外国人介護職員を配置基準に算入することについて

問 16 現在、外国人介護職員を算入しなくても、介護職員の基本の配置基準を満たしていますか(○は1つ)。

1. 満たしている 2. 満たしていない(→問 17 へ)

問 17 EPA介護福祉士候補者および技能実習生は、現行では、①施設での就労開始から一定期間を経過した者又は②日本語能力試験N2以上の合格者を配置基準に算入しています。これについてどう思いますか。それぞれの在留資格別にお答えください（○はそれぞれ1つ）。

在留資格	選択肢
EPA介護福祉士候補者	1. 施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である (→問 17-1 へ) 2. 現行通りで良い (→問 17-3 へ) 3. その他(具体的に:) (→問 17-4 へ) 4. 雇用していない／わからない
技能実習生	1. 施設での就労を開始した直後から算入するのが適当である (→問 17-1 へ) 2. 現行通りで良い (→問 17-3 へ) 3. その他(具体的に:) (→問 17-4 へ) 4. 雇用していない／わからない

問 17-1 ≪問 17 で選択肢1を選択した方のみ≫選択肢1を選んだ理由をお答えください(○はいくつでも)。

在留資格	選択肢
EPA介護福祉士候補者	1. 外国人介護職員には勤務を開始したばかりの日本人と同等の業務に携わらせている中で、外国人介護職員のみを配置基準に算入しないとするのは、不合理であるから 2. 外国人介護職員の中でも、在留資格によっては就業開始当初から配置基準に算入できる中で、能力等を考えても、在留資格ごとに異なる定めを設ける理由がないから 3. 外国人介護職員は、入国後の一定の研修等により他の職員や利用者との最低限のコミュニケーションを図ることができるとともに、勤務態度も誠実であるため、介護職員の基本の配置基準に算入しても問題ないから 4. 外国人介護職員を介護職員の基本の配置基準に算入することで、外国人職員の責任感や就労に対する意欲が増すから 5. 外国人介護職員を介護職員の基本の配置基準に算入することで、施設職員全体の一体感が高まるから 6. 配置基準上の介護職員に算入するかどうかは、日本人の職員を含め、各受入施設の責任で判断するものであるから 7. その他(具体的に:)
技能実習生	1. 外国人介護職員には勤務を開始したばかりの日本人と同等の業務に携わらせている中で、外国人介護職員のみを配置基準に算入しないとするのは、不合理であるから 2. 外国人介護職員の中でも、在留資格によっては就業開始当初から配置基準に算入できる中で、能力等を考えても、在留資格ごとに異なる定めを設ける理由がないから 3. 外国人介護職員は、入国後の一定の研修等により他の職員や利用者との最低限のコミュニケーションを図ることができるとともに、勤務態度も誠実であるため、介護職員の基本の配置基準に算入しても問題ないから 4. 外国人介護職員を介護職員の基本の配置基準に算入することで、外国人職員の責任感や就労に対する意欲が増すから 5. 外国人介護職員を介護職員の基本の配置基準に算入することで、施設職員全体の一体感が高まるから 6. 配置基準上の介護職員に算入するかどうかは、日本人の職員を含め、各受入施設の責任で判断するものであるから 7. その他(具体的に:)

問 17-2 ≪問 17 で選択肢1を選択した方のみ≫当該外国人が有するのが適当と考える日本語能力はどの程度だと考えますか(○は1つ)。

在留資格	選択肢
EPA介護福祉士候補者	1. 言語レベルは問わない 2. N4相当が必要 3. N3相当が必要 4. その他(具体的に:) 5. 雇用していない／わからない
技能実習生	1. 言語レベルは問わない(N4相当で良い) 2. N3相当が必要 3. その他(具体的に:) 4. 雇用していない／わからない

問 17-3 <問 17 で選択肢2を選択した方のみ>選択肢2を選んだ理由を、在留資格別にお答えください(○はいくつでも)。

在留資格	選択肢
EPA 介護福祉士 候補者	1. 一定期間の就労により、円滑なコミュニケーションが期待できるようになるから 2. 一定期間の就労により、日本の文化や生活に関する理解を深め、介護においても一定の質を確保できるようになるから 3. 日本語能力が N2以上あれば、就労が一定期間経過していなくとも、他の職員や利用者と円滑なコミュニケーションが期待できるから 4. 日本語能力が N2以上あれば、就労が一定期間経過していなくとも、日本の文化や生活に関する理解を深め、介護においても一定の質を確保できるから 5. その他(具体的に:)
技能実習生	1. 一定期間の就労により、円滑なコミュニケーションが期待できるようになるから 2. 一定期間の就労により、日本の文化や生活に関する理解を深め、介護においても一定の質を確保できるようになるから 3. 日本語能力が N2以上あれば、就労が一定期間経過していなくとも、他の職員や利用者と円滑なコミュニケーションが期待できるから 4. 日本語能力が N2以上あれば、就労が一定期間経過していなくとも、日本の文化や生活に関する理解を深め、介護においても一定の質を確保できるから 5. その他(具体的に:)

問 17-4 <問 17 で選択肢3を選択した方のみ>選択肢3を選んだ理由をお答えください(自由記述)。

在留資格	回答欄
EPA 介護福祉士 候補者	
技能実習生	

《問 18 以降は特定技能外国人を雇用している施設・事業所のみご回答ください》

問 18 特定技能外国人は、施設での就労を開始した直後から介護職員として配置基準への算入が可能となっております。これについてどう思いますか。(○は1つ)。

1. 現行通りで良い (→問 18-1 へ) 2. 現行の方針を見直す必要がある (→問 18-2 へ) 3. わからない

問 18-1 <問 18 で選択肢1を選択した方のみ>選択肢1を選んだ理由をお答えください(○はいくつでも)。

1. 外国人介護職員には勤務を開始したばかりの日本人と同等の業務に携わらせている中で、外国人介護職員のみを配置基準に算入しないとするのは、不合理であるから 2. 外国人介護職員は、入国後の一定の研修等により他の職員や利用者との最低限のコミュニケーションを図ることができるとともに、勤務態度も誠実であるため、介護職員の基本の配置基準に算入しても問題ないから 3. 外国人介護職員を基本の配置基準に算入することで、外国人職員の責任感や就労に対する意欲が増すから 4. 外国人介護職員を基本の配置基準に算入することで、施設職員全体の一体感が高まるから 5. 配置基準上の介護職員に算入するか否かは、各受入れ施設の責任で判断するものであるから 6. その他(具体的に:)

問 18-2 <問 18 で選択肢2を選択した方のみ>どのような見直しが必要と思われますか(○はいくつでも)。

1. 一定の日本語能力を有する場合のみ就労開始直後から参入するのが適当である 2. 施設での就労開始から一定期間を経過した後に参入するのが適当である 3. その他(具体的に:)

★ 質問は以上です。ご協力ありがとうございました。★

**施設・事業所のサービス提供状況に関する
アンケート調査（利用者向けアンケート調査）**

◇ 外国人介護職員の方のサービス提供状況についてお伺いします。

- 利用者様にお答えいただくのは、問1～問5です。
- 具体的に誰のサービス提供状況について回答するのか、施設・事業所職員にお尋ねください。
- 過去1年間の状況について、お答えください。

問0（施設・事業所の方にお尋ねします）問1～問3は、誰のサービス提供状況について回答するものですか。（1つに○をし、就業期間を数値記入）

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1. EPA 介護福祉士候補者 | →就業開始後（ ）年 |
| 2. 技能実習生 | →就業開始後（ ）年 |

問1 あなたの言いたいことは、外国人介護職員の方に伝わりますか。（○は1つ）

1. 特に問題なく意思疎通ができる
2. 話が通じないときはあるが、ゆっくり話せばおおむね伝わる
3. 挨拶や簡単な会話程度であれば、なんとか伝わる
4. 意思疎通がまったくできない

問2 外国人介護職員の介護サービスをどう感じていますか。（○は1つ）

1. 十分満足できる水準である
2. おおむね満足できる水準である
3. 普通（どちらともいえない）
4. あまり満足できる水準ではない
5. 全く満足できない

裏面もあります

表面からの続きです

問3 外国人介護職員の方の働きぶりはいかがですか。(○は1つ)

1. 大変仕事熱心であり、高く評価できる
2. 足りない部分はあるが、おおむね評価できる
3. 普通 (どちらともいえない)
4. 足りない部分が多く、あまり評価できない
5. 全く評価できない

問4 外国人が施設にいる環境をどう感じていますか。(○はいくつでも)

1. 海外の話が聞けて興味深い・楽しい
2. 日本のことや日本語を教えてあげたいと思う
3. 施設の活気につながっている
4. 施設に外国人がいても、日本人しかいなくても、違いはない
5. 外国人職員の指導をする職員が大変そうだ
6. 異なる文化・生活習慣の人がいて、戸惑いを感じる
7. その他 (具体的に記入→_____)

問5 この調査にお答えいただいた方・お答えいただいた方法をお選びください。(○は1つ)

1. 自分(利用者本人)が回答・記入した
2. 自分の回答を、家族又は職員に記入してもらった
3. 入所者・利用者の家族が回答・記入した
4. その他 (具体的に記入→_____)

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

この調査票は封筒に入れて糊付けし、

12月24日(金)までに切手を貼らずにポストに投函するか、

家族あるいは施設職員に渡してください。

令和３年度 老人保健健康増進等事業
介護施設等における外国人介護職員の就労実態に関する調査研究

令和４年３月発行

発行・編集



社会情報部

〒116-8581

東京都荒川区西日暮里 2-40-10

TEL 03-6826-5353
